JFM

Japan Finance Organization
for Municipalities

DISCLOSURE 2023

金融で地方財政を支え
地域の未来を拓く

地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

地域の未来を拓く使命に邁進します。

1 5 9

2 6 10

3 7 11

4 8 12

CONTENTS

理事長挨拶 02
JFMの価値創造ストーリー 04

1章 事業概況

令和4年度事業実績
1 貸付けの実績 08
2 資金調達の実績 10
3 地方支援業務の実績 14
4 決算の概況 16
令和5年度の事業実施方針
1 貸付業務 18
2 資金調達業務 19
3 地方支援業務 21
4 リスク管理及び内部統制 21
5 国庫納付 21
SDGs(持続可能な開発目標)への貢献 22
1 貸付事業を通じたサステナブルなまちづくりへの支援 22
2 グリーンボンドの発行 24
3 地方支援業務 活用事例 25

2章 業務の紹介

貸付業務
1 概要 28
2 貸付利率 30
3 貸付けの審査体制 32
4 貸付実績・貸付残高 33
5 貸付対象事業の紹介 35
資金調達業務
1 機構債券の種類 43
2 資金調達の基本スタンス 44
3 機構債券の特徴 45
4 資金調達実績の推移 46
地方支援業務
基本姿勢 47

3章 業務運営体制

機構の基本的な仕組み
1 貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ 52
2 出資金 53
ガバナンス
1 ガバナンス 54
2 財務報告に係る内部統制の評価 56
3 内部監査 57
一般勘定と管理勘定 58
リスク管理
1 リスク管理全般 60
2 個別リスク管理 61
コンプライアンス(法令等遵守)
1 基本的な考え方 67
2 コンプライアンス体制 67
ディスクロージャー
1 情報開示に関する基本姿勢 68
2 情報開示資料 68

4章 機構の役割及び今後のあり方

地方債制度における機構の役割 69
機構の業務のあり方検討 74

5章 機構の財務状況

財務諸表 78
参考情報 106

6章 参考資料・機構データ

参考資料 112
機構データ
沿革 135
組織図 136
役員・組織概要 137

1 富山県魚津市星の杜小学校(公共施設等適正管理推進事業)
2 岩手県宮古市田老総合事務所庁舎(合併特例事業)
3 鹿児島県十島村フェリーとしま2(交通事業)
4 新潟県長岡市トキと自然の学習館(合併特例事業)
5 神奈川県厚木市立病院(病院事業)
6 北海道室蘭市公設地方卸売市場(市場事業)
7 長野県小諸市こもテラス(公共施設等適正管理推進事業)
8 山形県東根市東の杜(地域活性化事業)
9 千葉県木更津市金田配水場(水道事業)
10 大分県中津市三光地区農業集落排水施設処理場(下水道事業)
11 徳島県鳴門市避難施設トリーデなると(緊急防災・減災事業)
12 滋賀県彦根市プロシードアリーナHIKONE(地域活性化事業)

Message 2023 理事長挨拶

社会課題を見据え、地域の持続的な発展と地方公共団体の健全な財政運営を支えていく。

地方公共団体金融機構
理事長
佐藤 文俊

世界の金融情勢が不安定な中、多様な手段で資金需要に応え続ける

地方公共団体金融機構は、地方公共団体に対して長期かつ低利の資金を融通することを主たる任務として、全地方公共団体の出資の下、法律に基づき設立された地方共同法人です。

令和4年度は、コロナ禍に伴う供給制約にウクライナ危機を背景としたエネルギー・原材料価格の高騰が加わって世界各国で記録的なインフレとなり、欧米諸国を中心に相次いで政策金利の引き上げが行われてきました。日銀は金融緩和の姿勢を維持していますが、政策修正と評価される動きもあり、また、海外においては一部金融機関の経営危機が表面化するなど、金融市場は不安定な環境の下にあると認識しています。

当機構は、こうした状況に十分留意しながら、各種事業の実施に柔軟かつ適切に対応し、安定した事業継続を図ってまいります。

令和5年度においては、新設された脱炭素化推進事業や、引き続き高い資金需要が見込まれる公共施設等適正管理推進事業、水道事業、下水道事業など、地方債計画に計上された各種事業について、地方公共団体の資金需要に対応した貸付けを行うこととしています。

資金調達においては、グリーンボンドの発行をはじめESGに関連する諸般の取組を強化するなど、金融情勢が変化する中でも多様な手段を活用した弾力的・機動的な対応により調達条件の不断の改善に努め、地方公共団体の長期低利の資金需要に対応してまいります。

また、地方支援業務においては、「経営・財務マネジメント強化事業」について、今年度から支援分野に「地方公共団体のDX」等を加えるなど、一層の充実を図ることとしています。

なお、地方財政への貢献として、地方交付税の総額確保のため、公庫債権金利変動準備金を令和5年度に1,000億円国に帰属させることとなりました。従前から予定されていたものと合わせ、合計で1,500億円余を国に帰属させます。

社会のサステナビリティ実現に向け、全ての事業活動にESGの観点を組み込む

さらに、世界的に共通の課題であるサステナビリティへの取組については、私をトップとする「サステナビリティ委員会」を設置し、推進体制を強化しました。新たに策定した「サステナビリティポリシー」に基づき、貸付け、資金調達、地方支援をはじめ当機構の全ての事業活動にESGの観点を盛り込み、持続可能な地域社会の実現に一層貢献してまいります。

当機構は、今後とも、経営理念及び使命（「金融で地方財政を支え地域の未来を拓く」）の下、地方公共団体の幅広い意見や課題、ニーズを十分踏まえ、地方共同の資金調達機関として求められる役割を果たし、機構自身の信用力に直結する課題でもある地方公共団体の健全な財政運営や地域社会の持続的発展に貢献できるよう、さらなる努力を重ねてまいりますので、関係各位の御協力・御支援を宜しくお願い申し上げます。

目 的 Purpose

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営や住民の福祉の増進、地域社会の持続的な発展に寄与すること。

経営理念 Philosophy

地方公共団体金融機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、次の３つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行します。

地方の政策ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開します。また、地方公共団体の財政運営について、良き相談相手となることを目指し、各種の調査・研究を進め、情報発信を行います。

資本市場における確固たる信認の強化

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を強化し、有利な資金調達を安定的に実現します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制の確立、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じた強固なガバナンスの下で、地方公共団体との対話を深めながら、地方共同法人にふさわしい経営を確保します。

▶JFMの価値創造ストーリー

使 命 Mission

金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く

多様な資本を活用して

地方公共団体の政策ニーズ等に幅広く対応した事業活動を通じて

財務資本

- 地方共同法人としての強固な財務基盤

知的資本

- 豊富な貸付実績
- 旧公庫時代から蓄積したノウハウ

人的資本

- 多種多様なバックグラウンドを有する専門人材

社会・関係資本

- 公的機関としての役割
- 国や地方公共団体との連携

貸付

P.28

地方公共団体向けの長期・低利貸付

上下水道・病院・交通事業等

資金調達

P.43

多様な手段を活用した安定的な調達

事業基盤

- ガバナンス体制
- コンプライアンス
- リスク管理
- 人材育成/ダイバーシティ

地方公共団体の健全な財政運営の制度的担保

地方財政制度（地方交付税、地方債等）　財政健全化法制

経営理念

- 地方の政策ニーズへの積極的な対応
- 資本市場における確固たる信認の強化
- 強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保

地域社会において様々な価値を創造

地方支援

P.47

地方公共団体の
良き相談相手

地方公共団体の
政策ニーズに応じた
きめ細かな支援

地方公共団体の安定的な財政運営や地域社会の持続的な発展に貢献

- ▶ 地方公共団体の事業資金の確保
  - 住民の暮らしの向上
  - 社会インフラの維持
  - 災害に強いまちづくり
  - 環境に優しいまちづくり
- ▶ 資本市場の健全な発展
- ▶ 地方公共団体の課題解決力の向上
- ▶ 働きやすい職場環境の実現

関連するSDGs

1章 事業概況

令和4年度事業実績

1 貸付けの実績 08
2 資金調達の実績 10
3 地方支援業務の実績 14
4 決算の概況 16

令和5年度の事業実施方針

1 貸付業務 18
2 資金調達業務 19
3 地方支援業務 21
4 リスク管理及び内部統制 21
5 国庫納付 21

SDGs（持続可能な開発目標）への貢献

1 貸付事業を通じた サステナブルなまちづくりへの支援 22
2 グリーンボンドの発行 24
3 地方支援業務 活用事例 25

山口県 防府市

公共施設等適正管理推進事業
三友サルビアホール〔防府市公会堂〕

計画の背景

かねてから音楽文化が根付き、音楽をテーマとしたまちづくりを推進する防府市。そのシンボルとして、約60年にわたり市民に親しまれてきた公会堂の、耐震性能・バリアフリー上の課題が顕在化したため、リニューアルを検討

▼

融資の実行

公共施設等適正管理推進事業債と緊急防災・減災事業債を財源にJFM融資を活用。大規模改修工事を経て安全性も優れた公会堂が誕生

▼

効果と発展

地域文化の交流ステージとして定着。優れた意匠と最先端設備を完備し、県内の舞台芸術をリードする建築物へ。音楽のまちのシンボルとして魅力的なイベントを開催

1 貸付けの実績

令和4年度は、貸付計画額を814億円下回り、1兆5,886億円の貸付けを行いました。これは、令和4年度貸付計画において臨時財政対策債分として3,834億円を計上しましたが、その実際の貸付額が2,838億円となったこと等によるものです。

なお、貸付額の内訳は、緊急防災・減災事業や合併特例事業等の一般会計債6,556億円（全体の41%）、臨時財政対策債2,838億円（全体の18%）、下水道事業や水道事業等の公営企業債6,491億円（全体の41%）となっています。

令和4年度事業別貸付状況

項目	貸付件数	貸付額	構成比
一般会計債			
公共事業等	605件	433億円	2.7%
公営住宅事業	110件	110億円	0.7%
学校教育施設等整備事業	243件	155億円	1.0%
社会福祉施設整備事業	180件	73億円	0.5%
一般廃棄物処理事業	70件	81億円	0.5%
一般補助施設整備等事業(*)	8件	4億円	0.0%
一般事業	62件	53億円	0.3%
地域活性化事業	204件	125億円	0.8%
防災対策事業	352件	117億円	0.7%
地方道路等整備事業	347件	227億円	1.4%
合併特例事業	450件	792億円	5.0%
緊急防災・減災事業	1,715件	1,227億円	7.7%
公共施設等適正管理推進事業	776件	1,286億円	8.1%
緊急自然災害防止対策事業	1,395件	1,254億円	7.9%
辺地対策事業	8件	1億円	0.0%
過疎対策事業	932件	619億円	3.9%
計	7,457件	6,556億円	41.3%
公営企業債			
水道事業	1,433件	1,823億円	11.5%
工業用水道事業	50件	65億円	0.4%
交通事業	44件	401億円	2.5%
電気事業・ガス事業	31件	49億円	0.3%
港湾整備事業	25件	22億円	0.1%
病院事業・介護サービス事業	523件	1,038億円	6.5%
市場事業・と畜場事業	27件	69億円	0.4%
下水道事業	2,736件	2,997億円	18.9%
観光その他事業	13件	27億円	0.2%
計	4,882件	6,491億円	40.9%
臨時財政対策債	355件	2,838億円	17.9%
減収補塡債	−	−	0.0%
合計	12,694件	15,886億円	100.0%

(注)項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。
(*)一般補助施設整備等事業債は、東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行するものを対象としています。

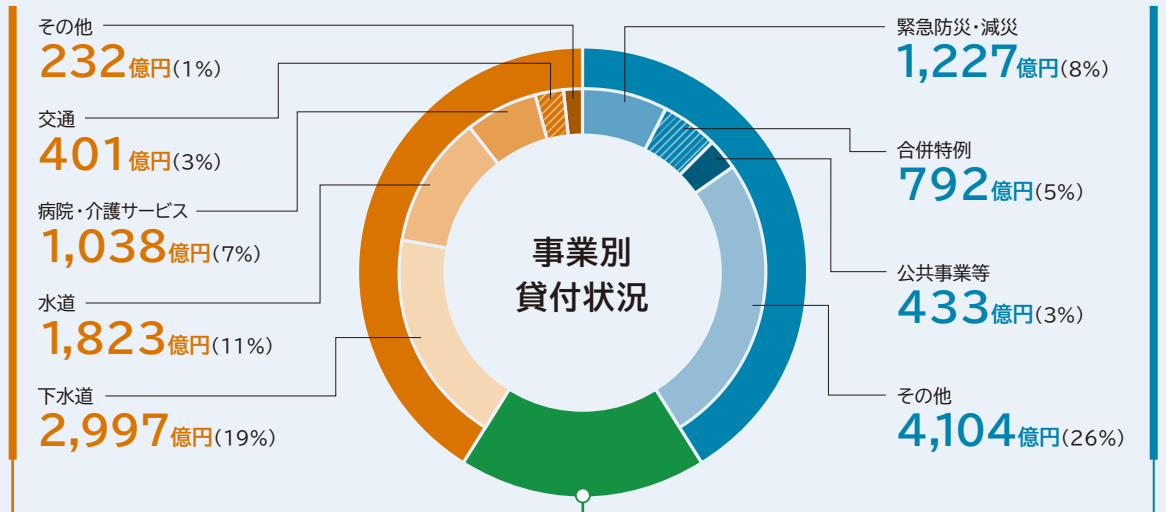

公営企業債	臨時財政対策債	一般会計債
6,491億円	2,838億円	6,556億円
(41%)	(18%)	(41%)

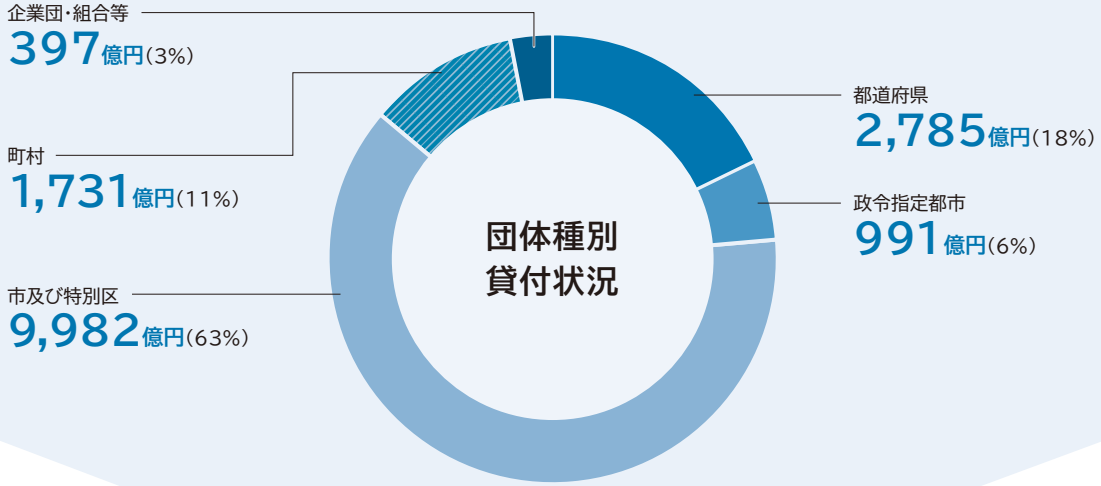

令和4年度貸付額

1兆5,886億円

※四捨五入により計が一致しないことがあります。

2 資金調達の実績

1. 調達額

令和4年度は1兆7,923億円の資金調達を行いました。そのうち、政府保証のない地方金融機構債の発行による調達総額は1兆6,653億円となりました。また、長期借入による調達を1,270億円行いました。

地方金融機構債のうち、公募債の発行総額は、1兆1,353億円となっており、10年債、20年債、5年債及び30年債といった定例債の定期的・計画的な債券発行と、FLIP債及び国外債（MTNプログラムによる外貨建債券）といった弾力的・機動的な債券発行を組み合わせることで、安定的かつ柔軟な資金調達に努めました。

このうち、国内債については、総額8,650億円を発行しました。市場環境が大きく変動する中でフレックス枠を活用し、10年債、20年債、5年債、30年債及びFLIP債を当初計画額から増額して発行しました。国外債については、MTNプログラムに基づき、ベンチマーク債として、令和４年９月にユーロ建て５年債12.5億ユーロ(1,734億円相当※)、令和５年２月に当機構４回目となるグリーンボンドをユーロ建てで５年債５億ユーロ(711億円相当※)をそれぞれ発行しました。プライベート・プレイスメントについては、米ドル建て及びユーロ建てで計108億円相当※、個人向け売出外債は米ドル建て及び豪ドル建てで計150億円相当※発行しました。

このほか、地方公務員共済組合連合会等（地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会）の引受けによる債券を5,300億円発行しました。

この結果、令和4年度末において、公営企業金融公庫から承継した債券及び政府保証債を含めた機構債券の発行残高は19兆6,302億円、借入金の残高は5,265億円となっています。

（注 1）債券発行額については、発行価額ベースの金額を億円未満四捨五入で記載しています。
（注 2）機構債券の発行残高については、決算における償却原価法による調整を行う前の金額（額面金額ベース）を記載しています。
※条件決定時の為替レートにより換算、億円未満を四捨五入した金額を記載しています。

令和4年度　資金調達実績額

1　地方金融機構債（政府保証のない債券）

（1）公募債

債券の種類	計画額（当初）	実績額
国内債	6, 550億円	8, 650億円
10年債	2, 700億円	3, 100億円
20年債	1, 000億円	1, 300億円
5年債	200億円	320億円
30年債	200億円	200億円
スポット債	–	–
FLIP債	2, 450億円	3, 730億円
国外債	3, 000億円	2, 703億円
フレックス枠	2, 400億円	–
計	11, 950億円	11, 353億円

※フレックス枠は、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用しています。
※実績額には、各種債券の額にフレックス枠からの充当分を含んでいます。

（2）地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	計画額（当初）	実績額
地共連引受債	3,000億円	3,000億円
10年債	1,500億円	1,500億円
20年債	1,500億円	1,500億円
地共済引受債	2,300億円	2,300億円
10年債	1,000億円	1,000億円
20年債	1,300億円	1,300億円
計	5,300億円	5,300億円

※地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2　長期借入

計画額	実績額
750億円	1, 270億円

3　政府保証債

債券の種類	計画額（当初）	実績額
4年債	－	－
計	－	－

参考

●FLIP（Flexible Issuance Program：柔軟な起債運営）債の概要

FLIP債は、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに応じ、発行額や発行年限等を柔軟かつ迅速に設定し、機動的に発行する機構独自の債券です。

平成21年度から発行を開始し、令和4年度には計64件3,730億円を発行しました。発行額は最小30億円、最大240億円となっています。

債券の年限	投資家の指定する年限。ただし、状況により対象となる発行年限を制限する場合がある。（原則、満期一括固定利付債の場合、5年、10年、20年及び30年は除く）		
1回の発行額	30億円以上		
令和4年度年限別発行実績	2年～10年	30件	2,580億円
	11年～20年	32件	1,090億円
	21年～40年	2件	60億円

●スポット債の概要

スポット債は、市場のニーズに対応し、原則、10年債、20年債、5年債及び30年債という定例債とは異なる年限で、主幹事方式により機動的に発行する債券です。

●MTNプログラムの概要

MTN（Medium Term Notes）プログラムとは、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成し、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の主要な条件決定のみを行うことで、海外市場において機動的な債券発行を行うことができる仕組みです。機構では、グローバル債の発行が可能なグローバル MTNプログラムを設定しています。

令和4年度には、ベンチマーク債17.5億ユーロ（うち5億ユーロはグリーンボンド）、プライベート・プレイスメントを0.5億ユーロ及び0.25億米ドル、並びに個人向け売出外債0.17億米ドル及び1.33億豪ドルを発行しました。

設定	平成23年1月	
保証	非政府保証	
発行限度額	3兆円	
通貨	マルチカレンシー	
準拠法	英国法	
上場	ルクセンブルク証券取引所（非規制市場）	
通貨別発行残高	米ドル	125.54億米ドル
	ユーロ	38.8億ユーロ
	豪ドル	15.64億豪ドル
	ニュージーランドドル	0億ニュージーランドドル

2. 発行条件

機構が定例的に発行している国内公募債については、欧米諸国を中心とした中央銀行による政策金利の引き上げ等を背景として、金利上昇局面での発行となりました。

10年債については、６月まで国債対比6.0bpでの発行を継続していたところ、不安定な市場環境により７月以降は対国債スプレッドがワイド化し、12月には国債対比29.0bp（地方公共団体金融機構への改組以降では最大）での発行となりました。１月以降はややタイト化し、２月及び３月には国債対比25.0bpでの発行となりました。

なお、利回りについては0.295%～ 0.804%程度で推移しました。

その他の年限についても、対国債スプレッドはワイドに推移しましたが、地方債と同一条件による発行については維持されています。

国外債については、海外プライマリー市場やセカンダリー市場におけるクレジット・スプレッド水準を参考に、市場環境及び投資家需要に基づいた条件で発行しています。

※令和4年度における各債券の発行条件については131頁～134頁を参照。

①地方金融機構債（10年債）の利回り及びスプレッド推移

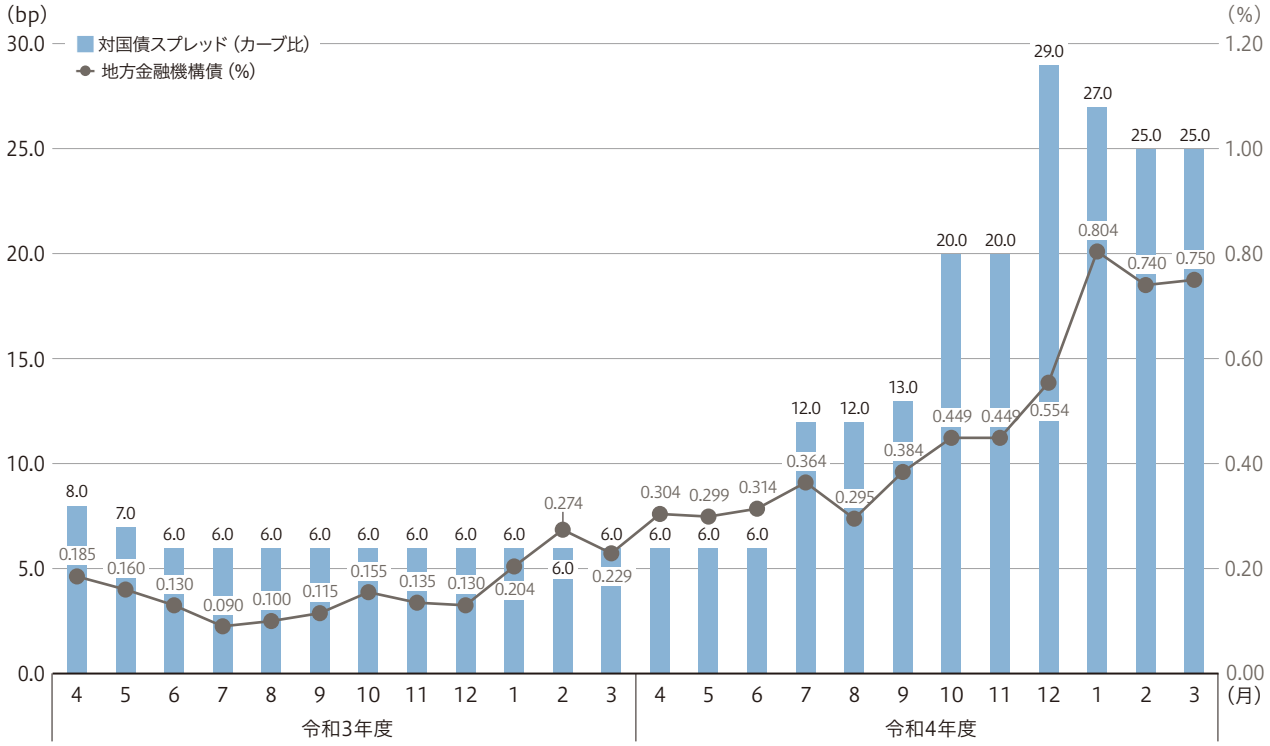

※地方金融機構債（10年債）は、原則として10年国債入札の１週間後に条件決定を行っています。
カーブ比（bp）は機構が独自に算出した理論値です。
対地方債スプレッド差はありません。

②地方金融機構債（20年債）の利回り及びスプレッド推移

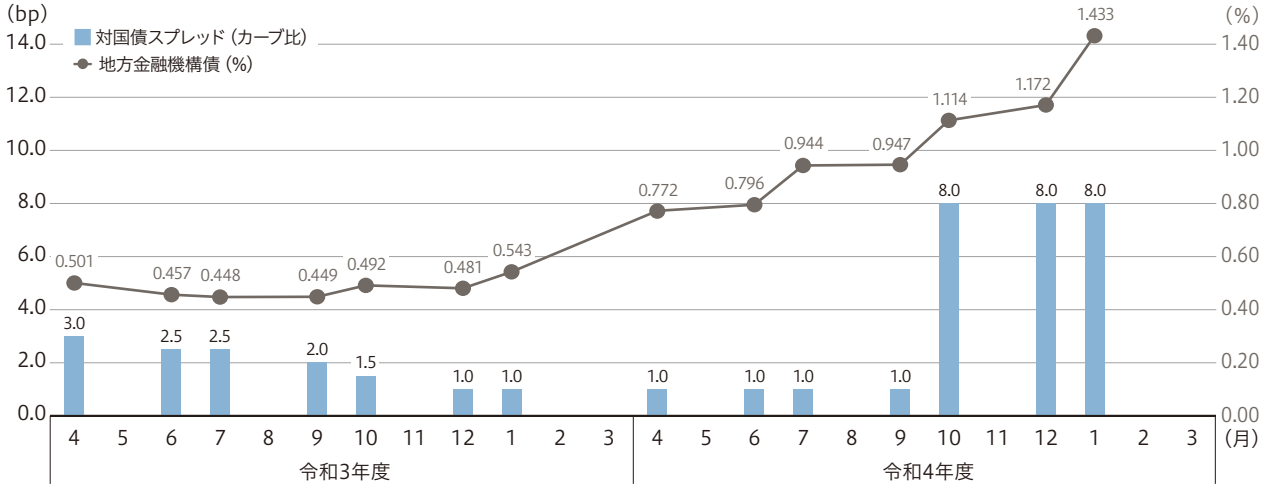

※カーブ比（bp）は機構が独自に算出した理論値です。
　対地方債スプレッド差はありません。

③地方金融機構債（5年債）の利回り推移

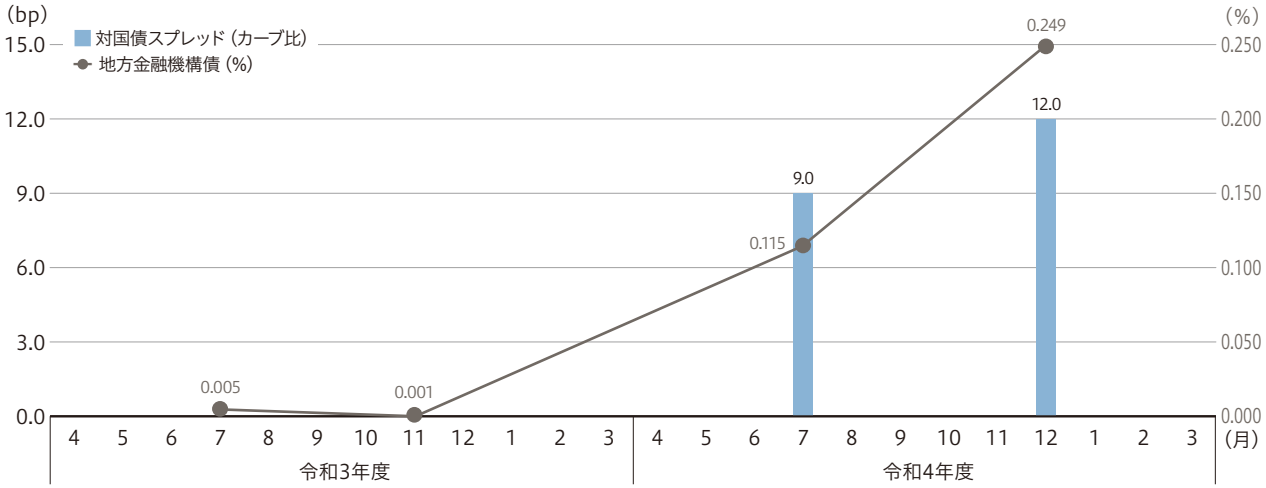

※令和３年度は絶対値によるプライシングを実施しています。カーブ比（bp）は機構が独自に算出した理論値です。
　絶対値、スプレッドともに対地方債差はありません。

④地方金融機構債（30年債）の利回り及びスプレッド推移

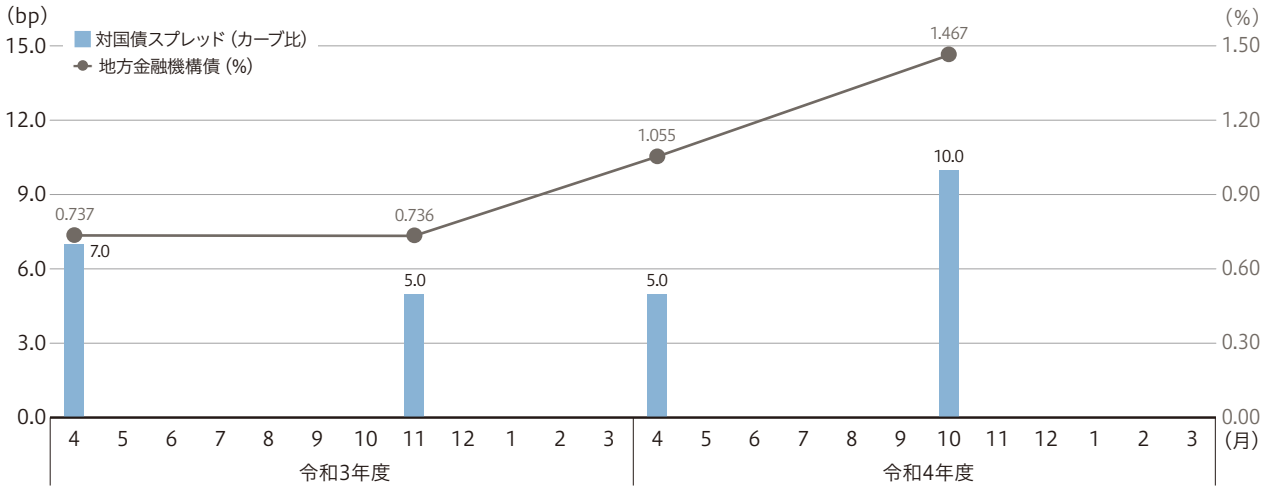

※カーブ比（bp）は機構が独自に算出した理論値です。
　対地方債スプレッド差はありません。

3 地方支援業務の実績

1. 調査研究

■JFM・GRIPS連携プロジェクト

地方公共団体の財政運営が直面する政策課題が大きく変化する中で、国立大学法人政策研究大学院大学（GRIPS）と連携し、「人口減少時代等社会構造変革下における地方財政」をテーマに教育及び調査研究に関するプロジェクトを実施しました。

＜教育事業＞

・GRIPSにJFMの寄附講座として設置した「地方財政特論」の科目において、ゲストスピーカーによる最新の知見・実例に基づいた実践的な講義を実施

＜調査研究事業＞

・「新時代における地域に貢献するひとづくり」をテーマに有識者などによる調査研究を実施し、研究成果をフォーラムなどにより地方公共団体等に還元

■地域金融に関する調査研究

地方公共団体における資金運用管理等に関する実態調査等を実施しました。

■地方財政等に関する調査等

総務省と共同で「活力ある公立大学のあり方に関する研究会」を設置し、令和4年度・令和5年度の2年度で研究を行うこととし、最初の成果として「リスキリング・学び直しを含めた人への投資に係る公立大学等の役割に関する当面の考え方」を取りまとめました。

■諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方財政制度や、諸外国の地方公共団体向け地方債資金共同調達機関の最新の動向等について専門機関との連携を図りつつ調査研究を実施しました。

2. 人材育成・実務支援

■地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と機構の共同事業として、4つの支援分野について、市区町村等にアドバイザーを継続的に派遣する事業を実施しました。団体の状況や要請に応じて、約720件の申請を受け、1,900回を超える派遣を行いました。

＜アドバイザーを派遣した政策テーマ＞

①公営企業・第三セクター等の経営改革

②公営企業会計の適用

③地方公会計の整備・活用

④公共施設等総合管理計画の見直し・実行（公共施設マネジメント）

■JFM地方財政セミナー・JFM地方公営企業セミナー

地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関するテーマについて、先進的な取組を行っている団体からの報告、総務省からの制度等の解説等を織り込んだセミナーについて、集合形式で実施するとともに、10～3月にeラーニングにより講義を配信しました。

■行財政研修会東京セミナー

首長や地方公共団体の幹部職員等を対象としたセミナーを地方行財政調査会及び時事通信社と共同で、集合形式で実施するとともに後日動画配信を行いました。

令和4年7月20日　テーマ「コロナ後の地域づくり」

■資金調達入門研修

資金調達業務に携わる職員を対象として、資金調達に関する基本的な事項（制度編・金融編・経済編）の研修について、集合形式で実施するとともに、4～3月にeラーニングにより講義を配信しました。

資金運用入門研修の様子（東京会場）

■資金運用入門研修

資金運用業務に携わる職員を対象として、資金運用に関する基本的な事項（資金運用のリスクと管理等）の研修について、集合形式で実施するとともに、4～3月にeラーニングにより講義を配信しました。

■宿泊型研修

地方公共団体の職員が財政運営や資金調達、資金運用等を行う上で必要不可欠な財政・金融知識を習得するための研修を、研修機関と共同で実施しました。

■出前講座

自治体ファイナンス・アドバイザー等が講師として、財政運営や資金調達・資金運用など、地方公共団体の要望に応じたテーマ・方法（講師派遣、Web会議システム等）で実施する講義を、約40件実施しました。

主な講義内容

講義名	内容
地方債の金利総論	地方債の金利の見方や、ものさしとなるさまざまな金利を解説。
地方債の借入交渉	金融機関との借入交渉において重要となる借入期間や金利見直し方式等のポイントを解説。
資金運用のリスクと管理	預金・債券等の金融商品のリスクと管理手法について解説するとともに、資金管理の取組事例や運用手法等を紹介。
銀行を理解しよう	銀行業務や決算の概要、指定金融機関制度等を解説。
財政分析と地方債管理	財政分析チャート「New Octagon」による財政分析の手法を紹介するとともに、財政運営と地方債管理のポイントについて解説。
公営企業改革と公営企業決算の見方	公営企業改革の動きと公営企業の決算分析の手法について解説。

■自治体ファイナンス・アドバイザーによる実務支援

自治体ファイナンス・アドバイザー等が、地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問の解決に向けて、電話、メール、Web会議システム及び講師派遣等の方法により専門的なアドバイスを実施しました。

＜主な相談事例＞

・銀行等引受債の発行に係る入札方式や金融機関との交渉に関するアドバイス
・金利見直し方式による借入についての金融機関との交渉に関するアドバイス
・基金の債券による運用手法に関するアドバイス
・資金管理・資金運用の方針や計画に関するアドバイス
・LIBOR公表停止に派生した課題に関するアドバイス

3. 情報発信

市町村が自らの財政状況を分析できる財政分析チャート「New Octagon」について、決算情報を追加しました。また、政策課題の解決に資するため提供している先進事例検索システムについて、事例を追加しました。そのほか、地方公共団体の資金調達等の実務を行う際に役立つ経済・金融データ、金融知識、取組事例、学習用教材等を提供するなど、ホームページ等を効果的に活用して情報発信を強化しました。

4 決算の概況

1. 損益の状況

経常収益は、国内の長期金利が低位で推移した影響から貸付金利息が減少したこと等により、前年度と比べて178億円減少し2,179億円となりました。

経常費用についても、経常収益と同様の影響から債券利息が減少したこと等により、前年度と比べて93億円減少し1,162億円となりました。

この結果、経常利益は前年度と比べて85億円減少し1,017億円となりました。

機構においては法令の規定に基づき、債券の借換えによって生じた収益は金利変動準備金等に積み立てることとされております。これらの積み立て等を行った結果、当期純利益は前年度と比べて38億円増加の360億円となりました。

2. 資産・負債・純資産の状況

令和5年3月末の資産総額は、令和4年3月末と比べて2,785億円減少し24兆5,563億円となりました。これは、貸付金が2,506億円減少したこと等によるものです。

令和5年3月末の負債総額は、令和4年3月末と比べて3,043億円減少し24兆1,623億円となりました。これは、債券が4,765億円減少したこと等によるものです。

令和5年3月末の純資産総額は、令和4年3月末と比べて258億円増加し3,939億円となりました。これは、令和4年度における一般勘定の当期純利益360億円を一般勘定積立金として計上したこと等によるものです。

なお、近年における決算主要項目の推移は下記のとおりです。

決算主要項目の推移

1. 損益

（単位：百万円）

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
				前年度増減額
経常収益	259,923	235,867	217,989	△17,878
経常費用	141,675	125,548	116,212	△9,336
経常利益	118,247	110,319	101,776	△8,542
当期純利益	27,388	32,263	36,079	3,815

2. 資産・負債・純資産

（単位：百万円）

科目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
					前年度増減額
資産総額		24,857,606	24,834,865	24,556,329	△278,536
	貸付金	23,144,389	23,550,819	23,300,200	△250,618
	有価証券	593,000	920,000	747,000	△173,000
	現金預け金	1,106,432	353,491	497,337	143,846
	その他上記以外	13,785	10,554	11,791	1,236
負債総額		24,516,985	24,466,761	24,162,382	△304,378
	債券	20,410,767	20,103,035	19,626,484	△476,550
	借入金	294,000	399,500	526,500	127,000
	金融商品等受入担保金	33,480	147,451	171,013	23,562
	地方公共団体健全化基金	920,287	920,287	923,873	3, 586
	特別法上の準備金等	2,853,636	2,891,692	2,907,523	15,830
	金利変動準備金	2,200,000	2,200,000	2,200,000	–
	公庫債権金利変動準備金	640,921	682,675	701,566	18,890
	利差補てん積立金	12,714	9,017	5,957	△3,059
	その他上記以外	4,813	4,794	6,987	2,192
純資産総額		340,621	368,104	393,946	25,842

※単位未満切り捨てのため、計が合わないことがあります。

1 貸付業務

機構の令和5年度貸付計画額は、令和5年度の地方債計画における機構資金の計上額（通常収支対応分1兆6,416億円、東日本大震災分3億円）を基礎として過去の執行実績等を勘案し、1兆5,400億円を計上しました。令和4年度貸付計画額1兆6,700億円から1,300億円、7.8%の減となりました。

■機構の貸付計画額

	令和5年度（A）	令和4年度（B）	増減（C）=（A）−（B）	増減率（C）/（B）
貸付計画額	15,400億円	16,700億円	△1,300億円	△7.8%

■令和5年度事業別貸付計画

（単位：億円、%）

区分	事業等名	令和5年度計画額（A）	令和4年度計画額（B）	差引（A）−（B）=（C）	増減率（C）/（B）×100	【参考】地方債計画計上額当初計画ベース 令和5年度	令和4年度	差引
一般会計債	公共事業等	393	320	73	22.8	355	361	△6
	公営住宅事業	122	112	10	8.9	123	125	△2
	学校教育施設等整備事業	239	65	174	267.7	166	146	20
	社会福祉施設整備事業	89	80	9	11.3	89	91	△2
	一般廃棄物処理事業	112	57	55	96.5	131	110	21
	一般事業	61	59	2	3.4	84	83	1
	地域活性化事業	99	85	14	16.5	85	86	△1
	防災対策事業	100	115	△15	△13.0	136	138	△2
	地方道路等整備事業	256	225	31	13.8	298	303	△5
	合併特例事業	825	843	△18	△2.1	689	803	△114
	緊急防災・減災事業	1,204	1,285	△81	△6.3	1,678	1,678	0
	公共施設等適正管理推進事業	1,685	1,065	620	58.2	1,728	2,088	△360
	緊急自然災害防止対策事業	1,025	961	64	6.7	1,007	1,007	0
	脱炭素化推進事業	17	-	17	皆増	360	-	360
	辺地対策事業	18	16	2	12.5	26	16	10
	過疎対策事業	676	656	20	3.0	930	730	200
	計	6,921	5,944	977	16.4	7,885	7,765	120
臨時財政対策債		1,725	3,834	△2,109	△55.0	1,313	2,350	△1,037
（一般会計債等分計）		8,646	9,778	△1,132	△11.6	9,198	10,115	△917
公営企業債	水道事業（上水道）	1,841	1,935	△94	△4.9	1,931	2,018	△87
	水道事業（簡易水道）	70	85	△15	△17.6	74	89	△15
	交通事業（一般交通）	17	28	△11	△39.3	16	33	△17
	交通事業（都市高速鉄道）	275	296	△21	△7.1	255	360	△105
	病院事業	1,044	1,093	△49	△4.5	1,245	1,296	△51
	下水道事業	3,237	3,203	34	1.1	3,489	3,320	169
	工業用水道事業	74	79	△5	△6.3	66	77	△11
	電気事業	58	53	5	9.4	62	58	4
	ガス事業	11	14	△3	△21.4	11	16	△5
	介護サービス事業	20	14	6	42.9	23	17	6
	市場事業	71	76	△5	△6.6	21	31	△10
	と畜場事業	1	2	△1	△50.0	0	1	△1
	駐車場事業	3	4	△1	△25.0	1	1	0
	小計	6,722	6,882	△160	△2.3	7,194	7,317	△123

（単位：億円、%）

区分 / 事業等名		令和5年度計画額（A）	令和4年度計画額（B）	差引 (A)－(B)＝(C)	増減率 (C)/(B)×100	【参考】地方債計画計上額当初計画ベース 令和5年度	令和4年度	差引
公営企業債	港湾整備事業	25	24	1	4.2	23	29	△6
	観光施設事業・産業廃棄物処理事業	7	16	△9	△56.3	4	3	1
	小計	32	40	△8	△20.0	27	32	△5
計		6,754	6,922	△168	△2.4	7,221	7,349	△128
計		**15,400**	**16,700**	**△1,300**	**△7.8**	**16,419**	**17,464**	**△1,045**（対前年比：△6.0%）

（注）1 事業等名は、令和5年度地方債計画に基づき区分した。
（注）2 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。
（注）3 地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計3億円を計上した。
（注）4 上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。
・東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
（注）5 各項目の金額は各単位未満を四捨五入しているため、内訳の計は合計と一致しない場合がある。

■地方債計画における機構資金

	令和5年度（A）	令和4年度（B）	増減 (C)＝(A)－(B)	増減率 (C)／(B)
機構資金	16,419億円	17,464億円	△1,045億円	△6.0%
〔内訳〕				
一般会計債	7,885億円	7,765億円	120億円	1.5%
公営企業債	7,221億円	7,349億円	△128億円	△1.7%
臨時財政対策債	1,313億円	2,350億円	△1,037億円	△44.1%

※地方債計画と貸付計画が同じ額にならないのは、地方債の発行について同意等が行われる時期と実際の貸付けを行う時期が異なるためです。

2 資金調達業務

貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）の公募による発行を基本とし、令和5年度においては、公募債を1兆1,415億円、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券を5,335億円発行するほか、長期借入を750億円行う予定です。

公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券等の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととし、令和5年度においては、800億円を発行する予定です。

なお、資金調達の基本スタンスについては44頁をご覧ください。

※債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応します。
※発行に関する情報につきましては、ホームページ等を通じてお知らせする予定です（https://www.jfm.go.jp/）。

■資金調達計画額

1. 地方金融機構債（政府保証のない債券）

（1）公募債

債券の種類		令和5年度	令和4年度実績
国内債		6, 400億円	8, 650億円
	10年債	2, 700億円	3, 100億円
	20年債	1, 100億円	1, 300億円
	5年債	200億円	320億円
	30年債	200億円	200億円
	スポット債	–	–
	FLIP債	2, 200億円	3, 730億円
国外債		3, 000億円	2, 703億円
フレックス枠		2, 015億円	–
計		11, 415億円	11, 353億円

※債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応します。
※フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用します。
※令和４年度実績には、各種債券の額にフレックス枠からの充当分を含んでいます。

（2）地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類		令和5年度	令和4年度実績
地共連引受債		3, 000億円	3, 000億円
	10年債	1, 500億円	1, 500億円
	20年債	1, 500億円	1, 500億円
地共済引受債		2, 335億円	2, 300億円
	10年債	1, 040億円	1, 000億円
	20年債	1, 295億円	1, 300億円
計		5, 335億円	5, 300億円

※地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2. 長期借入

令和5年度	令和4年度実績
750億円	1, 270億円

※このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがあります。

3. 政府保証債

債券の種類	令和5年度	令和4年度実績
4年債	800億円	–
計	800億円	–

4. 合計

	令和5年度	令和4年度実績
計	18, 300億円	17,923億円

3 地方支援業務

地方公共団体のニーズにあわせて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとした財政運営全般にわたる課題の解決に資するため、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携させ、総合的な地方支援業務を実施します。

令和5年度は、「調査研究」について、新たに研究者に研究費を助成する事業を創設するとともに、政策研究大学院大学（GRIPS）と連携してプロジェクトに取り組むなど、専門機関等と連携し、それぞれの強みを活かして相乗効果を発揮させながら取り組みます。

「人材育成・実務支援」について、個別市区町村等へアドバイザーを派遣する経営・財務マネジメント強化事業を、新たな課題に対応するために拡充し、着実に実施するなど、丁寧できめ細かい支援を実施します。また、遠隔地や小規模の団体も含めた地方支援の効果向上のため、eラーニング等ICT技術を積極的に活用します。

「情報発信」について、財政の健全性を確保する上で参考となる情報を、積極的に提供します。

4 リスク管理及び内部統制

健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場における確固たる信認を強化するため、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理するとともに、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価を行います。

なお、金利リスクにおける具体的な対応については、62頁から64頁をご覧ください。

5 国庫納付

地方公共団体金融機構法附則第14条に基づき、地方交付税の総額確保のため、令和5年度は1,000億円を国庫に納付します。また、森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和2年度から令和6年度までの5年間で総額2,300億円を国庫に納付することとされ、令和5年度は500億円を納付します。

加えて、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成30年度から令和5年度までの6年間で総額15億円以内を国庫に納付することとされ、令和5年度においても、同繰上償還の実績に応じた額を納付します。

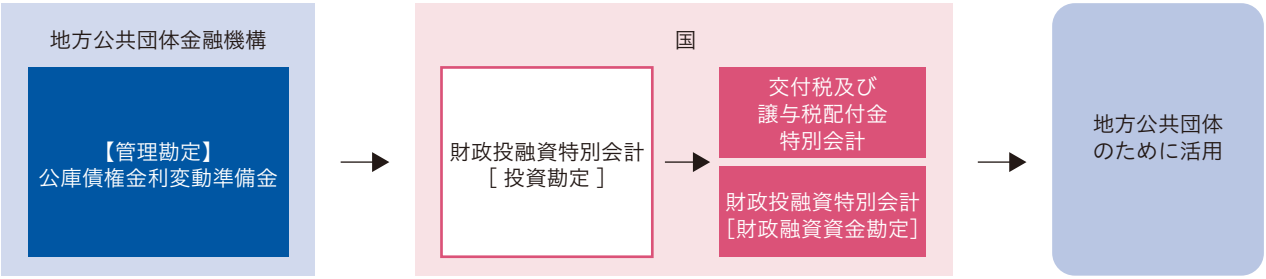

※詳細は59頁を参照。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

貸付事業を通じた サステナブルなまちづくりへの支援

地方公共団体は、人口減少社会を迎え、少子高齢化対策や地方創生事業に取り組むとともに、公共施設の更新や頻発する自然災害への対応等、さまざまな行政需要に直面しています。

機構はこれらの課題に対応するため、地域のインフラ整備や住民への行政サービスの充実等を行う地方公共団体への貸付けを通じ、地域の環境維持改善やサステナブルなまちづくりに寄与しています。

■機構の貸付事業例及びSDGsとの関連性

下水道事業

松尾浄化管理センター（長野県飯田市）

地方公共団体が経営する下水道事業、集落排水事業等
令和4年度貸付実績　781団体　2,997億円

交通事業

熊本市交通局0800系超低床車（熊本県熊本市）

地方公共団体が経営するバス、都市高速鉄道、
路面電車、モノレール、船舶等の交通事業
令和4年度貸付実績　12団体　401億円

病院事業

兵庫県立粒子線医療センター付属 神戸陽子線センター（兵庫県神戸市）

地方公共団体が経営する病院、診療所、
その他の医療施設による病院事業
令和4年度貸付実績　225団体　1,021億円

緊急防災・減災事業

佐賀地区津波避難タワー（高知県黒潮町）

地方公共団体が実施する災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備事業
令和4年度貸付実績　899団体　1,227億円

教育・福祉施設等整備事業

裾野小学校（青森県弘前市）

地方公共団体が実施する学校、幼稚園等の教育施設や、児童福祉施設、老人福祉施設等の社会福祉施設の整備事業
令和4年度貸付実績　235団体　227億円

地域活性化事業

プロシードアリーナHIKONE（滋賀県彦根市）

地方公共団体が実施する地域の経済循環の創造に資する事業、活力ある経済・生活圏の形成の推進に資する事業
令和４年度貸付実績　141団体　125億円

※SDGsとは?　Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称であり、2015年9月の国連サミットにおいて、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標として採択されたものです。気候変動や格差などの幅広い課題の解決を目指し、17分野のゴールと196項目の具体的なターゲットを設定しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

グリーンボンドの発行

世界的なSDGsへの関心の高まりを受け、ESG債※の発行が拡大している中、機構では、長期・低利の融資を安定的に行うため、2019年度に地方公共団体が行う下水道事業を資金使途とするグリーンボンドを初めて発行し、以後毎年度継続的に発行しています。直近では、令和5年2月に4回目となるグリーンボンドを5億ユーロ（711億円相当）発行しました。

機構のグリーンボンドの資金使途である下水道事業は、公衆衛生の向上、生活環境の保全、水質の保全に貢献しており、環境・社会の両面で重要な役割を果たしています。

発行したグリーンボンドについては、地方公共団体の協力の下、資金使途や事業内容、環境改善効果等をまとめたインパクトレポートを作成・公開しており、地方公共団体のSDGsに関する取組を国内外の投資家に幅広く発信しています。

なお、機構のグリーンボンドは、第三者機関であるMoody'sからセカンド・パーティーオピニオンを取得しています（5段階評価で上から2番目『非常に高い』）。また、2020年2月の初回グリーンボンドについては、キャピタル・アイAwards "BEST DEALS OF 2019"の外債部門特別賞を受賞しました。

※ 調達資金が環境問題の解決に資するプロジェクトに充当されるグリーンボンドや社会課題の解決に資するプロジェクトに充当されるソーシャルボンド、その両方の性格を有するプロジェクトあるいは両方のプロジェクトに充当されるサステナビリティボンドなどの、環境改善や社会貢献に何らかの効果のあるプロジェクトを資金使途とする債券の総称。一般の債券と異なり、資金使途、プロジェクトの選定・評価に係るプロセス、調達資金の管理に関する事項や、インパクトレポーティングを投資家に対して開示することが望ましいとされている。

■発行実績

発行回数	発行額／通貨	円換算額	年限	利率	発行日
第1回	5億ユーロ	600億円	7年	0.050%	2020.2.12
第2回	5億ユーロ	636億円	7年	0.010%	2021.2.2
第3回	7.5億米ドル	858億円	3年	1.500%	2022.1.27
第4回	5億ユーロ	711億円	5年	3.375%	2023.2.22

（参考）機構グリーンボンドの環境改善効果等（JFM Green Bond Impact Report 2022 より抜粋）

2022年1月に発行したグリーンボンドの充当対象である、2022年2月3日～ 3月30日の期間に実施した貸付けについて、貸付先の地方公共団体に対して、下水道事業の環境改善効果等に関するアンケート調査を行い、その結果をまとめたインパクトレポートを同年12月に公表しました。回答結果の概要は以下のとおりです。

■環境改善効果のまとめ

管渠新設部分（km）
319.5
供用区域人口（人）
18,935,043
処理水量（㎥）
4,653,649,358
電気削減量（kWh）
577,278

■事業別金額の内訳（単位：百万円）

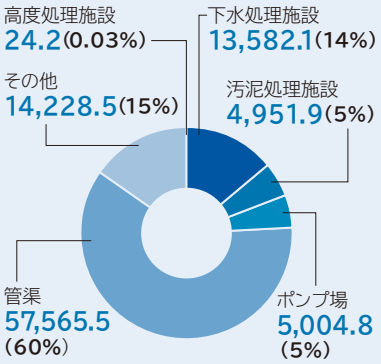

※2022年2月3日～3月30日に実施した下水道事業貸付の事業別内訳。
※各グラフの構成比は、四捨五入等により合計が100とならない。

■団体別内訳（単位：百万円）

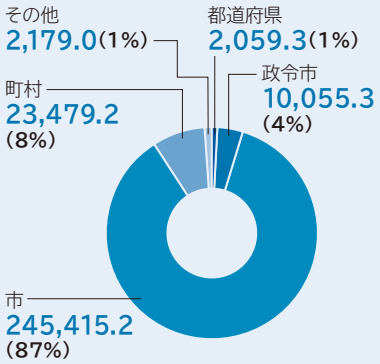

※2021年度に実施した下水道事業貸付の団体別内訳。

機構のグリーンボンドについてのホームページ▶https://www.jfm.go.jp/ir/greenbond.html

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

地方支援業務 活用事例

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省との共同事業として、公営企業・第三セクター等の経営改革、公共施設マネジメント、地方公共団体のＤＸ等の支援分野別に個別市区町村等へアドバイザーを派遣する事業を実施しています。

【令和４年度実績】　申請数：723件　アドバイザー派遣回数：1,912回

活用事例①　和歌山県有田川町（支援分野：公営企業会計の適用）

団体の概要

有田川町は、３町の合併により平成18年に誕生した人口約2.5万人（令和2年国勢調査）の町です。令和5年4月から地方公営企業法の財務規定適用を予定している下水道事業について、会計処理等の助言を受けるため本事業を活用しました。

アドバイザーからのコメント

菊池明敏氏（元岩手中部水道企業団局長）

有田川町では、法適用作業委託先の事情で業務中断となってしまい苦慮していたため、急遽緊急のアドバイザー依頼があったところでした。

早速、未完の資産台帳の再構築と精査、間接費の配賦等の確認をして資産台帳を確定させた後、法適用の一連の手続き（予定貸借対照表作成、予算書作成、消費税の特定、一般会計繰入等）について実地及び随時にアドバイスを実施しました。

簿記資格を持つ有田川町担当者の努力もあり、資産台帳が４割程度しかできていない状態からわずか半年で法適用の全ての業務を完成させることができ、また、完成した予定財務諸表等を元に経営分析を行い、法適用の最終目的である今後の事業経営についてのアドバイスも実施できました。

吉備浄化センター（和歌山県有田川町）

活用事例②　香川県高松市（支援分野：公共施設マネジメント）

団体の概要

高松市は、香川県の県庁所在地であり、人口約41.7万人（令和２年国勢調査）の中核市です。公共施設等総合管理計画や公共施設再編整備計画の改定に当たり、公共施設の集約化・複合化、民間利活用等を検討する際の手法や考え方について助言を受けるため、本事業を活用しました。

アドバイザーからのコメント

南学氏（東洋大学PPP研究センター客員研究員）

高松市は、四国の玄関口として発展してきました。また、全ての公共施設を対象に、統廃合を前提に評価するなど、先進的な取組を行ってきました。しかし、実践の段階になると、中核市という大きな組織では、担当部署も細分化され、縦割りの発想を超えることも難しく、施設の複合化・多機能化への動きがなかなか展開できていない状況にありました。また、公民連携手法を導入して、民間のノウハウや資金活用を進めることも、十分ではありませんでした。

今回のアドバイザー派遣制度では、施設担当職員への研修を行うとともに、個々の施設や部署の課題、利用実態を客観的に分析し、民間側からの視点（利活用の方向、収益性など）を説明して、公共施設の最大限活用への方向を確認しました。

南氏によるアドバイスの様子（香川県高松市）

機構の地方支援業務についてのホームページ▶https://www.jfm.go.jp/support/index.html

2章 業務の紹介

貸付業務

① 概要 28
② 貸付利率 30
③ 貸付けの審査体制 32
④ 貸付実績・貸付残高 33
⑤ 貸付対象事業の紹介 35

資金調達業務

① 機構債券の種類 43
② 資金調達の基本スタンス 44
③ 機構債券の特徴 45
④ 資金調達実績の推移 46

地方支援業務

基本姿勢 47

岩手県宮古市

合併特例事業
田老総合事務所庁舎

計画の背景

旧庁舎の建物が老朽化。東日本大震災の津波被害により住民の住宅立地場所が大きく変化し、利便性とアクセスを考慮した施設が必要に

▼

融資の実行

庁舎整備費用の償還年数が長くなることから長期かつ低金利で利用でき、組織の信頼性が高いJFMの融資を利用。駅併設の新庁舎が完成

▼

効果と発展

三陸鉄道リアス線新田老駅との複合施設となる新庁舎は行政サービスの拠点のみならず、市民の鉄道利用を促進し、地域住民の行動範囲が広がるきっかけに

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通しています。

1 概要

地方債計画に計上された公的資金として、総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可を行った地方債に対して貸付けを行っています。

1. 貸付対象団体

貸付先は、地方公共団体のみを対象としています。

2. 貸付対象事業

貸付対象事業は、地方公共団体の実施する次の事業です。

一般会計債
- 公共事業等
- 公営住宅事業
- 学校教育施設等整備事業
- 社会福祉施設整備事業
- 一般廃棄物処理事業
- 一般事業
- 地域活性化事業
- 防災対策事業
- 地方道路等整備事業
- 合併特例事業
- 緊急防災・減災事業
- 公共施設等適正管理推進事業
- 緊急自然災害防止対策事業
- 脱炭素化推進事業
- 辺地対策事業
- 過疎対策事業

臨時財政対策債

公営企業債
- 水道事業
- 工業用水道事業
- 交通事業
- 電気事業
- ガス事業
- 港湾整備事業
- 病院事業
- 介護サービス事業
- 市場事業
- と畜場事業
- 下水道事業
- 観光施設事業
- 駐車場事業
- 産業廃棄物処理事業

上記のほか、東日本大震災に係る一般補助施設整備等事業債を対象としています。

3. 貸付けの種類

機構の貸付けは、次の2種類です。

○長期貸付
起債の同意又は許可を得た地方公共団体に対する、償還期限が2会計年度以上にわたる資金の貸付け
○短期貸付
当該年度分として収納された歳入をもって償還が行われる、一時借入金の資金の貸付け

なお、これらのほか、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための「受託貸付」も行っています。

4. 償還期限

主な貸付対象事業の償還期限は、次のとおりです。

貸付対象事業			令和5年度同意（許可）債			
			固定金利		利率見直し※1	
			償還期限	据置期間	償還期限	据置期間
一般会計債	公共事業等※2		年以内 25	年以内 5	年以内 25	年以内 5
一般会計債	公営住宅事業		25	5	25	5
一般会計債	教育・福祉施設等整備事業	学校教育施設等整備事業	25	3	25	3
一般会計債	教育・福祉施設等整備事業	社会福祉施設整備事業	25	3	25	3
一般会計債	教育・福祉施設等整備事業	一般廃棄物処理事業	20	3	20	3
一般会計債	一般単独事業	一般事業※2	30	5	30	5
一般会計債	一般単独事業	地域活性化事業	30	5	30	5
一般会計債	一般単独事業	防災対策事業	30	5	30	5
一般会計債	一般単独事業	地方道路等整備事業	20	5	20	5
一般会計債	一般単独事業	合併特例事業	30	5	30	5
一般会計債	一般単独事業	緊急防災・減災事業	30	5	30	5
一般会計債	一般単独事業	公共施設等適正管理推進事業	30	5	30	5
一般会計債	一般単独事業	緊急自然災害防止対策事業	30	5	30	5
一般会計債	一般単独事業	脱炭素化推進事業	30	5	30	5
一般会計債	辺地対策事業※2		30	5	40	5
一般会計債	過疎対策事業※2		30	5	40	5
臨時財政対策債		都道府県・政令指定都市	–	–	30	3
臨時財政対策債		市町村	–	–	20	3
公営企業債		水道事業	30	5	40	5
公営企業債		工業用水道事業	30	5	40	5
公営企業債		交通事業※2	30	5	40	5
公営企業債		電気事業※2	30	5	30	5
公営企業債		ガス事業	25	5	25	5
公営企業債		港湾整備事業※2	30	5	40	5
公営企業債		病院事業※2	30	5	30	5
公営企業債		市場事業	30	5	40	5
公営企業債		と畜場事業	30	5	30	5
公営企業債		下水道事業	30	5	40	5

※1 利率見直しは、借入後5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後、30年後の見直し（ただし、臨時財政対策債については、借入後5年ごと、10年ごとの見直し）となります。
※2 当該事業のうち、償還期限及び据置期間については、それぞれ最も長い事業について記載しています。

2 貸付利率

資金調達コストに見合う貸付利率を基準利率として設定し、政策課題に応じて基準利率を引き下げた貸付利率を機構特別利率として設定しています。

1. 貸付利率

機構では、基準利率及び機構特別利率の2種類の貸付利率を設定しています。

基準利率は、収支相償の考え方に基づき、機構の資金調達コストと貸付けの利息収入とが均衡するように算出した利率です。具体的には、機構が調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸し付けた場合のキャッシュ・フローの割引現在価値が等しくなるよう定めたもので、港湾整備事業、観光施設事業、産業廃棄物処理事業に適用されています。

機構特別利率は、地方公共団体健全化基金の運用益等及び機構自己財源を活用して、基準利率を0.35%利下げしたもので(ただし、同一償還条件の財政融資資金の利率が下限となります)、貸付対象事業のうち、住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業及び臨時財政対策債に適用されています。

なお、令和3年4月からの貸付利率の推移は次のとおりとなっています。

貸付利率の推移(固定金利方式、半年賦元利均等、30年償還(うち5年据置))の例

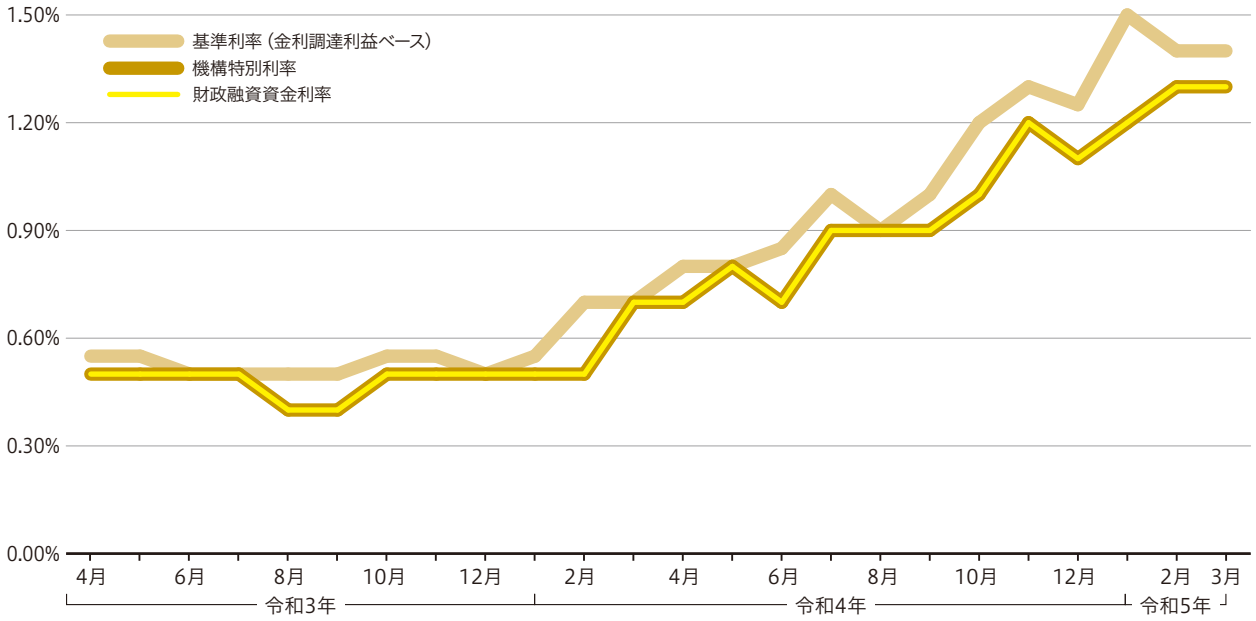

2. 公営競技納付金等による利下げ

地方公共団体が行う公営競技の収益の均てん化を目的として、地方財政法附則第32条の2の規定に基づき、公営競技（競馬、競輪、オートレース、ボートレース）を行う地方公共団体は、当該公営競技の収益の一部を地方公共団体金融機構に納付することとされています。

この公営競技納付金は、地方公共団体健全化基金に積み立てられ、その運用益等及び自己財源により機構特別利率と基準利率との利差を補てんしています。

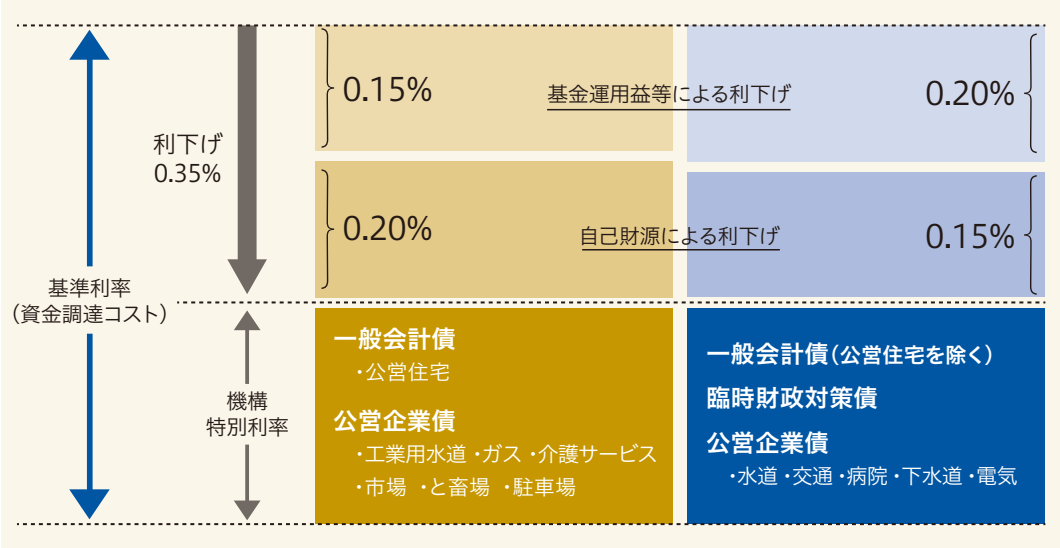

※同一償還条件の財政融資資金利率を下限としています。
※事業ごとの基金運用益による利下げ幅は、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成20年総務省令第87号）の規定に基づき、総務大臣が定めています。

川崎競馬

いわき平競輪

伊勢崎オートレース

ボートレース蒲郡

3 貸付けの審査体制

機構では、地方債の同意・許可等の手続により、事業の内容、適法性、償還確実性等が確認されていることを前提に、次のとおり必要な審査を適切に実施しています。

①貸付予定の地方公共団体・公営企業について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める健全化判断比率等を用いて、決算数値及び個別の財政状況等を確認します。また、必要に応じ都道府県及び市区町村等の関係部署にヒアリングを行います。

②貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査します。

③貸付後、全都道府県に職員が赴き、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、必要に応じヒアリング等により財政状況・経営状況を把握します。

①貸付予定団体・企業の確認
- 財政状況・経営状況の把握
- ヒアリングの実施

②貸付時における確認 借入申込書類の確認
- 同意（許可）額の把握等
- 議決・予算措置の状況確認

貸付けの実行

③貸付後の確認 現地調査の実施
- 貸付金・貸付事業の状況確認
- 財政状況・経営状況の把握

4 貸付実績・貸付残高

1. 全体の貸付実績・貸付残高の推移

貸付額は、東日本大震災に関連する事業への貸付ニーズの高まり等から毎年増加していましたが、平成26年度には、旧緊急防災・減災事業、東日本大震災に関連する特定被災地方公共団体借換債の制度終了等により減少に転じました。

令和4年度の貸付実績は1兆5,886億円であり、令和4年度末における貸付残高は23兆3,002億円となっています。

貸付実績の推移

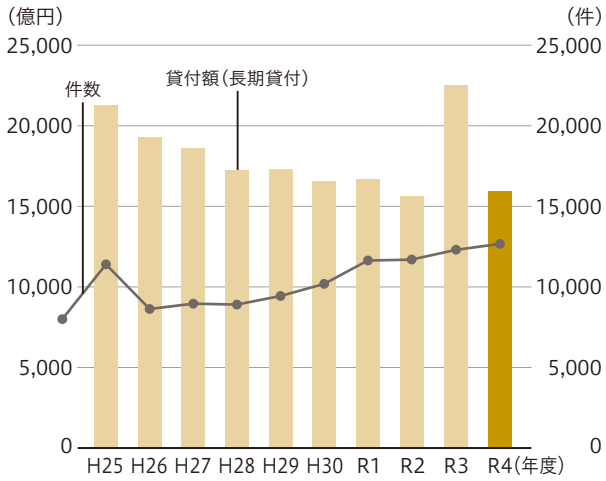

貸付残高の推移

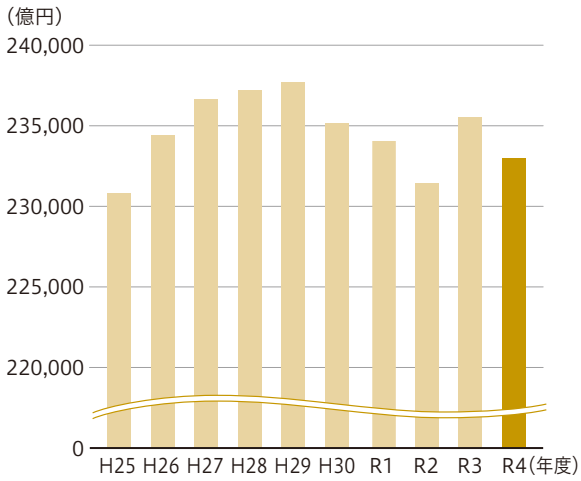

2. 年度別・事業別貸付実績

令和4年度の事業別の貸付実績は、下水道事業が最も多く2,997億円で全体の19%を占め、次いで臨時財政対策債が2,838億円で18%、水道事業が1,823億円で11%の順になっています。

年度別事業別長期貸付額構成比(受託貸付を除く)

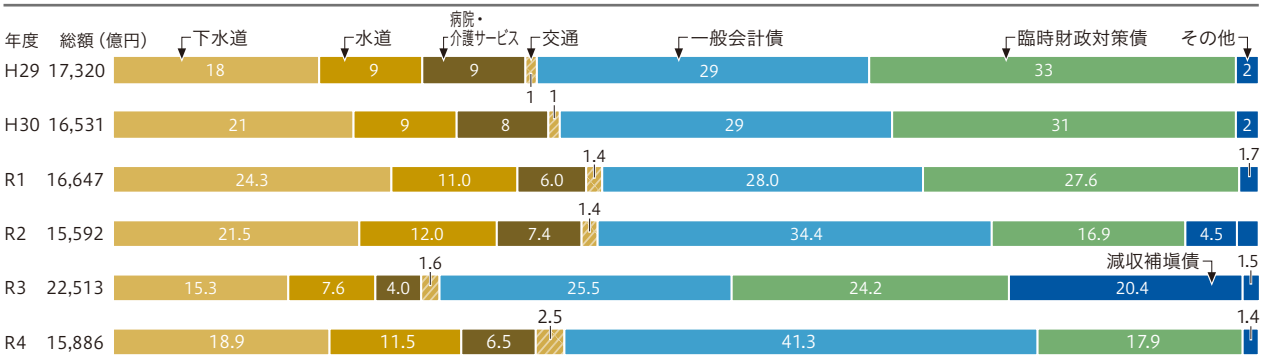

(注)項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。
※一般補助施設整備等事業債は、東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行するものを対象としています。

3. 事業別・団体種別貸付残高

令和4年度末の貸付残高は23兆3,002億円で、これを事業別にみると下水道事業が6兆6,409億円で最も多く全体の28.5%を占め、次いで臨時財政対策債が5兆9,628億円で25.6%、水道事業が2兆9,699億円で12.8%の順になっています。

貸付けを行っている地方公共団体等の数は、令和4年度末現在では、全都道府県をはじめとして2,167団体に及んでいます。残高ベースでの内訳は、政令指定都市を除く市町村及び特別区が14兆6,563億円で最も多く全体の62.9%を占めています。次いで、都道府県が5兆1,153億円で22.0%、政令指定都市が2兆9,657億円で12.7%となっており、残り5,628億円が企業団・組合等及び公社で2.4%となっています。

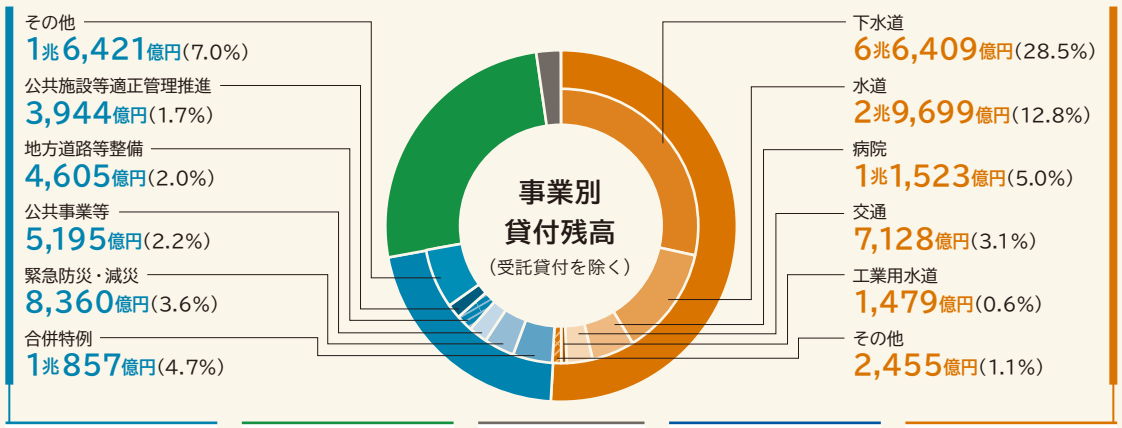

一般会計債	臨時財政対策債	減収補塡債	有料道路(公社貸付)	公営企業債
4兆9,381億円	5兆9,628億円	5,230億円	71億円	11兆8,692億円
(21.2%)	(25.6%)	(2.2%)	(0.0%)	(50.9%)

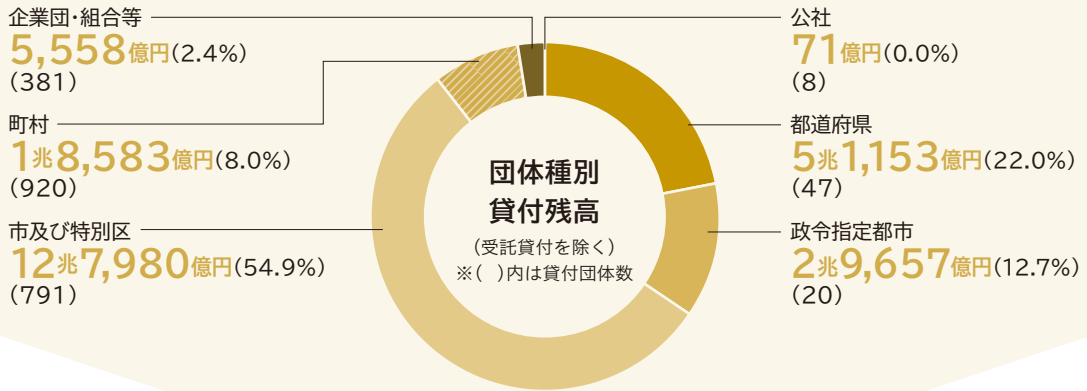

令和4年度末貸付残高

23兆3,002億円

※四捨五入により計が一致しないことがあります。

5 貸付対象事業の紹介

水道事業（令和4年度貸付額　1,823億円）

水道事業：金田配水場（千葉県木更津市）

上水道事業は、清浄で豊富廉価な水の供給による、公衆衛生の向上、生活環境の改善に重要な役割を果たしています。

令和3年度において地方公共団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む）は、1,787事業あり、年間約134億㎥の給水を行っており、令和3年度末における給水人口は約1億2,281万人となっています。

水道普及率は、令和3年度末で97.5%となっています。

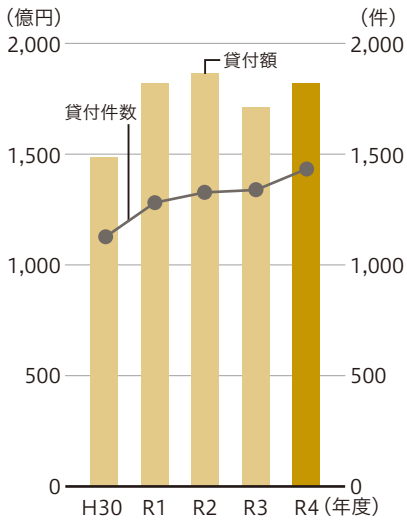

※写真は融資事業の例ですので、令和3年度に貸し付けた事業とは限りません。

交通事業（令和4年度貸付額　401億円）

交通事業：熊本市交通局 0800系超低床車（熊本県熊本市）

交通事業は、バス、都市高速鉄道、路面電車、モノレール、船舶等地域における交通手段の確保に、重要な役割を果たしています。

令和3年度において地方公共団体が経営する交通事業は、バス事業24事業、都市高速鉄道事業9事業、路面電車事業5事業、モノレール等事業2事業、船舶事業45事業の合計85事業あり、年間延べ約26億人（1日平均722万人）に利用されています。

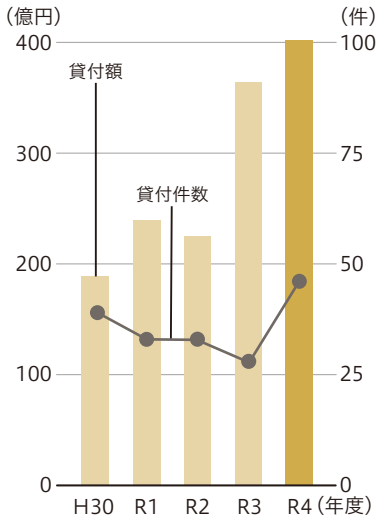

病院事業（令和4年度貸付額　1,021億円※）※地方独立行政法人が経営する病院事業への貸付金を含む。

病院事業：厚木市立病院（神奈川県厚木市）

病院事業は、一般医療はもちろん、民間医療機関が提供することが困難な離島、山間地等のへき地医療、急速な体系的整備が必要とされる救急医療、高度医療及び結核、精神医療等の特殊医療の確保に重要な役割を果たしています。

令和3年度において地方公共団体が開設する病院事業及び公営企業型地方独立行政法人が運営する病院事業は、681事業あり、これらの事業が有する病院の数は853病院（一般病院813、精神科病院40）となっています。

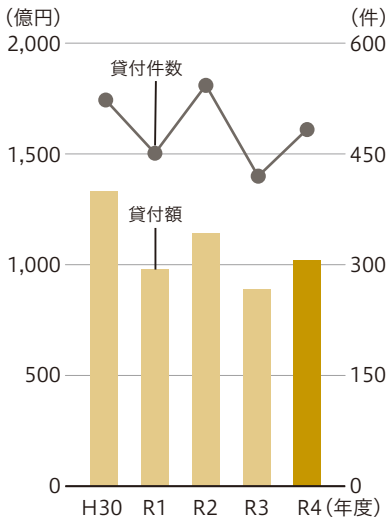

下水道事業（令和4年度貸付額　2,997億円）

下水道事業：塩尻市浄化センター（長野県塩尻市）

下水道事業は、汚水の処理による生活環境の改善や雨水の排除による浸水の防除、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たしています。

令和3年度において地方公共団体が経営する下水道事業は、3,605事業あり、年間総処理水量（流域下水道分を除く雨水処理水量と汚水処理水量の合計）は約152億㎥、令和3年度末における現在処理区域内人口は1億505万人、汚水処理人口普及率は92.6%となっています。

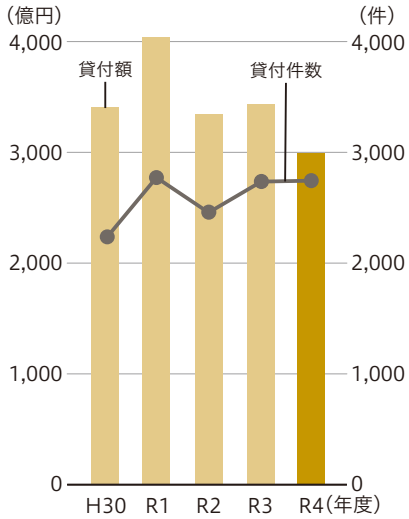

緊急防災・減災事業（令和4年度貸付額　1,227億円）

緊急防災・減災事業は、災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備などの地方単独事業等が貸付対象となっています。

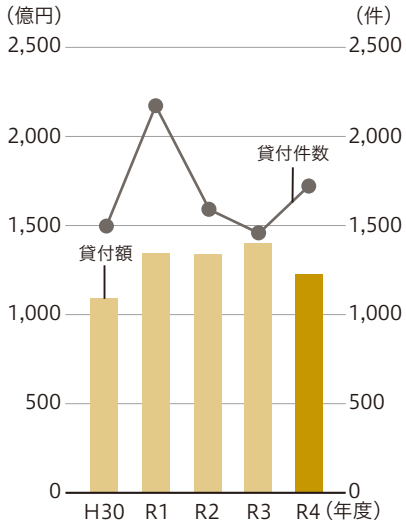

臨時財政対策債（令和4年度貸付額　2,838億円）

臨時財政対策債は地方公共団体の一般財源不足を補うため、地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定に基づき、特別に発行を認められた地方債です。

臨時財政対策債の発行に伴い地方公共団体が将来にわたって支払うべき元利償還金は、後年度の地方交付税としてその全額が措置されることとなっています。

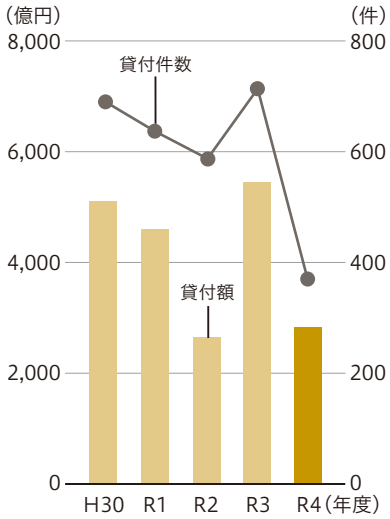

■公共事業等（令和4年度貸付額　433億円）

いわゆる公共事業は、国全体からみて必要とされる事業に対して、それぞれの法律や予算によって国が事業費の一部を補助、負担するか、又は国が直接事業を行うものです。そのうち地方公共団体が負担する部分が起債対象となり、機構資金については、社会資本整備総合交付金を受けて実施する道路事業等が貸付対象となります。

■公営住宅事業（令和4年度貸付額　110億円）

公営住宅は、地方公共団体により建設され、令和3年度末では約236万戸が管理されています。

■学校教育施設等整備事業（令和4年度貸付額　155億円）

地方公共団体が単独事業として行う高等学校（一般事業の対象となるものを除く）、幼稚園等の施設整備・用地取得造成や義務教育施設の大規模改造事業です。

■社会福祉施設整備事業（令和4年度貸付額　73億円）

老人福祉施設や児童福祉施設等の社会福祉施設の整備事業です。

■一般廃棄物処理事業（令和4年度貸付額　81億円）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条に規定する一般廃棄物処理施設のうち、地方公共団体が行うし尿処理施設、ごみ処理施設等の整備事業を貸付対象としています。

■一般事業（令和4年度貸付額　53億円）

一般事業は、地方財政法第5条等に規定する適債事業のうち、地方債計画の他の事業項目で措置されない全ての事業を対象とするものであり、機構資金については河川等事業（中小河川の整備）や臨時高等学校改築等事業（建築後15年程度を経過した高等学校の改築事業等）等が貸付対象となります。

■地域活性化事業（令和4年度貸付額　125億円）

地域の経済循環の創造に資する事業及び活力ある社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏構想の推進に資する事業等、地域の活性化のための基盤整備事業を対象としています。

■**防災対策事業**（令和4年度貸付額　117億円）

地方公共団体が行う災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するための防災対策事業です。

■**地方道路等整備事業**（令和4年度貸付額　227億円）

地方公共団体が単独事業として行う都道府県道、市町村道、農道、林道の整備事業です。

■**合併特例事業**（令和4年度貸付額　792億円）

合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業や都道府県の構想に位置づけられた市町村の合併に伴い必要となる事業です。上水道、下水道及び病院事業について、合併に伴う増嵩経費に対する一般会計からの出資や市町村振興のための基金造成等も対象となっています。

■**公共施設等適正管理推進事業/旧公共施設最適化事業**（令和4年度貸付額　1,286億円）

公共施設最適化事業は、地方公共団体が、公共施設等総合管理計画に基づき実施する事業であって、既存の公共施設の集約化・複合化を実施するものを対象としています。

公共施設等適正管理推進事業は、公共施設最適化事業を拡充し、長寿命化対策、コンパクトシティの推進（立地適正化）等を貸付対象としたものです。

■**緊急自然災害防止対策事業**（令和4年度貸付額　1,254億円）

地方公共団体が緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施する事業です。

■**辺地対策事業**（令和4年度貸付額　1億円）

辺地とその他の地域の間における住民生活水準差の是正を目的として実施する事業です。

■**過疎対策事業**（令和4年度貸付額　619億円）

過疎地域の市町村が過疎地域持続的発展市町村計画に基づき実施する事業です。

■**工業用水道事業**（令和4年度貸付額　65億円）

令和3年度において地方公共団体が経営する工業用水道事業は、153事業249施設あり、5,615箇所の工場等に年間約42億㎥を給水しています。

■電気事業・ガス事業（令和4年度貸付額　49億円）

令和3年度において地方公共団体が経営する電気事業は、97事業502発電所あり、発電能力は最大出力267万kW、年間発電電力量は75億kWhに達しています。

また、令和3年度において地方公共団体が経営するガス事業は、21事業あり、65万戸の家庭に年間242億MJのガスを供給しています。

■港湾整備事業（令和4年度貸付額　22億円）

令和3年度において地方公共団体が経営する港湾整備事業は、94事業あり、埋め立て、荷役機械、上屋、倉庫、貯木場、引船等の事業を行っています。

■介護サービス事業（令和4年度貸付額　18億円）

介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム等の整備事業及び介護のために必要な機械器具の整備事業を行っています。

■市場事業（令和4年度貸付額　67億円）

令和3年度において地方公共団体が経営する市場事業は、149事業あり、年間の取扱量は、そ菜628万トン、果実178万トン、水産物235万トン、肉類その他63万トンに達し、生活物資の流通の近代化に貢献しています。

■と畜場事業（令和4年度貸付額　1億円）

令和3年度において地方公共団体が経営すると畜場事業は、44事業あり、年間処理実績は290万頭となっています。

■観光施設事業・産業廃棄物処理事業（令和4年度貸付額　25億円）

令和3年度において地方公共団体が経営する観光施設事業は、休養宿泊事業71事業、ロープウェイ38事業、その他観光施設事業（温泉、城、資料館、動植物園等）125事業の合計234事業あります。

■駐車場事業（令和4年度貸付額　2億円）

令和3年度において地方公共団体が経営する駐車場事業は、188事業583施設あり、公営駐車場の収容能力は約11万台、1日平均利用台数は約12万8千台となっています。

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し長期かつ低利で安定した資金を融資するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、安定的な調達を行っています。

1 機構債券の種類

貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）のうち、公募による発行を基本としながら、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行や長期借入を併せて行っています。

また、公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券等の借換えについては、政府保証債の発行によって行っています。

地方金融機構債（非政府保証債）

政府保証のない地方金融機構債については、地方公共団体金融機構法により一般担保が付与され、他の一般債務より優先して弁済されます（地方公共団体金融機構法第40条第2項）。

- **国内債**
  - **公募債**
    - ・定例債：5年、10年、20年及び30年の各年限で定期的に発行しています。
    - ・FLIP債、スポット債：市場の動向を見極めながら機動的に発行しています。
  - 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券
    - ・地共連引受債：地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券（地方公務員等共済組合法施行規則（昭和37年自治省令第20号）第11条の10の3）
    - ・地共済引受債：地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券
- **国外債**
  - MTNプログラムによる外貨建債券を発行しています。

政府保証債

政府保証債は、公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための、既往の政府保証が付された公営企業債券等の借換えについて発行しています。なお、政府保証のない地方金融機構債と同様に一般担保が付与されています。

※FLIP債、スポット債、MTNプログラムについては11頁を参照。

2 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、多様な資金調達手段を活用するとともに、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの信認を確固たるものとしていきます。

また、国内外の金融市場や日本銀行の金融政策の動向及び投資家の需要を注視しつつ、実際に資金調達を行うにあたっては、引き続き弾力的・機動的に対応していきます。

1. 多様な資金調達手段の活用

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、多様な手段による資金調達に努めています。

資金調達にあたっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行っています。

国内債については、定例債として10年債、20年債、5年債及び30年債を発行するとともに、FLIP債による投資家ニーズに応じた柔軟な債券発行を行うほか、市場の環境に応じ、スポット債を発行しています。

国外債については、ベンチマーク債の定例的な発行に努めるとともに、個人向け売出外債の継続的な発行、プライベート・プレイスメントによる機動的な発行も行っています。

また、令和元年度から、地方公共団体が行う下水道事業への貸付けを目的としたグリーンボンドを発行しています。

そのほか、銀行からの長期借入も活用しています。

加えて、フレックス枠については、定例債の増額やスポット債の発行に活用するなど、市場の動向に応じて、機動的な資金調達に努めています。

こうした取組を通じ、国内、国外を問わず、市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において資金調達に努めています。

2. 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施しています。

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場からの信認を確固たるものとするよう、投資家説明会や個別投資家訪問等のIRを積極的に実施しています。また、海外市場における債券発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対するIRについても積極的に実施しています。

このほか、投資家の投資計画策定に資するよう年間の資金調達計画を策定し、年度が始まる前にあらかじめ公表するとともに、年度中の8月においても下半期の資金調達計画を公表しています。

国内定例債は、各四半期が始まる1ヶ月前までに、各月の発行年限、発行額及び主幹事会社を公表しています。

3. 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献していきます。

3 機構債券の特徴

機構が発行する債券は、以下のような特徴から、地方公共団体が発行する地方債と同等のものと考えています。

○機構は、地方の共同資金調達機関であり、全ての都道府県・市区町村の出資により設立された公的な機関であること
○機構の貸付先は、地方公共団体に限られており、デフォルトはこれまで一度もないことから、資産の安全性は極めて高いといえること
○地方公共団体金融機構法において、機構解散時の最終弁済責任は地方公共団体が負うとされていることから、償還確実性が担保されていること（地方公共団体金融機構法第52条）

さらに、以下のような特徴も有しており、国債と同じ格付で極めて信用力の高い債券です。

○金利変動による損失を補填するための金利変動準備金や貸付利率を軽減するための地方公共団体健全化基金など、万全の財務基盤が確保されていること
○地方金融機構債は一般担保が付与され、他の一般債務より優先して弁済されること

機構は、S&Pグローバル・レーティング(S&P)、ムーディーズ・ジャパン(Moody's)及び格付投資情報センター（R&I）から、日本国内の公共債発行機関では最高位の発行体格付を取得しています。

また、機構のリスク・ウェイトのカテゴリーは、10%（円建債）となっています。

このほか、海外投資家（非居住者、外国法人等）が受け取る機構債券等（機構の発行する債券（公営企業金融公庫が発行し、機構が承継する債券を含む））の利子等について非課税とする税制上の措置が講じられています。

※リスク・ウェイトについては、日本国内投資家向け数値であり、外貨建て又は海外の投資家に関しては、各国規制当局の確認によるものとされています。（令和5年3月31日現在）

発行体格付（依頼）	S&P：A＋ Moody's：A 1 R&I：A A＋	（令和5年3月31日 現在）
リスク・ウェイト（円建）	地方金融機構債：10%	（参考）国債・地方債：0% 政府保証債：0%
一般担保	機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。 なお、この先取特権の順位は、民法（明治29年法律第89号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとされています。（地方公共団体金融機構法第40条）	

4 資金調達実績の推移

機構では、非政府保証の地方金融機構債（公募債、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券）及び公営企業金融公庫から承継した債券の借換えのための政府保証債を発行しています。このほか、長期借入による資金調達も行っています。

令和4年度の資金調達総額は1兆7,923億円となり、令和3年度と比較し減少しました。これは、政府保証債の発行を行わなかったことや、非政府保証の地方金融機構債の発行額が減少したことなどによるものです。

また、令和4年度末の債券発行残高は19兆6,302億円、借入金残高は5,265億円となっており、これらの合計は20兆1,567億円となっています。

このうち、一般勘定の残高は16兆1,743億円、管理勘定の残高は3兆9,825億円となっています。平成20年度の機構の業務開始以降、一般勘定については残高が増加する一方、管理勘定については減少しており、平成28年度末から一般勘定の残高が管理勘定の残高を上回っています。

（注）債券発行残高については、決算における償却原価法による調整を行う前の金額（額面金額ベース）を記載しています。

資金調達額

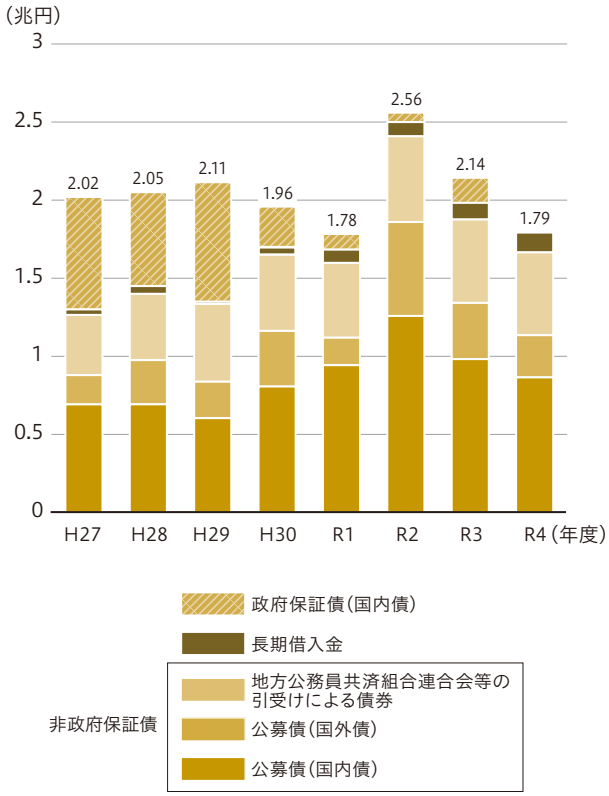

債券発行及び借入金残高

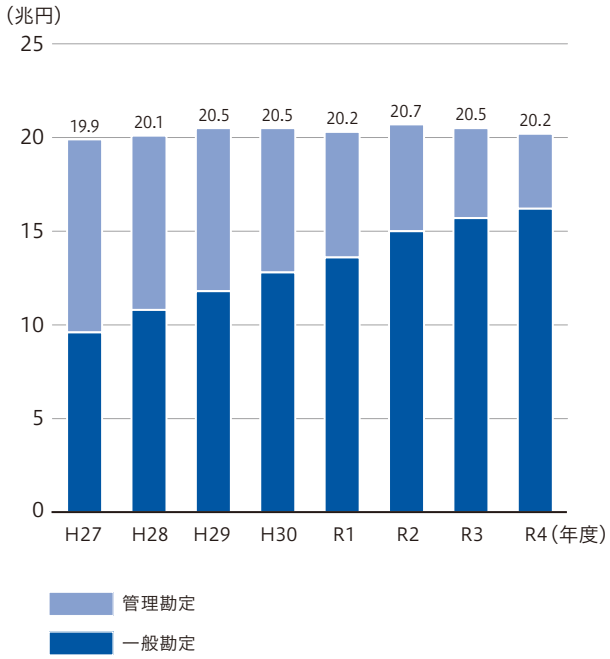

※管理勘定及び一般勘定については58頁を参照。

※債券発行残高については、決算における償却原価法による調整を行う前の金額（額面金額ベース）を記載。

地方公共団体のニーズにあわせて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般にわたる課題について必要な調査・支援を実施し、地方公共団体の良き相談相手として、その期待に幅広く応えていきます。

基本姿勢

人口構造等社会情勢の変化やインフラの老朽化等の地方公共団体の政策ニーズの変化等に対応し、また、そのような変化を見据えながら、引き続き地方公共団体の財政の健全性の確保・向上に向け、総合的な地方支援業務を実施します。

その際、地方公共団体の財政運営の健全性の確保、向上に向けて取り組むことが、機構の信用力の維持、経営基盤の充実につながるという観点も踏まえつつ、大局的、中長期的観点から地方支援業務を展開します。

また、様々な財政課題について、質の高い調査研究を実施し、そこで得られた知見や先進事例等の成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用することで、地方公共団体の課題解決につなげるなど、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携させていきます。

地方支援業務の三本柱

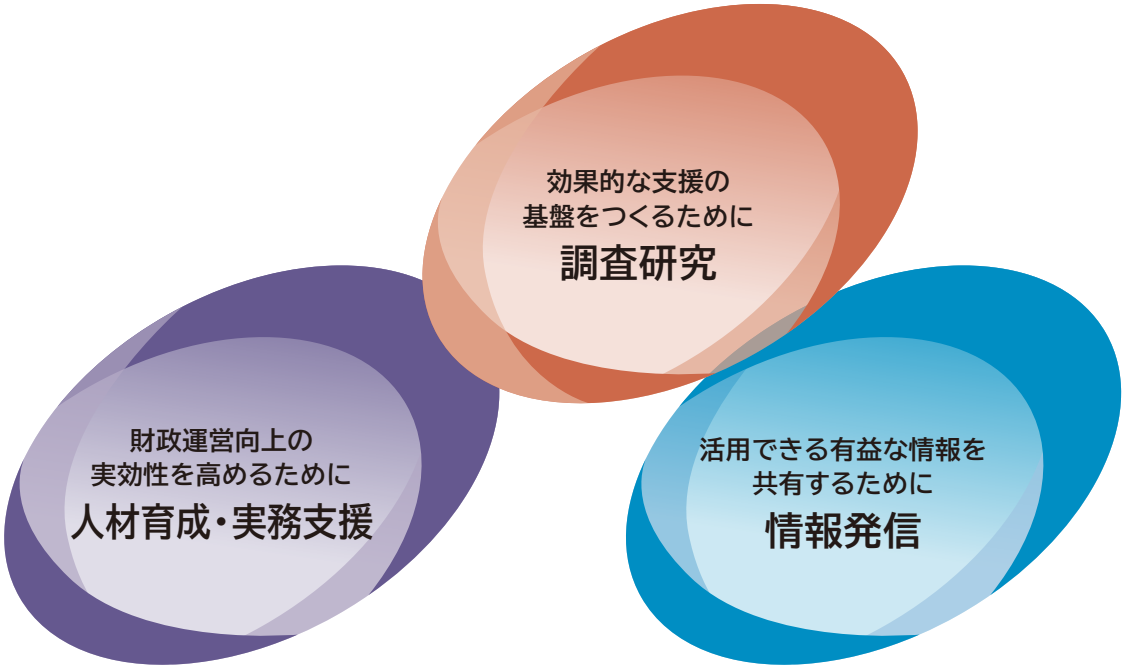

財政運営向上の実効性を高めるために 人材育成・実務支援

地方公共団体の財政運営の質の向上を図るため、団体の状況や要請に応じて個別市区町村等にアドバイザーを派遣する事業に取り組むほか、地方公共団体の職員が、財政・金融に係る知識を習得するためのセミナーや研修等を実施します。実施に当たっては、eラーニングやWeb会議システム等を積極的に活用します。また、自治体ファイナンス・アドバイザー等による、財政運営や資金調達等に対する個別団体へのアドバイスを実施します。

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業	地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省との共同事業として、6つの支援分野について、個別市区町村等にアドバイザーを派遣する事業を実施し、個別団体の状況や要請に応じて、丁寧できめ細かい支援を実施します。
JFMセミナー等	地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関する時宜にかなったテーマを題材としたセミナーを実施します。JFM地方公営企業セミナーについては、全国市町村国際文化研修所との共催により、地方公営企業に関わる基礎知識の習得及び実務遂行能力の向上を目的とする宿泊型研修を実施します。また、首長や地方公共団体の幹部職員等を対象としたセミナーを地方行財政調査会及び時事通信社と共同で開催します。
資金調達及び資金運用に関する各種研修会	資金調達及び資金運用業務に携わる職員を対象に、それぞれの業務に必要な金融知識の習得を目的として、集合研修を実施します。また、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催により、基礎から専門的知識の習得・実務遂行能力の向上を目的とする宿泊型研修を実施します。
出前講座	自治体ファイナンス・アドバイザー等を講師として、財政運営や資金調達・資金運用など、その団体の要望に応じたテーマ・方法（講師派遣、Web会議システム等）で講座を実施します。実施に当たっては、都道府県（市町村担当課）等と連携して、効率的・効果的に行います。
財政運営や資金調達等に関する実務支援	自治体ファイナンス・アドバイザー等が地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問の解決に向けて、電話、メール、Web会議システム及び講師派遣等の方法により専門的なアドバイスを実施します。また、住民参加型市場公募地方債を初めて発行する地方公共団体に対し、助言を行うとともに、広報経費等に対し助成を行います。
eラーニングによる研修事業等	多様な研修機会の充実を図り、遠隔地や小規模の団体も含め、広く研修効果が及ぶよう、eラーニングにより、機構主催の集合研修における講義等を提供するとともに、地方財政に関する基本的な制度や地方公会計制度等に関する研修コンテンツを開発・提供します。また、eラーニングで提供した講義の一部については、アーカイブ化し、後年度においても活用できるようにします。

eラーニングポータルサイトを開設し、多種多様な研修を用意

- JFM地方財政セミナー ・ JFM地方公営企業セミナー
- 自治体職員のための金融基礎講座
- 地方財政制度・地方債制度
- 自治体職員のための簿記・公会計など
- トップセミナー会員研修会
- 市町村職員のための財政分析

eラーニングポータルサイト▶https://www.jfm.go.jp/support/e-learning/e-learning.html

効果的な支援の基盤をつくるために 調査研究

地方公共団体の財政運営、地域金融、諸外国の地方財政制度、地方公共団体の先進事例及び財政分析等に関する総合的な調査研究を実施するとともに、その成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用するなど、地方公共団体へ還元します。

JFM・GRIPS連携プロジェクト	「人口減少時代等社会構造変革下における地方財政」をテーマとして、国立大学法人政策研究大学院大学と連携して、教育及び調査研究事業に関するプロジェクトに中長期的に取り組みます。調査研究事業の成果は、フォーラムの開催などを通じて広く地方公共団体等に還元します。
地域金融に関する調査研究	地方公共団体の地域金融機関等からの借入動向及びそれを取り巻く環境等について調査研究を実施します。また、指定金融機関に関する直近の状況を把握するため、実態調査を実施します。
地方財政等に関する調査	地方財政(税制を含む。)に関し、直面している課題について、総務省と連携し、地方公共団体の政策課題の解決と、持続可能な地方公共団体の財政運営の実現を図ることを目的として、共同で必要な調査研究を実施します。
諸外国の地方財政制度等に関する調査研究	諸外国の地方財政制度やその運用、地方財政制度の前提となる地方自治制度等の最新の動向等について、一般財団法人自治体国際化協会と連携し、共同で調査研究を実施します。
地方公共団体の先進事例に関する調査研究	地方公共団体の関心の高いテーマに関する先進事例について、先進事例検索システムへの掲載を念頭に、専門機関と連携を図りながら調査研究を実施します。
地方財政等に関する研究者に対する助成事業	地方財政に関する研究の発展や公営企業の健全な経営に資すること等を目的に研究者に対して研究費を助成します。
財務情報を活用した財政分析・診断事業	財政分析チャート「New Octagon」における分析内容の充実を図るとともに、地方公共団体の財務情報の活用等による財政分析・財政診断の拡充に向けた検討を進めます。
地方公共団体のニーズ・課題把握のための調査	地方公共団体の財政運営上のニーズや課題を把握するため、全地方公共団体に対してアンケート調査を実施するほか、地方財務状況調査の機会を利用して、調査対象団体の実務担当者等との間で直面する財政上の課題やこれに関連した機構に対する要望等について意見交換(財政状況ヒアリング)を実施します。

活用できる有益な情報を共有するために 情報発信

ホームページ等を効果的に活用して、地方公共団体にとって参考となる情報を積極的に発信します。

財政分析チャート「New Octagon」の提供	市町村の財政状況の特徴や課題を簡単に把握することができる財政分析チャート「New Octagon」について、充実を図りながら、提供しています。
先進事例検索システムの運用	財政運営や地方公営企業の経営など、地方公共団体の課題解決に資する先進的な取組事例をデータベース化し、キーワード検索が可能なシステムを、新たな分野の事例を追加するなど充実を図りながら、提供しています。

学習用教材の提供

経済・金融データ、金融知識等の提供

機構の地方支援業務についてのホームページ▶https://www.jfm.go.jp/support/index.html

3章　業務運営体制

機構の基本的な仕組み

① 貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ 52
② 出資金 53

ガバナンス

① ガバナンス 54
② 財務報告に係る内部統制の評価 56
③ 内部監査 57

一般勘定と管理勘定 58

リスク管理

① リスク管理全般 60
② 個別リスク管理 61

コンプライアンス（法令等遵守）

① 基本的な考え方 67
② コンプライアンス体制 67

ディスクロージャー

① 情報開示に関する基本姿勢 68
② 情報開示資料 68

北海道
室蘭市

市場事業
室蘭市公設地方卸売市場

計画の背景

室蘭の水産物卸売の要所として親しまれてきた市場だが、老朽化と耐震強度不足が顕在化。取引所の機能、衛生面に加え、集客も見込める新施設を計画

▼

融資の実行

コンパクトシティ化を進める室蘭市では、公共施設の建て替えや統廃合を実施。その際、借入先として第一の検討先となっている、金利面に有利で信頼性が高いJFM融資を本事業でも活用

▼

効果と発展

新たな土地へ移り、衛生面や荷降ろし効率など機能的な施設が誕生。施設見学やイベントを通じ、室蘭市の魅力を発信していく

1 貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ

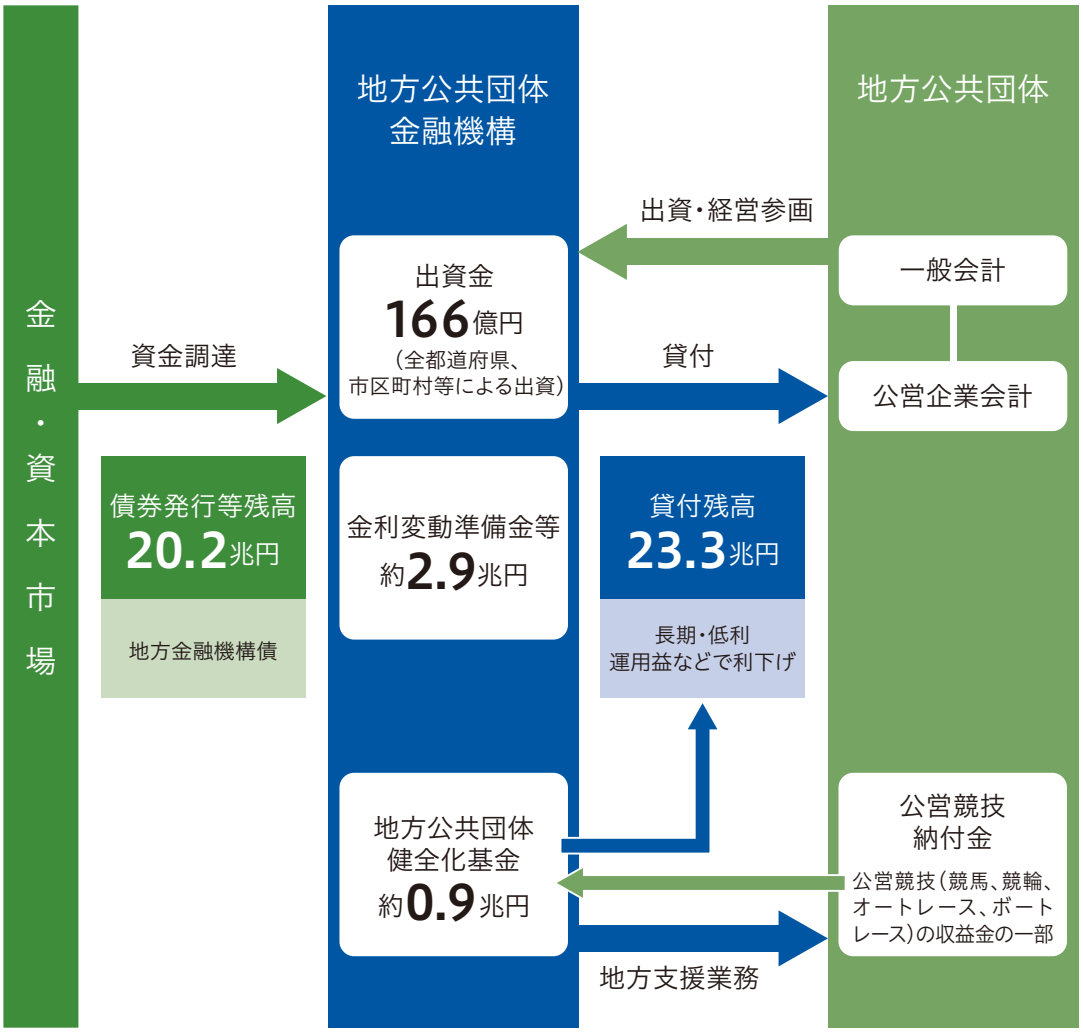

(計数は令和4年度末)

全ての地方公共団体の出資による地方共同法人

機構は、地方公共団体金融機構法の規定に基づき、全ての都道府県及び市区町村等の出資により設立された「地方共同法人」です。

機構は、地方公共団体のみを対象として資金の貸付けを行っています。

また、国又は都道府県が同意・許可を行った地方債を対象として貸付けを行っており、これまで貸倒れ(デフォルト)は1件も発生していません。

加えて、仮に機構が解散する場合は、地方公共団体が債務弁済義務を負う旨が法律に規定されており、債券の償還確実性が担保されています(地方公共団体金融機構法第52条第1項)。

地方債資金の共同調達機関

機構は、地方の共同資金調達機関として、個々の地方公共団体の資金調達を補完する役割を果たしています。

地方公共団体の社会資本整備については、資本費の回収に長期を要することや世代間の負担の公平を図る必要があることから、長期資金の調達が望ましい場合が多いと考えられますが、地方公共団体が行う資本市場からの資金調達は、10年以下が一般的となっています。

このため、機構において、資本市場から資金を調達し、地方公共団体に長期・低利の資金を安定的に供給しています。

強固な財務基盤

機構は、地方公共団体に対して、最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じています。そのため、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆ざやとなるリスク）が生じますが、機構ではこれを地方公共団体に転嫁することなく、金利変動準備金等を設けて対応することとしており、強固な財務基盤を確立しています。

地方公共団体健全化基金を活用した利下げ

地方財政法附則第32条の2の規定に基づき、公営競技（競馬、競輪、オートレース、ボートレース）を行う地方公共団体は、当該公営競技の収益の一部を機構に納付することとされています。

機構は、公営競技を行う地方公共団体から収益金の一部を受け入れて地方公共団体健全化基金に積み立てており、その運用益等を用いて地方公共団体への貸付けについて利下げを行っています。

2 出資金

機構は、地方公共団体が自ら設立し、主体的に運営する法人であることから、出資者は地方公共団体に限定されています。

令和5年3月31日現在、全ての都道府県及び市区町村等1,789団体から、合計166億210万円の出資を受けています。

地方公共団体別出資額及び割合

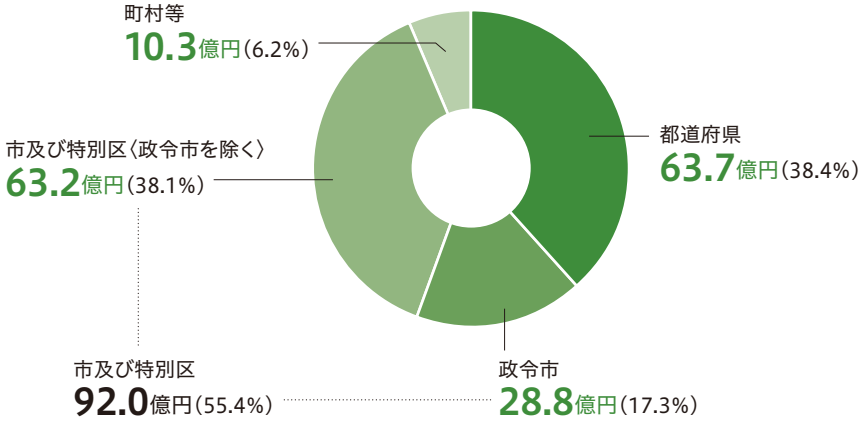

※四捨五入により計が一致しないことがあります。
※町村等には、一部事務組合が含まれます。

機構の運営については、外部有識者の代表者会議・経営審議委員会への参画や、会計監査人による監査等により、責任あるガバナンスが確保されています。

1 ガバナンス

機構のガバナンスの仕組み

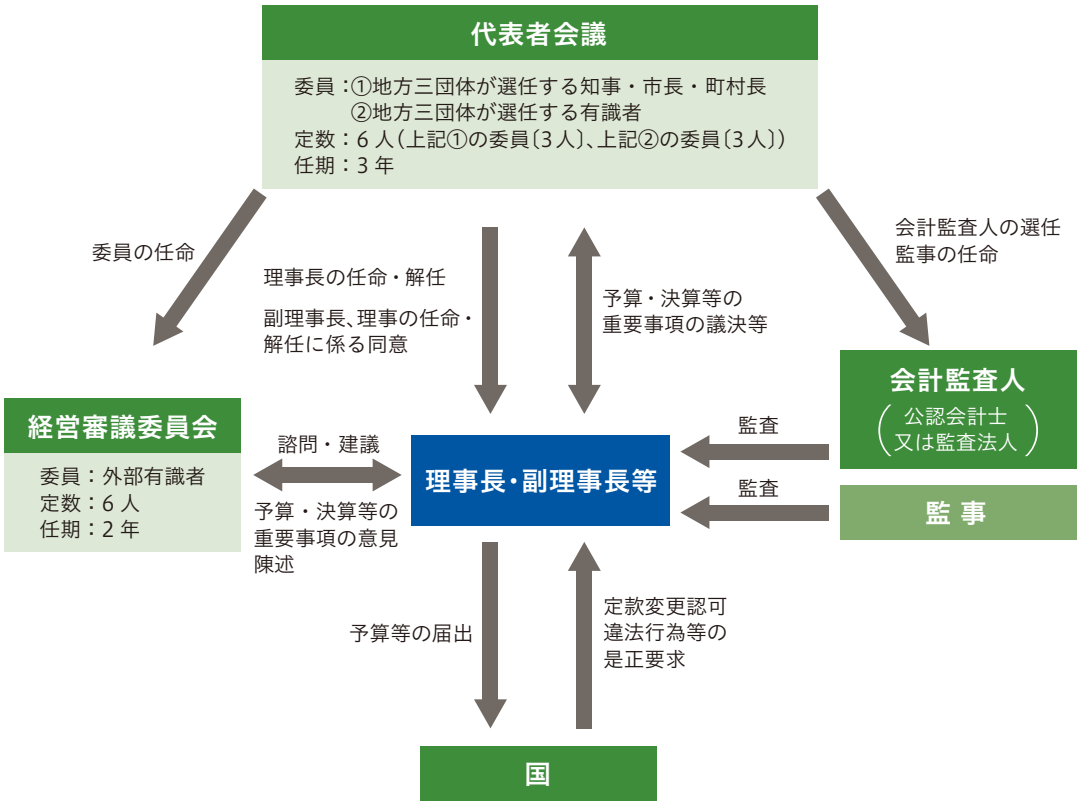

1. 代表者会議

機構は、地方公共団体が主体的に運営する組織であることから、地方公共団体の代表者からなる代表者会議が機構の最高意思決定機関として設けられています。

また、代表者会議の委員については、都道府県知事、市長、町村長それぞれの代表者（3人）に加え、それと同数の地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する者が選任されています。

代表者会議は、予算・決算等、機構の運営全般に関する重要事項についての議決権限並びに理事長及び監事の任命及び解任権限を有します。また、機構を監督する機能として、理事長に対して、機構の業務並びに資産及び負債の状況に関し報告をさせ、役職員の違法行為等の是正のため必要な措置を講ずることを命ずる権限を有しています。

代表者会議委員（令和5年3月31日現在）　◎は議長

■地方公共団体の代表者	◎ 河野 俊嗣	全国知事会地方税財政常任委員会委員長・宮崎県知事
	牛越 徹	全国市長会財政委員会委員長・長野県大町市長
	荒木 泰臣	全国町村会会長・熊本県嘉島町長
■外部の学識経験者	小幡 純子	日本大学大学院法務研究科（法科大学院）教授
	神野 直彦	東京大学 名誉教授
	池田 晃治	株式会社ひろぎんホールディングス 代表取締役会長

2. 経営審議委員会

経営審議委員会は、機構において、機構の出資者と資金の借り手の同一性が高いことに鑑み、機構の業務について透明性及び客観性を確保し、規律ある運営に資するよう審議を行います。

経営審議委員会の委員については、地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、代表者会議が任命します。

経営審議委員会は、機構の業務に関するチェック機能を有し、予算・決算等、機構の業務に関する重要事項について建議を行うことができるとともに、チェック機関として必要な場合に理事長から報告を求めることができます。また、理事長は、経営審議委員会の意見を代表者会議に報告するとともに、これを尊重する義務があります。

経営審議委員会委員（令和5年3月31日現在）　◎は委員長

◎ 三谷 隆博	短資協会会長
鈴木 豊	学校法人青山学院 常任監事・青山学院大学 名誉教授
勢一 智子	西南学院大学 教授
米田 保晴	信州大学 名誉教授
玉沖 仁美	株式会社紡 代表取締役
上﨑 正則	前 株式会社時事通信社 取締役

3. 監事による監査

監事は、独立の機関として財務内容等の監査を含む機構の経営及び業務の執行全般について監査を実施します。また、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができることとされています。

4. 会計監査人による外部監査

機構が市場から信認を得て資金調達を行うためには、適切な情報開示及び会計処理に関する外部チェックが重要となります。

このような観点から、機構には、財務諸表及び決算報告書について、監事による監査のほか、代表者会議が選任する会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査が義務づけられています。

2 財務報告に係る内部統制の評価

機構では、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（以下「財務会計省令」という。）に基づいて、金融商品取引法上の内部統制報告制度と同様の制度を実施しており、事業年度の末日を基準日として財務報告に係る内部統制の有効性を評価した内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表しています。

内部統制の評価においては、次のような事項を確認し、何らかの不備があった場合には、必要に応じて改善を図ることとしています。

○組織全体の方針や手続が示されるとともに、適切に整備及び運用されていること
○重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価及び対応がなされていること
○重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制が適切に整備及び運用されていること
○真実かつ公正な情報が識別、把握及び処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みが整備及び運用されていること
○モニタリングの体制が整備され、適切に運用されていること
○ITに対し、適切な対応がなされていること

なお、当機構が令和5年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると評価した内部統制報告書については、会計監査人により「我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める」との監査意見（財務会計省令第32条第2項第1号の無限定適正意見）を得ています。

3 内部監査

機構では、財務報告の信頼性の確保及び業務の適正かつ効率的な運営の確保に資することを目的として、業務を執行する各部・各課室から独立した立場で、検査役が業務全体における内部管理態勢の適切性及び有効性の検証及び評価を行うことにより、客観性をもって内部監査を実施しています。

○内部監査の内容は次のとおりです。
①事務処理の適正性及び法令遵守態勢の有効性
②職務執行態勢の効率性
③所管するリスク管理態勢の適切性及び有効性
④職務に係る情報の管理、伝達及び共有態勢の有効性

検査役は、内部監査を終了したときは、その結果を理事長に報告します。

内部監査の結果、措置が必要と認められる事項がある課・室は遅滞なく必要な措置を講じ、検査役は、その措置状況を盛り込んだ内部監査結果報告書を作成し、理事長に報告します。

また、検査役は、必要に応じフォローアップを実施し、その結果を理事長に報告します。

内部監査の仕組み

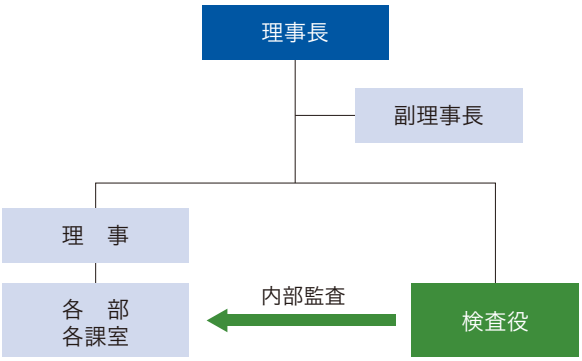

一般勘定と管理勘定

地方公営企業等金融機構は、地方債資金の共同調達機関として全都道府県・市区町村等の出資により平成20年8月1日に設立され、同年10月1日に公営企業金融公庫の資産・負債を承継して業務を開始しました。

また、平成21年6月1日に現在の地方公共団体金融機構に改組し、地方公共団体の一般会計も広く貸付対象となりました。

機構が承継した旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理、回収等の業務（公庫債権管理業務）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（管理勘定）を設けて整理しなければならないとされており、公庫債権管理業務以外の業務に係る勘定（一般勘定）の経理と区分することとされています。

なお、管理勘定においては、既往の政府保証債の借換えに必要な債券を発行しており、これについては政府が保証を付すことができることとされています。

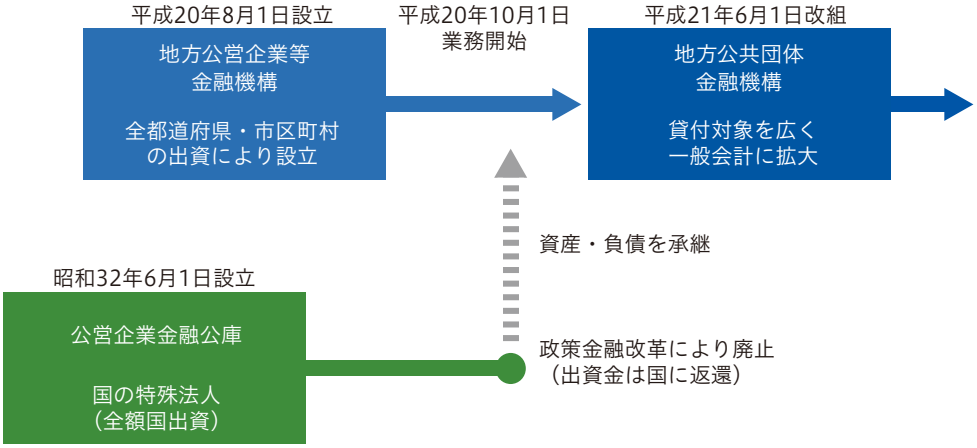

機構の発足に際しては、機構の将来にわたる安定的な経営を確立するため、旧公庫から債券借換損失引当金等約3.4兆円の全額を承継しています。

このうち、機構が将来にわたり経営の持続可能性を確保するために必要な2.2兆円については、10年分割で一般勘定に繰り入れられました。残余については、旧公庫から承継した貸付債権や既往の債券を適切に管理し、政府保証債等の借換えリスクに備えるため、管理勘定の財務基盤として確保することとされています。

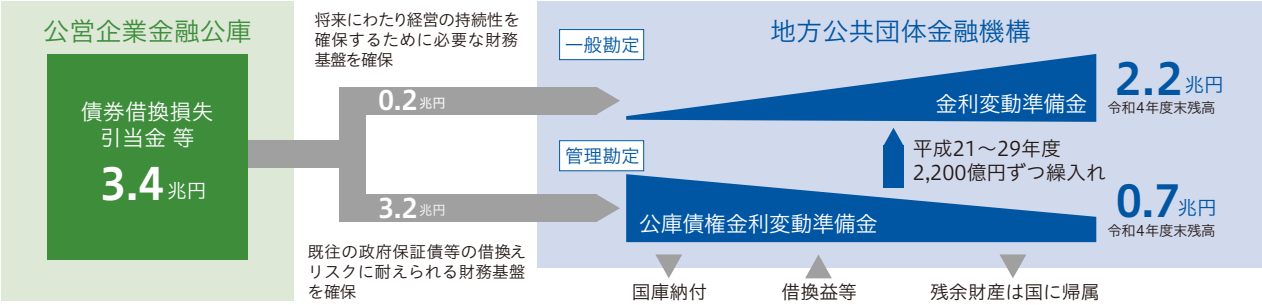

また、機構は、公庫債権管理業務を終えたときは遅滞なく、管理勘定を廃止するものとし、その際管理勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、国に帰属するものとされています。

ただし、管理勘定廃止前であっても、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されていると認められる場合において、公庫債権金利変動準備金等の金額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額を国に帰属させるものとされています（地方公共団体金融機構法附則第14条）。

この規定に基づき、機構では公庫債権金利変動準備金の一部を国庫に納付しており、その納付金は地方交付税の総額確保や、森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額などのために活用されています。

国庫帰属のこれまでの沿革

年度	国庫帰属額	活用先
平成20年度	3,000億円	地域活性化・生活対策臨時交付金
平成24年度～平成25年度	総額1兆円 <平成24年度> 3,500億円 <平成25年度> 6,500億円	地方交付税
平成27年度～平成29年度	総額6,000億円以内 <平成27年度> 3,000億円 <平成28年度> 2,000億円 <平成29年度> 1,000億円	地方交付税 （まち・ひと・しごと創生事業費）
平成29年度～令和元年度	総額8,000億円以内 <平成29年度> 3,000億円 <平成30年度> 4,000億円 <令和元年度> 1,000億円	地方交付税 （まち・ひと・しごと創生事業費を中心）
平成30年度～令和5年度	総額15億円以内 <平成30年度> 0.6億円 <令和元年度> — <令和2年度> — <令和3年度> — <令和4年度> — <令和5年度> 0.1億円※ ※予算額ベース。最終的な納付額は、年度末にコンセッション導入の実績に応じて決定。	上下水道コンセッションに係る 補償金免除繰上償還の財源
令和2年度～令和6年度	総額2,300億円 <令和2年度> 600億円 <令和3年度> 400億円 <令和4年度> 500億円 <令和5年度> 500億円 <令和6年度> 300億円	森林環境譲与税
令和5年度	1,000億円	地方交付税

1 リスク管理全般

1. 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っています。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしています。

機構のリスク管理体制

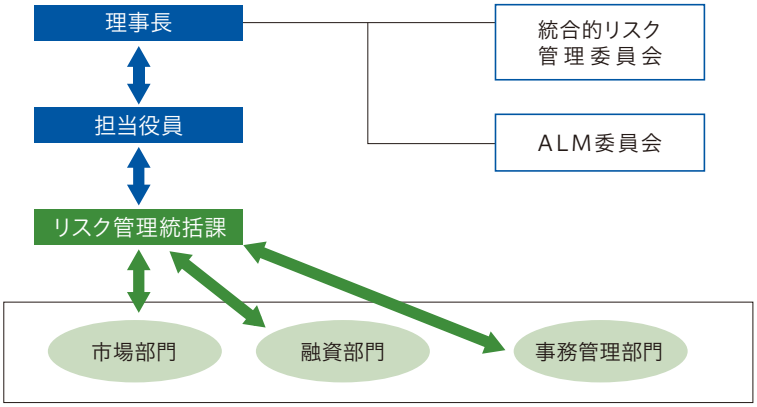

2. 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

機構は、地方公共団体に対して、最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じています。そのため、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆ざやとなるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、所要の金利変動準備金等を設けてリスクに備えているほか、ALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っています。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行った上で、分析結果を適切に機構の経営判断に反映し、金利リスクを軽減するよう努めています。

2 個別リスク管理

1. 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

(1) 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されています。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスク・ウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ(デフォルト)が生じないような仕組みとなっており、公営企業金融公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生していません。

参考

○国は、地方財政計画の歳出において、公債費(地方債の元利償還金)を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額(基準財政需要額)に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること

○地方債協議制度の下、同意に当たっては、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が行われ、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が行われること

○貸付債権の状況

機構全体の貸付残高は令和5年3月末現在で23兆3,002億円となっていますが、そのうち財政再生団体及び財政健全化団体である地方公共団体に対するものは、全体の0.04%未満の74億円となっています。また、貸付残高のうち0.04%未満の71億円は、公営企業金融公庫が地方道路公社に対して行った貸付けに係るものです。機構は銀行法(昭和56年法律第59号)及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号)の適用を受けませんが、独自の規程に基づき自己査定を実施しており、債権は全て非分類となっています。なお、当該規程は令和元年12月に廃止された金融庁の「金融検査マニュアル」に準じて定めたものですが、地方道路公社に対する新たな貸付けは発生しないことなどから、引き続き同様の方法による自己査定を実施します。

⑵ **市場取引に係る信用リスク**

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しています。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA(Credit Support Annex)と呼ばれる信用補完契約を締結しています。

2. 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。

⑴ **金利リスク**

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っています。

〇借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っています。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについては、機構は次頁のとおり対応することとしています。

〇調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク(パイプラインリスク)を負っています。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則として金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしています。

○借換えに伴う金利リスクへの対応

貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てています。令和5年3月31日現在、金利変動準備金（一般勘定）は2兆2,000億円、公庫債権金利変動準備金（管理勘定）は7,015億円、両勘定合計で2兆9,015億円となっています。

今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする令和5年度から令和7年度までの中期の管理指標を設定し、金利リスクの軽減に努めています。

この管理指標を基準として、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の3分の1程度を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしています。

また、資金調達においては、その時々の金利環境や市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでいます。

なお、令和4年度末の一般勘定のデュレーションギャップは0.22年であり、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成30年度から令和4年度までの中期の管理指標の範囲内となっています。

一方で、公営企業金融公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、平成20年10月以降、新たな貸付けは行っていないことから、期間の経過に伴い金利リスクが縮減していくなかで、管理勘定の公庫債権金利変動準備金は7,015億円となっています。

公庫債権金利変動準備金について、地方公共団体金融機構法附則第14条に基づき、地方交付税の総額確保のため、令和5年度に1,000億円、また、森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和2年度から令和6年度までの5年間で総額2,300億円、加えて、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成30年度から令和5年度までの6年間で、総額15億円以内を国庫に納付することとされましたが、これらは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。これを行っても金利リスクへの備えとしては引き続き十分な準備金を保有しており、機構の経営に何ら影響を及ぼすものではありません。

＜参考＞
貸付金と債券等（資金調達）のマチュリティラダー図（令和5年3月末時点）

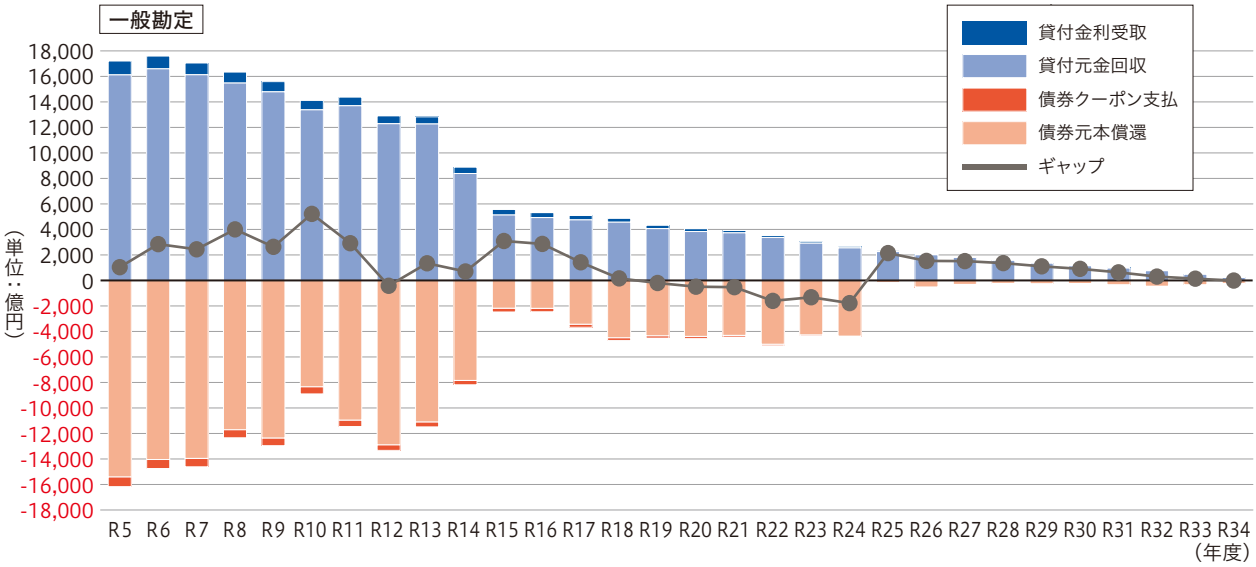

・資産（貸付）デュレーション 7.64年　・負債（債券等）デュレーション 7.42年　・デュレーションギャップ 0.22年（前年比▲0.10年）

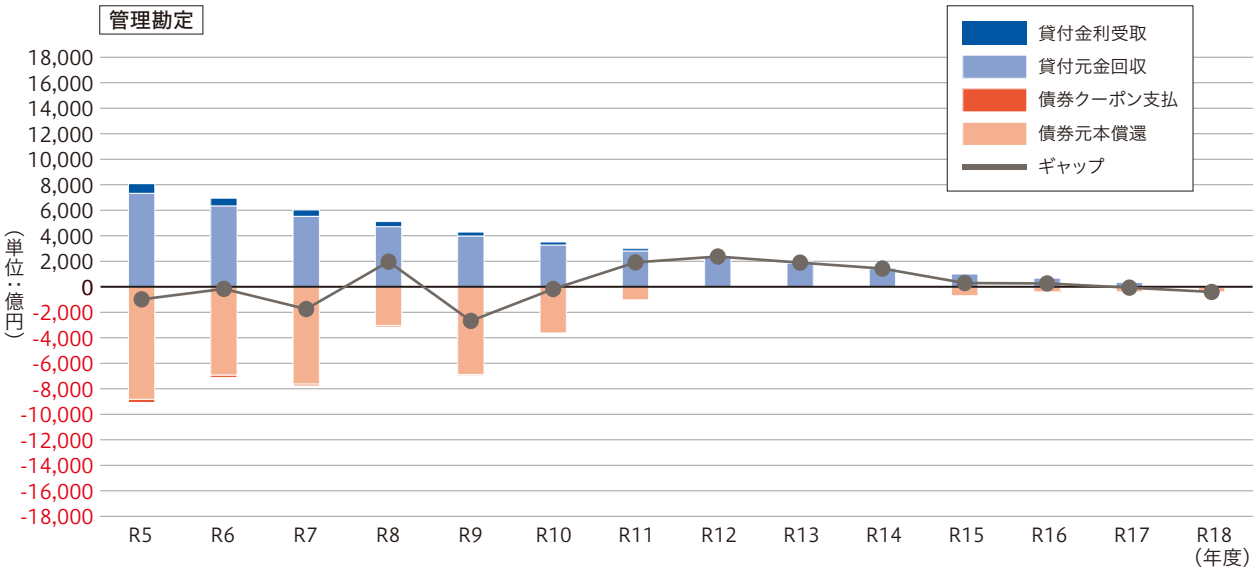

・資産（貸付）デュレーション 4.17年　・負債（債券）デュレーション 3.14年　・デュレーションギャップ 1.03年（前年比＋0.13年）

機構全体
・資産（貸付）デュレーション 6.99年　・負債（債券等）デュレーション 6.56年　・デュレーションギャップ 0.43年（前年比▲0.09年）

※マチュリティラダー、デュレーション、デュレーションギャップの用語については76頁を参照。

（2）為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしています。余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っています。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしています。

3. 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）です。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、毎月、資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっています。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしています。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障を来さないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしています。

4. オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、機構の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により、機構が損失を被るリスクです。

（1）事務リスク

事務リスクとは、機構の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、機構が損失を被るリスクです。

機構では、マニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めています。

（2）システムリスク

システムリスクとは、機構が保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクです。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、機構業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を制定し、適切に運用しています。

（3）その他のリスク

上記リスクのほか、機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクについて、適切な把握及び対応を行うこととしています。

5. 災害等への対応

機構では、地震・火災・風水害等により、機構施設が被害を受けた場合に、被災直後における優先業務の確実な実施や業務の早期立ち上げを図るため、「業務継続計画」を策定しています。

加えて、機構のシステムは、万一に備え、機構の外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる体制を整えています。

また、新型コロナウイルス感染症への対応については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえつつ、業務継続、役職員の健康確保等の観点から業務体制等を決定するなど、必要な対応を行っています。

1 基本的な考え方

機構は、業務遂行にあたって法令等の遵守を確保するとともに、役職員の法令等の違反行為発生時の対応に万全を期すため、地方公共団体金融機構の法令等の遵守に関する規程を定めています。

この規程において、コンプライアンスについての基本的事項を次のように定めています。

○役職員は、機構の社会的責任と公共的使命を自覚するとともに、違反行為の発生が機構全体の信用の失墜を招く等、機構の業務運営に多大な支障を来すことを十分認識した上、法令等を遵守し、誠実かつ公正に業務を遂行しなければならない。

○役職員は、機構が担う業務内容について、適切な情報開示を行うこと等により社会からの信頼確保に努めなければならない。

このほか、機構の公共的使命にかんがみ、地方公共団体機構役職員倫理規程を定め、役職員の職務に係る倫理の保持のため、利害関係者から贈与等を受けることを禁止すること等により、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止に取り組んでいます。

2 コンプライアンス体制

機構では、地方公共団体金融機構の法令等の遵守に関する規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置しています。

コンプライアンス委員会は、副理事長を委員長、理事及び部長を委員として、コンプライアンスに関する規程類の制定・改廃、行動指針の作成、実行計画の策定等、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っています。

また、コンプライアンスに関する総合調整を行う部署として、コンプライアンス統括部を設置し、統括部においては、委員会からの指示のもと、コンプライアンスに関する事項の企画（体制指導・研修の実施・マニュアル整備）等を実施しています。

コンプライアンス体制

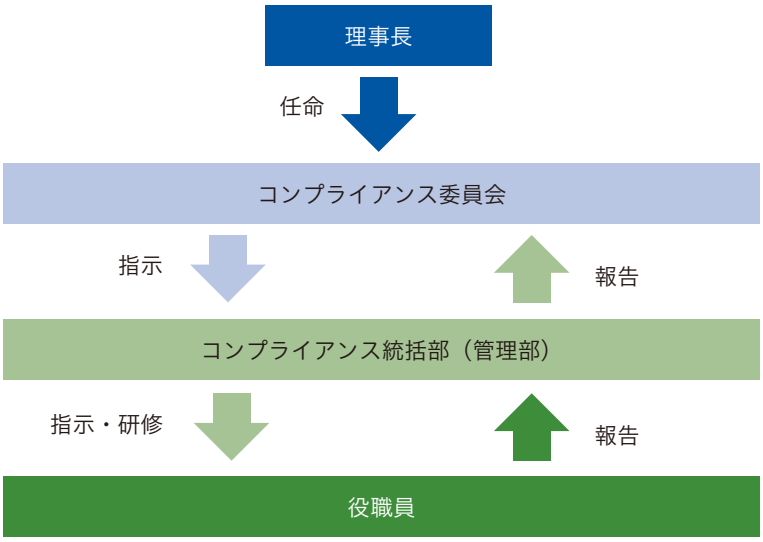

1 情報開示に関する基本姿勢

機構は、投資家保護の観点から、財務状況等の開示を行うことにより、経営の透明性を確保しています。

2 情報開示資料

1. 法令等に基づく情報開示資料

地方公共団体金融機構法第36条第3項の規定に基づく説明書類
（有価証券報告書に類する書類、内部統制報告書）
事業報告書
財務諸表
決算報告書

2. その他の情報開示資料

予算、事業計画、資金計画及び収支に関する中期的な計画
事業実施方針
資金調達計画
業務案内パンフレット
ディスクロージャー誌
アニュアルレポート
地方公共団体向け広報誌「JFMだより」

Webサイト（https://www.jfm.go.jp/）

広報誌「JFMだより」

4章　機構の役割及び今後のあり方

地方債制度における機構の役割

① 日本の地方自治制度　69
② 地方財政と地方財政計画　70
③ 地方交付税とは　70
④ 地方債とは　71
⑤ 地方債の安全性　71
⑥ 地方債計画　72
⑦ 地方債の資金と地方公共団体金融機構資金の役割　72

機構の業務のあり方検討

① 地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会報告書の概要　74
② 取組状況　75

1　日本の地方自治制度

我が国の地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担っています。

国が、国際社会における国家としての存立にかかわる事務等を重点的に担う一方で、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が担うこととされており、福祉、学校教育、消防、道路や河川等の基盤の整備等については、その多くが地方公共団体により実施されています。

日本の地方自治制度では二層制が採用されており、地方公共団体には、都道府県並びに市町村及び東京都の特別区等があります。

都道府県は市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたる事務や市町村に関する連絡調整に関する事務を、市町村は住民生活に身近な事務を処理しています。

機構は、これらの地方公共団体を対象として、資金の貸付けを行っています。

日本の地方公共団体（普通地方公共団体及び特別区）の数

都道府県	47
市町村及び特別区	1,741
政令指定都市	20
市	772
特別区	23
町	743
村	183
計	1,788

※令和5年4月1日現在。

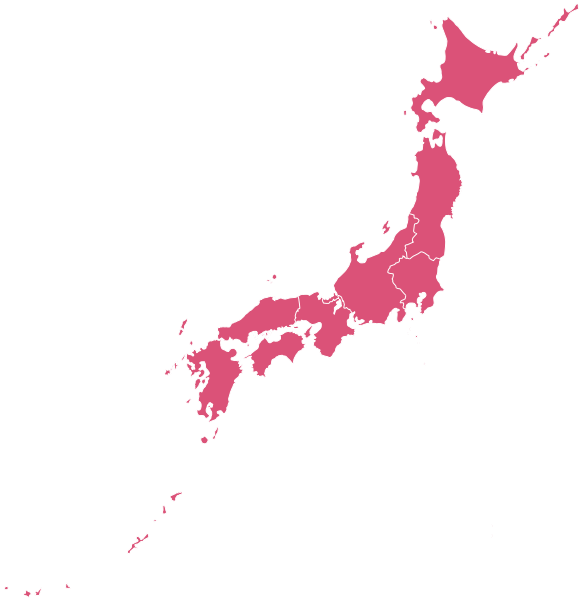

2 地方財政と地方財政計画

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等が異なっており、これに対応してさまざまな行政活動を行っていますが、このような行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合を「地方財政」と呼んでいます。地方財政は、国の財政と並ぶ車の両輪として、国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上大きな役割を担っており、令和5年度の地方財政の規模は約92.4兆円となっています（地方財政計画ベース（東日本大震災分を含む））。

地方公共団体は、住民生活に身近な事業を数多く実施していることから、人口や産業の集積の度合いによる地域間格差や景気の動向による税収の年度間格差に関わらず安定的に行政サービスを提供していく必要があります。これを担保するために、国は、毎年度、地方財政の規模や収支見通しを全体として捉えた「地方財政計画」を策定しています。地方財政計画は、毎年度の国の予算編成を受けて、地方公共団体総体としての歳入と歳出が均衡するように策定され、この計画を通じて、地方公共団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方交付税や地方債等により各地方公共団体の財源が保障されています。

地方財政計画（令和5年度当初計画）

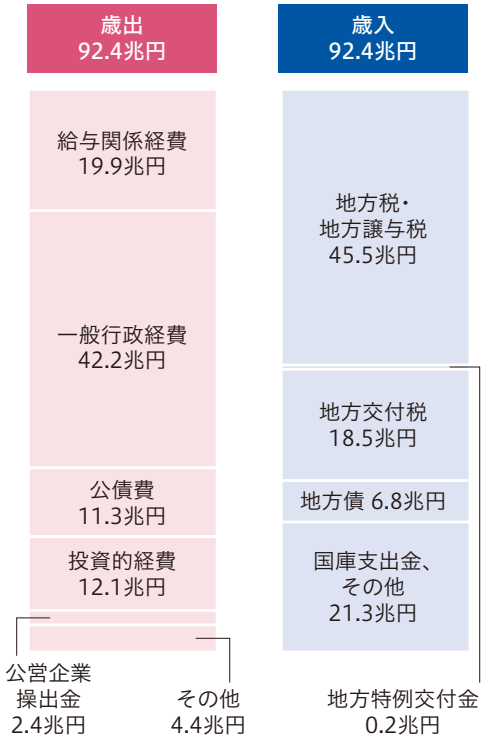

※東日本大震災分を含む。
※四捨五入により計が一致しないことがある。

3 地方交付税とは

本来、地方公共団体の事業実施に必要な財源は自ら徴収する地方税等の自主財源をもって賄うことが望ましいといえます。しかし、現実には税源等は地域的に偏在しているため、これを調整し、地方税収の少ない団体にも、財源を保障するための仕組みが必要となります。このような趣旨から設けられたのが地方交付税制度です。地方交付税は国税である所得税、法人税、消費税等の一定割合とされ、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行するために「国が地方に代わって徴収する地方税」として、地方公共団体にとって重要な財源となっています。

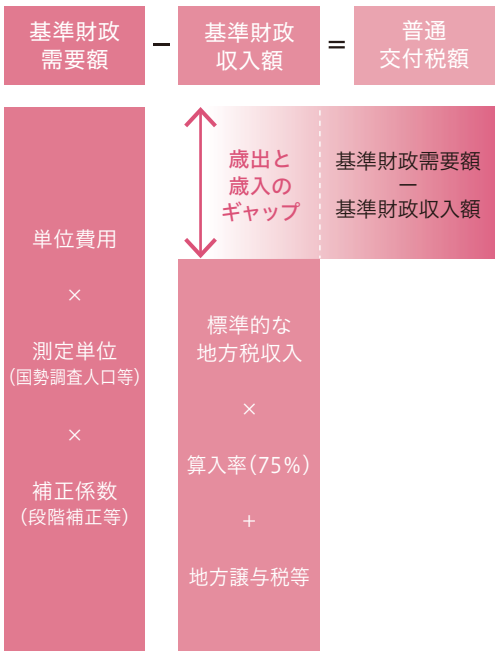

4 地方債とは

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいいます。地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもって賄うことが原則ですが、建設事業等将来の住民にも経費を分担してもらうことが望ましい場合、あるいは災害等臨時的に多額な出費の必要がある場合等には、地方債をその財源とすることができます。

5 地方債の安全性

地方債の元利金は、以下の仕組みのもと確実に償還され、BIS規制の標準的な手法におけるリスクウエイトは0%とされています。

（1）地方債の元利償還に要する財源の確保

①自らの課税権に基づいて地方税収入を確保
②地方財政計画の歳出に公債費（地方債の元利償還金）を計上
③公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保
④地方交付税の算定において、標準的な財政需要額（基準財政需要額）に地方債の元利償還金の一部を算入

→マクロ（地方財政計画）・ミクロ（地方交付税措置）の両面において地方債の元利償還に必要な財源を国が保障しています。

※上記②、③、④の措置については、同意等を得た地方債のみが対象となっています。

（2）早期是正措置としての起債許可制度

①実質公債費比率が18%以上の地方公共団体に対する起債制限
②赤字団体への起債制限

→個々の地方公共団体が地方債の元利償還に支障を来さないよう、地方債の発行を事前に制限できる仕組みがとられています。

（3）地方公共団体の財政の健全化に関する法律

①財政指標の公表による情報開示の徹底
②財政指標が早期健全化基準以上となった団体について自主的な改善努力に基づく財政健全化
③財政指標が財政再生基準以上となった団体について国等が関与した財政再生

→地方財政の情報開示の徹底や早期健全化、財政再生等により地方債の元利償還が確実に行われるよう担保されています。

6 地方債計画

地方債計画は、毎年度国が策定する地方債の発行に関する年間計画です。地方債計画は、国の予算編成と並行して策定される地方財政計画及び財政投融資計画と密接な関連を有しており、地方財政の運営上、次のような重要な役割を果たしています。

（1）地方債計画に基づく同意（許可）の運用

地方債計画は、同意（許可）をする地方債の予定総額や事業別の起債予定額等を示すものであり、地方債の同意（許可）は、通常この計画に基づいて運用されます。

（2）地方債の原資の保障

地方債計画は、地方債の所要額と原資との調整を図った上で、地方債の原資を事業別に予定し、地方債を同意（許可）する場合の資金供給先別の内訳を示すものです。

（3）地方公共団体の起債の指針

地方債計画は、地方財政計画と同様に公表され、事業別の地方債の同意等の見通しを示しています。

※令和5年度地方債計画については、参考資料126頁～ 130頁を参照。

7 地方債の資金と地方公共団体金融機構資金の役割

地方債の資金をその引受先の面から大別すると、財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、民間等資金に分けられ、地方財政計画と地方債計画、機構資金の関係は下図のようになっています。

地方財政計画と地方債計画との関係（令和５年度当初計画）

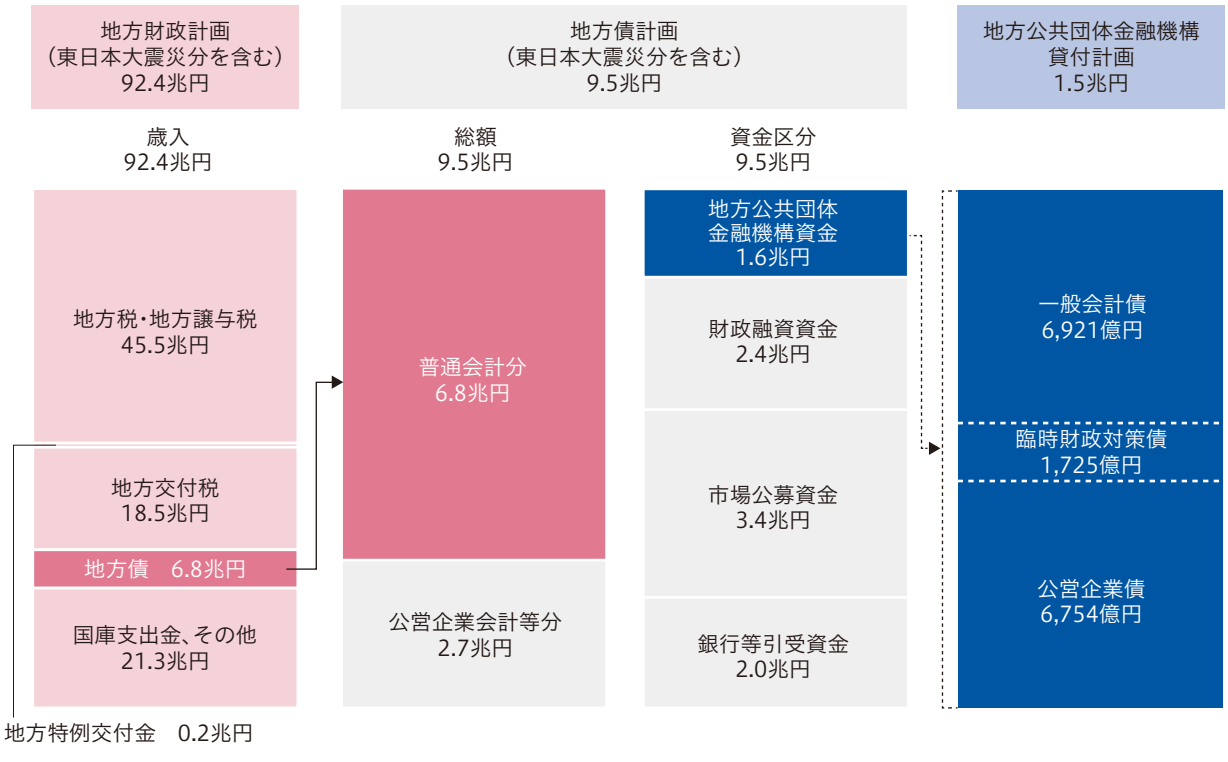

※地方公共団体金融機構貸付計画は地方債計画を基礎として、過年度同意（許可）債の貸付等を勘案して作成するため、地方債計画と一致しない。

地方債計画における資金区分の推移

令和5年度の地方債計画（当初計画ベース）における機構資金は1兆6,419億円（前年度比1,045億円減）、構成比では17.3%（前年度比0.1ポイント増）となっています。

このように、機構資金は我が国の地方債制度における公的資金のうち財政融資資金と並び大きな役割を果たしており、地方公共団体の事業実施や財政運営に大きく貢献しています。

資金別地方債計画額（当初）の推移

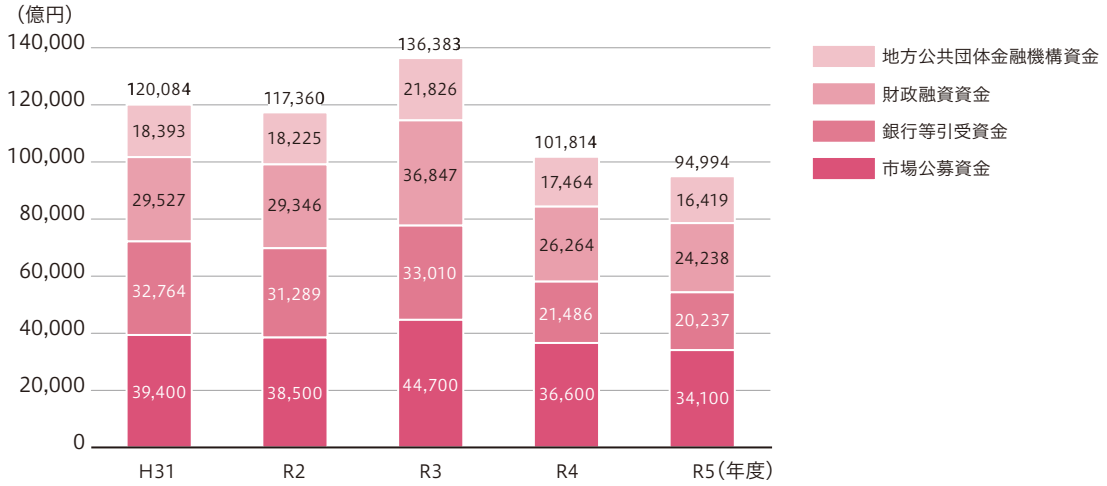

地方債計画（当初）における資金別構成比の推移

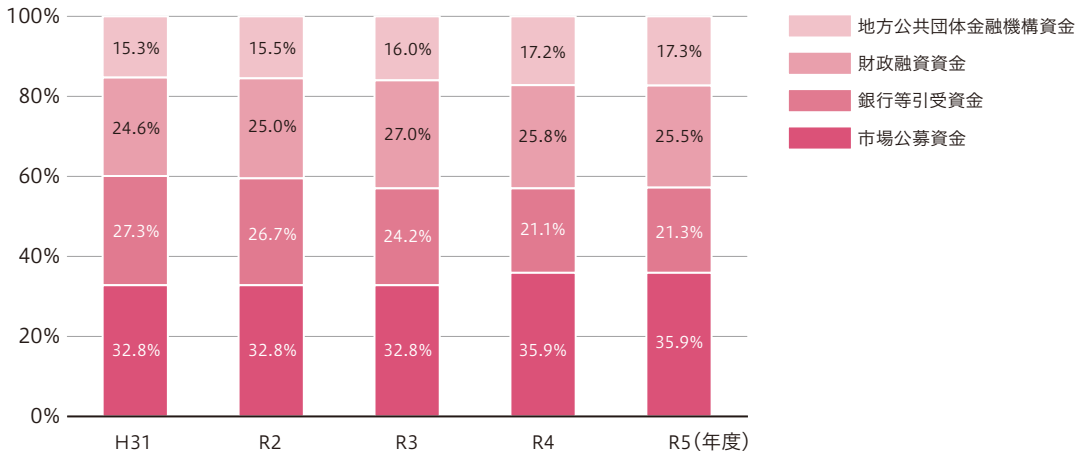

※地方公共団体金融機構資金と財政融資資金については、東日本大震災（関連）分を含む。

1 地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会報告書の概要

機構法附則第25条において、政府は設立から約10年後の平成29年度末を目途として機構の業務のあり方全般について検討を行う旨が規定されていることを踏まえ、平成29年10月、地方財政審議会に「地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会」が設置され、検討が行われました。

本検討会では、機構法附則第25条に基づき、①法律の施行の状況、②地方公共団体による資本市場からの資金調達の補完、③業務の重点化、④自主的かつ一体的な経営の確立の観点から、業務の実施状況を検証した結果、平成29年12月、報告書が取りまとめられました。

まず、次のとおり、地方共同法人として適切な業務運営を行っていることが確認されました。

○安定的な経営の下で、地方公共団体のニーズに対応し、長期・低利の資金供給が適切に行われていること
○小規模団体への資金供給、危機対応時における対応等、セーフティネット機能の確保が図られていること
○地方公共団体の資金調達に関する地方支援業務が適切に実施されていること
○外部有識者の参画等、第三者の視点による外部的チェックが行われ、適切なガバナンスが確保されていること

以上を踏まえ、検討会として以下の提言がなされました。

○機構のこれまでの業務実施状況等を踏まえ、機構が引き続きその役割・機能を適切に果たすことができるよう、現行の枠組みを堅持すべき
○今後は、地方公共団体の政策ニーズ等を踏まえながら、「共助」としての機構資金のあり方について、引き続き検討を加え、改善を行っていくことが必要

2 取組状況

検討会の提言を踏まえ、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、新たな経営理念・新たなキャッチフレーズ「金融で地方財政を支え地域の未来を拓く」を平成30年3月に策定し、更なる取組を進めています。

具体的には、①地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開するとともに、地方公共団体の財政運営について、良き相談相手となることを目指し、各種の調査・研究を進め、情報発信を行うこと、②資本市場における確固たる信認を強化し、有利な資金調達を安定的に実現すること、③強固なガバナンスの下で、地方公共団体との対話を深めながら、地方共同法人にふさわしい経営を確保すること、この3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行しています。

用語解説

資金調達関係

●地方金融機構債

地方公共団体金融機構が発行する債券のうち、政府保証がない債券。

●FLIP(Flexible Issuance Program)債

年限や発行額等投資家ニーズに柔軟かつ迅速に対応して発行する地方公共団体金融機構独自の債券。

・債券の年限は投資家の指定する年限。ただし、状況により対象とする発行年限を制限する場合がある(原則、満期一括固定利付債の場合、5年、10年、20年及び30年は除く)。

・1回の発行額30億円以上。

※これまでの実績年限2～40年。

●スポット債

市場のニーズに対応し、原則、5年、10年、20年及び30年と異なる年限で、主幹事方式により機動的に発行するもの。

●MTNプログラム

Medium Term Notesプログラムの略称。あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の主要な条件決定のみを行うことで海外市場において機動的な債券発行を行うことができるプログラム。

リスク管理関係

●リスク・ウェイト

債券の安全性を表す指標であり、資産ごとにその信用リスクの度合いに応じて設定されている。

国際決済銀行(Bank for International Settlements)に事務局があるバーゼル銀行監督委員会が定める自己資本比率規制において、標準的手法によって総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。

●ALM(Asset Liability Management)

資産(Asset)と負債(Liability)の総合管理(Management)を意味する。金融機関等において、財務の健全性を確保するために将来の資産と負債を予測し、総合的に把握しながらリスク管理を行う手法。

●マチュリティラダー

資産(貸付金の回収等)及び負債(債券等の償還等)について、その満期額や金利更改額を期間ごとにまとめて時系列に並べたもの。

●デュレーション

キャッシュ・フローの平均回収年限を表すと同時に価格変動性の指標として用いられる。キャッシュ・フローの受取・支払までの期間をその現在価値で加重平均したもの。デュレーションが大きいほど金利変動に対する現在価値の変化が大きくなる。

●デュレーションギャップ

資産(貸付)デュレーションと負債(債券等)デュレーションの差。ギャップが大きいほど、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、より大きな金利変動リスクを負うこととなる。

地方債制度関係

●銀行等引受資金

地方債資金のうち、銀行や各種共済組合等から、借入れ又は引受けの方法により調達する資金。

●市場公募資金

地方債資金のうち、起債市場において広く投資家に購入を募る方法(公募)により調達する資金。

●地方公共団体金融機構資金

地方債資金のうち、地方公共団体金融機構からの借入れによる資金。

●財政融資資金

地方債資金のうち、国の財政投融資特別会計からの借入れによる資金。

5章　機構の財務状況

財務諸表　78

貸借対照表　78
損益計算書　79
利益の処分に関する書類【一般勘定、管理勘定】　80
純資産変動計算書　81
キャッシュ・フロー計算書　82
重要な会計方針　83
会計方針の変更　85
追加情報　86
注記事項等　86
勘定別情報（貸借対照表関係）　101
勘定別情報（損益計算書関係）　102
附属明細書　103

参考情報　106

内部統制報告書　106
健全化判断比率等に基づく令和4年度末貸付残高の分類　107
地方公共団体金融機構貸付債権における自己査定結果（令和4年度末残高）　108
市場リスクに係る定量的情報　109
流動性リスクに係る定量的情報　110

機構は、地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）に基づき財務諸表を作成し、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

また、機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	令和3年度（令和4年3月31日）金額	令和4年度（令和5年3月31日）金額	科目	令和3年度（令和4年3月31日）金額	令和4年度（令和5年3月31日）金額
（資産の部）			（負債の部）		
貸付金	23,550,819	23,300,200	債券	20,103,035	19,626,484
有価証券	920,000	747,000	借入金	399,500	526,500
現金預け金	353,491	497,337	金融商品等受入担保金	147,451	171,013
金融商品等差入担保金	812	1,016	その他負債	4,644	6,832
その他資産	6,193	5,748	賞与引当金	59	54
有形固定資産	2,572	2,795	役員賞与引当金	10	8
無形固定資産	976	2,231	退職給付引当金	64	74
			役員退職慰労引当金	15	15
			地方公共団体健全化基金	920,287	923,873
			基本地方公共団体健全化基金	920,287	923,873
			特別法上の準備金等	2,891,692	2,907,523
			金利変動準備金	2,200,000	2,200,000
			公庫債権金利変動準備金	682,675	701,566
			利差補てん積立金	9,017	5,957
			負債の部合計	24,466,761	24,162,382
			（純資産の部）		
			地方公共団体出資金	16,602	16,602
			利益剰余金	298,035	334,114
			一般勘定積立金	298,035	334,114
			評価・換算差額等	△4,342	△14,579
			管理勘定利益積立金	57,808	57,808
			純資産の部合計	368,104	393,946
資産の部合計	**24,834,865**	**24,556,329**	**負債及び純資産の部合計**	**24,834,865**	**24,556,329**

○損益計算書

（単位：百万円）

科目	令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで） 金額	令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで） 金額
経常収益	235,867	217,989
資金運用収益	222,071	201,415
役務取引等収益	76	71
その他業務収益	15	81
その他経常収益	13,703	16,420
地方公共団体健全化基金受入額	13,691	16,410
その他の経常収益	11	10
経常費用	125,548	116,212
資金調達費用	118,786	109,678
役務取引等費用	294	282
その他業務費用	3,081	2,424
営業経費	3,385	3,826
経常利益	110,319	101,776
特別利益	43,697	53,192
固定資産処分益	–	133
公庫債権金利変動準備金取崩額	40,000	50,000
利差補てん積立金取崩額	3,697	3,059
特別損失	121,754	118,890
公庫債権金利変動準備金繰入額	81,754	68,890
国庫納付金	40,000	50,000
当期純利益	32,263	36,079

○利益の処分に関する書類【一般勘定】

令和3年度（令和4年3月31日）

（単位：百万円）

Ⅰ 処分対象利益			32,263
当期純利益		32,263	
前期繰越欠損金	−		
Ⅱ 利益処分額			
積立金		32,263	32,263

（注）1.「地方公共団体金融機構法」（平成19年法律第64号。以下「法」という。）第39条第１項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。
2. 利益処分額の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

令和4年度（令和5年3月31日）

（単位：百万円）

Ⅰ 処分対象利益			36,079
当期純利益		36,079	
前期繰越欠損金	−		
Ⅱ 利益処分額			
積立金		36,079	36,079

（注）1.「地方公共団体金融機構法」（平成19年法律第64号。以下「法」という。）第39条第１項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。
2. 利益処分額の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

○利益の処分に関する書類【管理勘定】

令和3年度（令和4年3月31日）

（単位：百万円）

Ⅰ 処分対象利益			−
当期純利益		−	
前期繰越欠損金	−		
Ⅱ 利益処分額			
積立金		−	−

令和4年度（令和5年3月31日）

（単位：百万円）

Ⅰ 処分対象利益			−
当期純利益		−	
前期繰越欠損金	−		
Ⅱ 利益処分額			
積立金		−	−

純資産変動計算書

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

（単位：百万円）

	出資者資本				評価・換算差額等	管理勘定利益積立金	純資産合計
	地方公共団体出資金	利益剰余金		出資者資本合計	繰延ヘッジ損益		
		一般勘定積立金	利益剰余金合計				
当期首残高	16,602	265,772	265,772	282,374	437	57,808	340,621
当期変動額							
当期純利益	–	32,263	32,263	32,263	–	–	32,263
出資者資本以外の項目の当期変動額（純額）	–	–	–	–	△4,780	–	△4,780
当期変動額合計	–	32,263	32,263	32,263	△4,780	–	27,482
当期末残高	16,602	298,035	298,035	314,637	△4,342	57,808	368,104

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

（単位：百万円）

	出資者資本				評価・換算差額等	管理勘定利益積立金	純資産合計
	地方公共団体出資金	利益剰余金		出資者資本合計	繰延ヘッジ損益		
		一般勘定積立金	利益剰余金合計				
当期首残高	16,602	298,035	298,035	314,637	△4,342	57,808	368,104
当期変動額							
当期純利益	–	36,079	36,079	36,079	–	–	36,079
出資者資本以外の項目の当期変動額（純額）	–	–	–	–	△10,236	–	△10,236
当期変動額合計	–	36,079	36,079	36,079	△10,236	–	25,842
当期末残高	16,602	334,114	334,114	350,716	△14,579	57,808	393,946

キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科目	令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）金額	令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）金額
Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	32,263	36,079
減価償却費	495	511
資金運用収益	△222,071	△201,415
資金調達費用	118,786	109,678
賞与引当金の増減額（△は減少）	0	△5
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	–	△1
退職給付引当金の増減額（△は減少）	12	10
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△5	0
地方公共団体健全化基金の増減額（△は減少）	△13,691	△16,410
公庫債権金利変動準備金の増減額（△は減少）	81,754	68,890
利差補てん積立金の増減額（△は減少）	△3,697	△3,059
貸付金の純増（△）減	△406,430	250,618
債券の純増減（△）	△308,649	△477,336
借入金の純増減（△）	105,500	127,000
資金運用による収入	222,793	201,860
資金調達による支出	△118,238	△108,678
その他	111,819	13,231
営業活動によるキャッシュ・フロー	△399,361	973
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の償還による収入	3,458,300	2,741,500
有価証券の取得による支出	△3,785,300	△2,568,500
有形固定資産の取得による支出	△21	△145
無形固定資産の取得による支出	△249	△534
有形固定資産の売却による収入	–	555
投資活動によるキャッシュ・フロー	△327,271	172,875
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー		
国庫納付による支出	△40,000	△50,000
公営競技納付金による収入	13,691	19,997
財務活動によるキャッシュ・フロー	△26,308	△30,002
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額	–	–
Ⅴ 現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△752,940	143,846
Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高	1,106,432	353,491
Ⅶ 現金及び現金同等物の期末残高	353,491	497,337

○重要な会計方針

項目	令和3年度 （令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで）	令和4年度 （令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで）
1.有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。	同左
2.デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法により行っております。	同左
3.固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物　23年～47年 その他　2年～19年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物　41年～47年 その他　2年～20年 (2) 無形固定資産 同左
4.繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左
5.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左
6.引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左

項目	令和3年度 （令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで）	令和4年度 （令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで）
7.収益の計上基準	当機構は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2020年3月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。	同左
8.ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。 また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 [1]ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金 [2]ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 [3]ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金 (3) ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。	(1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性評価の方法 同左
9.キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」です。	同左
10. 地方公共団体健全化基金の会計処理	法第46条第1項の規定に基づき「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。	同左

11.金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理	金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え(公営企業債券の借換えを除く。)に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づき「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」(平成20年総務省令第87号)第34条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(平成20年政令第226号。以下「整備令」という。)第22条及び第23条に定めるところにより算出した額を計上しております。 また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」(平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。)第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。	同左
12.利差補てん積立金の会計処理	公営企業金融公庫(以下「旧公庫」という。)が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。	同左
13.管理勘定利益積立金の会計処理	管理勘定において生じた利益については、法附則第13条第8項及び整備令第26条第2項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。	同左
14.消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。	同左

○会計方針の変更

令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)	令和4年度 (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)
1.収益認識会計基準等の適用 収益認識会計基準等を当事業年度の期首から適用しております。なお、収益認識会計基準等の適用による財務諸表に与える影響はありません。 2.時価の算定に関する会計基準等の適用 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価算定会計基準等の適用による財務諸表に与える影響はありません。	–

追加情報

令和3年度 （令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで）	令和4年度 （令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで）
国庫納付について 法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金について、令和4年度から令和6年度までの3年間で総額1,300億円を国に納付することとなりました。令和4年度においては、「令和3年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」（令和4年総務省・財務省令第2号）による改正後の「令和4年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和2年総務省・財務省令第1号）に基づき、同準備金500億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。	国庫納付について 法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金について、令和5年度及び令和6年度の2年間で総額1,800億円を国に納付することとなりました。令和5年度においては、「令和4年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」（令和5年総務省・財務省令第1号）による改正後の「令和5年度及び令和6年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和2年総務省・財務省令第1号）に基づき、同準備金1,500億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。

注記事項等

【重要な会計上の見積りに関する注記】

令和3年度 （令和4年3月31日）	令和4年度 （令和5年3月31日）
1.貸倒引当金 （1）当事業年度の財務諸表に計上した金額 － （2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 機構は、貸付先の破綻等に備えるための貸倒引当金を以下の点から計上しておりません。 ・「【貸借対照表に関する注記】2.貸付金」に記載のとおり、現在破綻先債権等がなく、過去における貸倒実績がないこと ・「【金融商品に関する注記】1.（3）［1］①貸付債権に係る信用リスク」に記載のとおり、機構の貸付対象は地方公共団体に限定されており、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっていること 上記の点は翌事業年度においても同様と見込まれ、翌事業年度の財務諸表に与える影響はございません。	1.貸倒引当金 （1）当事業年度の財務諸表に計上した金額 同左 （2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 機構は、貸付先の破綻等に備えるための貸倒引当金を以下の点から計上しておりません。 ・「【貸借対照表に関する注記】2.貸付金」に記載のとおり、現在破産更生債権及びこれらに準ずる債権等がなく、過去における貸倒実績がないこと ・「【金融商品に関する注記】1.（3）［1］①貸付債権に係る信用リスク」に記載のとおり、機構の貸付対象は地方公共団体に限定されており、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっていること 上記の点は翌事業年度においても同様と見込まれ、翌事業年度の財務諸表に与える影響はございません。

【貸借対照表に関する注記】

令和3年度 （令和4年3月31日）	令和4年度 （令和5年3月31日）
1.有形固定資産の減価償却累計額 953百万円	1.有形固定資産の減価償却累計額 999百万円
2.貸付金 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。	2.貸付金 貸付金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
3.担保提供資産 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等20,103,035百万円の一般担保に供しております。	3.担保提供資産 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等19,626,484百万円の一般担保に供しております。
4.特別法上の準備金等 （1）金利変動準備金 法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づくものです。 （2）公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものです。 （3）利差補てん積立金 法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものです。	4.特別法上の準備金等 同左

【損益計算書に関する注記】

令和3年度 （令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで）	令和4年度 （令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで）
1.当期純利益の勘定別内訳 一般勘定　32,263 百万円 管理勘定　　-　　百万円	1.当期純利益の勘定別内訳 一般勘定　36,079 百万円 管理勘定　　-　　百万円
2.公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について 令和3年度においては「令和3年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」（令和3年総務省・財務省令第4号）による改正後の「令和3年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和2年総務省・財務省令第1号。以下「国帰属省令」という。）に基づき、公庫債権金利変動準備金400億円を取り崩し、同額を国に納付しております。	2.公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について 令和4年度においては「令和3年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」（令和4年総務省・財務省令第2号）による改正後の「令和4年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令（令和2年総務省・財務省令第1号。以下「国帰属省令」という。）」に基づき、公庫債権金利変動準備金500億円を取り崩し、同額を国に納付しております。

【収益認識基準に関する注記】

令和3年度 （令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで）	令和4年度 （令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで）
―	当機構の顧客との契約から生じた主たる収益は以下のとおりです。 役務取引等収益 役務取引等収益には、株式会社日本政策金融公庫からの委託を受けて行う資金の貸付けに係る手数料が含まれ、貸付けを実行又は回収した利息を顧客に払い込んだ時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

【金融商品に関する注記】

〇令和3年度

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。

b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留

意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

c.「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- 貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- 今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成30年度から令和4年度までの中期の管理目標を設定しております。
- この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の3分の1程度を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- 一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

  なお、法附則第14条の規定に基づき、以下のとおり公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされております。これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

  ・森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和2年度から令和6年度までの5年間で総額2,300億円

  ・上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成30年度から令和5年度までの6年間で総額15億円以内

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和4年3月31日現在の金利が10ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は29,584百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は29,985百万円増加するものと考えられます。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和4年3月31日現在の金利が10ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は6,319百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は6,383百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）貸付金	23,550,819	24,209,869	659,049
（2）有価証券			
満期保有目的のもの	920,000	920,000	－
（3）現金預け金	353,491	353,491	－
（4）金融商品等差入担保金	812	812	－
資産計	24,825,123	25,484,172	659,049
（1）債券	20,103,035	20,372,729	269,694
（2）借入金	399,500	398,522	△ 977
（3）金融商品等受入担保金	147,451	147,451	－
負債計	20,649,986	20,918,702	268,716
デリバティブ取引 (*) ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	－	－	－

(＊)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1)有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（1）有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「【有価証券に関する注記】」に記載しております。

（2）デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	－	－	－	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,979,994	1,733,986	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	14,000	－	※2	
合計			2,013,994	1,753,986		

※1　金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2　通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	1,832,862	1,778,906	1,721,508	1,654,724	1,575,726	6,594,968	6,644,476	1,682,848	64,796
有価証券 満期保有目的のもの	920,000	－	－	－	－	－	－	－	－
預け金	353,491	－	－	－	－	－	－	－	－

(注3)債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	2,142,677	2,335,910	2,012,996	2,015,037	1,367,846	6,047,001	3,778,644	284,500	122,000
借入金	–	86,200	83,400	88,000	104,500	33,800	3,600	–	–

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当なし

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1) 貸付金	–	–	24,209,869	24,209,869
(2) 有価証券				
満期保有目的のもの	–	920,000	–	920,000
(3) 現金預け金	–	353,491	–	353,491
(4) 金融商品等差入担保金	–	812	–	812
資産計	–	1,274,303	24,209,869	25,484,172
(1) 債券	–	20,372,729	–	20,372,729
(2) 借入金	–	398,522	–	398,522
(3) 金融商品等受入担保金	–	147,451	–	147,451
負債計	–	20,918,702	–	20,918,702
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	–	–	–	–
デリバティブ取引計	–	–	–	–

(注１)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

(１)貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、令和４年３月31日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

このうち、繰上償還については、過去一定期間の繰上償還実績額が過去一定期間の定期償還額に占める割合を算出し、後年の定期償還額に乗じて算定を行っております。

また、利率見直し方式の債権については、時価算定時点での適用利率に対し、利率見直し適用債権の平均利下げ率を反映した上で算定を行っております。

このため、当該繰上償還の見込額及び利下げ率が観察不能であることから、レベル３の時価に分類しております。

(２)有価証券

有価証券は譲渡性預金であり、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル２に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

（３）現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル２に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

（４）金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル２に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

負債

（１）債券

当機構の発行する債券の時価は、相場価格のあるものについては相場価格によって時価を算定し、相場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定しております。相場価格のあるものであっても市場が活発ではないことから、ともにレベル２に分類しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル２に分類しております。

なお、変動金利による債券についても、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル２に分類しております。

（２）借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル２に分類しております。

（３）金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル２に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

（注２）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル３の時価に関する情報

該当なし

○令和4年度

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、所要の金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等の機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは１件も発生しておりません。

a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。

b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- 貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- 今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね２年以下とする平成30年度から令和４年度までの中期の管理指標を設定しております。
- この管理指標を基準として、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の３分の１程度を占める臨時財政対策債について、５年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。また、資金調達においては、

その時々の金利環境や市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。

■ 一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第14条の規定に基づき、以下のとおり公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされております。これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

・地方交付税の総額確保のため、令和５年度に1,000億円

・森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和２年度から令和６年度までの５年間で総額2,300億円

・上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成30年度から令和５年度までの６年間で総額15億円以内

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップによる管理指標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和５年３月31日現在の金利が10ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は27,521百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は27,891百万円増加するものと考えられます。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和５年３月31日現在の金利が10ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は5,727百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は5,780百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立

て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和５年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,300,200	23,626,650	326,449
(2) 有価証券			
満期保有目的のもの	747,000	747,000	－
(3) 現金預け金	497,337	497,337	－
(4) 金融商品等差入担保金	1,016	1,016	－
資産計	24,545,554	24,872,004	326,449
(1) 債券	19,626,484	19,553,561	△72,923
(2) 借入金	526,500	525,123	△1,376
(3) 金融商品等受入担保金	171,013	171,013	－
負債計	20,323,997	20,249,697	△74,300
デリバティブ取引 (*)			
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	－	－	－

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1)有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「【有価証券に関する注記】」に記載しております。

(2)デリバティブ取引(ヘッジ会計が適用されているもの)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち１年超		
原則的処理	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	－	－	－	※1
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※2	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	2,005,257	1,570,017	※3	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	10,000	－	※3	
合計			2,035,257	1,590,017		

※1　原則的処理による金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。
※2　金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。
※3　通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	1,802,401	1,761,538	1,716,614	1,648,313	1,573,696	6,506,316	6,563,314	1,681,801	46,201
有価証券									
満期保有目的のもの	747,000	－	－	－	－	－	－	－	－
預け金	497,337	－	－	－	－	－	－	－	－

（注３）債券及び借入金の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	2,335,910	2,012,996	2,069,380	1,367,846	1,782,405	5,555,523	4,080,144	304,000	122,000
借入金	86,200	83,400	88,000	104,500	140,000	20,800	3,600	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当なし

（２）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1) 貸付金	－	－	23,626,650	23,626,650
(2) 有価証券				
満期保有目的のもの	－	747,000	－	747,000
(3) 現金預け金	－	497,337	－	497,337
(4) 金融商品等差入担保金	－	1,016	－	1,016
資産計	－	1,245,353	23,626,650	24,872,004
(1) 債券	－	19,553,561	－	19,553,561
(2) 借入金	－	525,123	－	525,123
(3) 金融商品等受入担保金	－	171,013	－	171,013
負債計	－	20,249,697	－	20,249,697
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－	－
デリバティブ取引計	－	－	－	－

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

（１）貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、令和５年３月31日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

このうち、繰上償還については、過去一定期間の繰上償還実績額が過去一定期間の定期償還額に占める割合を算出し、後年の定期償還額に乗じて算定を行っております。

また、利率見直し方式の債権については、時価算定時点での適用利率に対し、利率見直し適用債権の平均利下げ率を反映した上で算定を行っております。

このため、当該繰上償還の見込額及び利下げ率が観察不能であることから、レベル３の時価に分類しております。

（2）有価証券

有価証券は譲渡性預金であり、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル２に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

（3）現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル２に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

（4）金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル２に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

負債

（1）債券

当機構の発行する債券の時価は、相場価格のあるものについては相場価格によって時価を算定し、相場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定しております。相場価格のあるものであっても市場が活発ではないことから、ともにレベル２に分類しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル２に分類しております。

なお、変動金利による債券についても、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル２に分類しております。

（2）借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル２に分類しております。

（3）金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル２に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（注２）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル３の時価に関する情報

該当なし

【有価証券に関する注記】

〇令和3年度

満期保有目的の債券で時価のあるもの（令和4年3月31日現在）

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	譲渡性預金	－	－	－
	小計	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	譲渡性預金	920,000	920,000	－
	小計	920,000	920,000	－
合計		920,000	920,000	－

（注）　譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

○令和4年度

満期保有目的の債券で時価のあるもの（令和５年３月31日現在）

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	譲渡性預金	－	－	－
	小計	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	譲渡性預金	747,000	747,000	－
	小計	747,000	747,000	－
合計		747,000	747,000	－

（注）　譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

【デリバティブ取引に関する注記】

令和3年度 （令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで）	令和4年度 （令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで）
1.取引の内容 当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。	1.取引の内容 同左
2.取組方針及び利用目的 金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。 金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。 なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。	2.取組方針及び利用目的 同左
(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。	(1) ヘッジ会計の方法 同左
(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 [1]ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金 [2]ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 [3]ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金	(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左
(3) ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。	(3) ヘッジ方針 同左
(4) ヘッジ有効性評価の方法 債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。	(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左

令和3年度 （令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで）	令和4年度 （令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで）
3.取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。 ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSAを締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。	3.取引に係るリスクの内容 同左
4.取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。 また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。	4.取引に係るリスク管理体制 同左

【退職給付に関する注記】

令和3年度 （令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで）	令和4年度 （令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで）
1.採用している退職給付制度の概要 当機構は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しており、確定給付制度では、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。	1.採用している退職給付制度の概要 同左
2.確定給付型の制度 （1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付引当金　52百万円 退職給付費用　22百万円 退職給付の支払額　2百万円 制度への拠出額　7百万円 期末における退職給付引当金　64百万円	2.確定給付型の制度 （1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付引当金　64百万円 退職給付費用　18百万円 退職給付の支払額　1百万円 制度への拠出額　7百万円 期末における退職給付引当金　74百万円
（2）退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表 積立型制度の退職給付債務　196百万円 年金資産　△ 186百万円 10百万円 非積立型制度の退職給付債務　54百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 64百万円 退職給付引当金　64百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 64百万円	（2）退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表 積立型制度の退職給付債務　189百万円 年金資産　△174百万円 15百万円 非積立型制度の退職給付債務　59百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 74百万円 退職給付引当金　74百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 74百万円
（3）退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用　22百万円	（3）退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用　18百万円

勘定別情報（貸借対照表関係）（令和5年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	19,153,208	4,146,992		23,300,200
有価証券	747,000			747,000
現金預け金	497,337			497,337
金融商品等差入担保金	1,016			1,016
その他資産	3,336	2,411		5,748
有形固定資産	2,795			2,795
無形固定資産	2,231			2,231
一般勘定貸		601,213	△601,213	
資産の部合計	20,406,925	4,750,616	△601,213	24,556,329
負債の部				
債券	15,643,892	3,982,591		19,626,484
借入金	526,500			526,500
金融商品等受入担保金	171,013			171,013
その他負債	4,140	2,691		6,832
賞与引当金	54			54
役員賞与引当金	8			8
退職給付引当金	74			74
役員退職慰労引当金	15			15
地方公共団体健全化基金	923,873			923,873
基本地方公共団体健全化基金	923,873			923,873
管理勘定借	601,213		△601,213	
特別法上の準備金等	2,200,000	707,523		2,907,523
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		701,566		701,566
利差補てん積立金		5,957		5,957
負債の部合計	20,070,788	4,692,807	△601,213	24,162,382
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	334,114			334,114
一般勘定積立金	334,114			334,114
評価・換算差額等	△14,579			△14,579
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	336,137	57,808		393,946
負債及び純資産の部合計	20,406,925	4,750,616	△601,213	24,556,329

（注）1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第１項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第３項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第１項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第８項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第４項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

勘定別情報（損益計算書関係）（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	125,769	96,771	△4,552	217,989
資金運用収益	108,891	92,524		201,415
役務取引等収益	71			71
その他業務収益	81			81
その他経常収益	16,420			16,420
地方公共団体健全化基金受入額	16,410			16,410
その他の経常収益	10			10
管理勘定事務受託費	305		△305	
一般勘定貸受取利息		3	△3	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		4,243	△4,243	
経常費用	89,823	30,940	△4,552	116,212
資金調達費用	79,124	30,553		109,678
役務取引等費用	207	74		282
その他業務費用	2,424			2,424
営業経費	3,819	7		3,826
管理勘定借支払利息	3		△3	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	4,243		△4,243	
一般勘定事務委託費		305	△305	
経常利益	35,945	65,830	−	101,776
特別利益	133	53,059	−	53,192
固定資産処分益	133			133
公庫債権金利変動準備金取崩額		50,000		50,000
利差補てん積立金取崩額		3,059		3,059
特別損失	−	118,890	−	118,890
公庫債権金利変動準備金繰入額		68,890		68,890
国庫納付金		50,000		50,000
当期純利益	36,079	−	−	36,079

○附属明細書

1. 有形固定資産等明細書

（単位：百万円）

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物	1,196	−	186	1,010	495	20	515
土地	1,659	−	327	1,332	−	−	1,332
その他の有形固定資産	669	784	1	1,452	504	118	947
有形固定資産計	**3,525**	**784**	**515**	**3,795**	**999**	**139**	**2,795**
無形固定資産							
ソフトウェア	1,816	475	216	2,075	997	372	1,077
その他の無形固定資産	2	1,153	2	1,153	−	−	1,153
無形固定資産計	**1,819**	**1,628**	**219**	**3,229**	**997**	**372**	**2,231**

2.地方公共団体金融機構債券等明細書

（単位：百万円）

銘柄	発行年月日	当期首残高	当期末残高	利率（%）	償還期限
政府保証債（国内債） 第35回～第123回地方公共団体金融機構債券	平成24年4月23日 ～令和2年1月21日	3,305,000	2,815,000 (680,000)	0.001 ～0.977	10年
政府保証債（国内債） 8年第4回～第7回地方公共団体金融機構債券	平成27年7月30日 ～平成29年2月24日	220,032	220,019 (100,000)	0.001 ～0.311	8年
政府保証債（国内債） 6年第18回～第20回地方公共団体金融機構債券	平成28年5月30日 ～平成28年10月28日	200,036	−	0.001	6年
政府保証債（国内債） 4年第11回～第13回地方公共団体金融機構債券	令和2年8月28日 ～令和3年8月26日	220,388	220,262	0.001	4年
非政府保証公募債 5年第21回～第32回地方公共団体金融機構債券	平成29年4月20日 ～令和4年12月20日	135,000	137,000 (20,000)	0.001 ～0.249	5年
非政府保証公募債 第35回～第166回地方公共団体金融機構債券	平成24年4月19日 ～令和5年3月20日	3,375,000	3,200,000 (415,000)	0.049 ～1.006	10年
非政府保証公募債 15年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成25年1月31日 ～平成26年1月22日	50,000	50,000	1.161 ～1.334	15年
非政府保証公募債 20年第1回～第103回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日 ～令和5年1月23日	1,890,000	2,020,000	0.180 ～2.266	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第16回地方公共団体金融機構債券	平成26年6月26日 ～令和4年10月21日	180,000	200,000	0.446 ～1.864	30年
非政府保証公募債 40年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成31年2月26日 ～令和2年9月24日	40,000	40,000	0.646 ～0.882	40年
非政府保証公募債 F2～6、8～11、13～14、16、24、28～29、37、42～43、45～47、49、51～52、54～56、59～68、71～73、75～80、82～85、87～90、92～93、95～98、100～109、112、115～125、127～134、136～139、142～143、145～152、155～164、166～169、172～179、181～210、213～243、245～250、252～270、272～276、278～298、300～310、317～319、325、329～333、338～345、348～369、371～400、403～733回 地方公共団体金融機構債券	平成21年7月23日 ～令和5年3月31日	3,303,546	3,402,175 (283,500)	0.001 ～2.334	2年 ～40年
非政府保証公募債 F211、F244回地方公共団体金融機構債券（変動利付）	平成26年2月26日 ～平成26年7月25日	20,000	20,000	変動	20年 ～30年

銘柄	発行年月日	当期首残高	当期末残高	利率（%）	償還期限
非政府保証債（外債） 第43～44、47～49、54、57～58、61～98、100～101回地方公共団体金融機構債券	平成26年5月1日 ～令和5年2月22日	1,977,602	1,999,004 〔12,529百万米ドル〕 〔1,564百万豪ドル〕 〔3,880百万ユーロ〕 (435,075)	0.010 ～ 5.092	3年 ～ 15年
非政府保証債（外債） 第99回地方公共団体金融機構債券	令和4年10月26日	－	3,730 〔25百万米ドル〕	変動	5年
縁故債 A号第27回～第158回地方公共団体金融機構債券	平成24年4月19日 ～令和5年3月27日	2,110,000	1,960,000 (300,000)	0.069 ～ 1.020	10年
縁故債 B号第1回～第89回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和5年3月27日	541,500	641,500	0.069 ～ 0.834	10年
縁故債 C号第1回～第89回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和5年3月27日	715,500	845,500	0.190 ～ 1.453	20年
縁故債 D号第1回～第84回地方公共団体金融機構債券	平成28年4月21日 ～令和5年3月27日	890,000	1,040,000	0.190 ～ 1.453	20年
地方公共団体金融機構債券小計	－	19,173,606	18,814,191	－	－
非政府保証公募債 20年第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	84,979	84,982	2.07 ～ 2.29	20年
地方公営企業等金融機構債券小計	－	84,979	84,982	－	－
政府保証債（国内債） 15年第4回～第5回公営企業債券	平成19年4月24日 ～平成19年7月18日	64,999	－	2.0 ～ 2.2	15年
非政府保証公募債 20年第1回～第25回公営企業債券	平成14年7月30日 ～平成20年6月16日	569,908	519,932 (99,995)	1.03 ～ 2.58	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第10回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,921	189,927	2.39 ～ 2.95	30年
非政府保証公募債 定時償還第1回～第3回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	19,620	17,450 (2,170)	1.39 ～ 2.01	28年
公営企業債券小計	－	844,449	727,310	－	－
合　計	－	**20,103,035**	**19,626,484**	－	－

（注）1. 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等19,626,484百万円の一般担保に供しております。
2.「非政府保証債（外債）第43 ～ 44、47 ～ 49、54、57 ～ 58、61 ～ 98、100 ～ 101回地方公共団体金融機構債券」及び「非政府保証債（外債）第99回地方公共団体金融機構債券」の「当期末残高」欄の［　］は外貨建による金額です。
3.「当期末残高」欄の（内書）は1年以内償還予定の金額です。
4. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額。

（単位：百万円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
債券	2,335,910	2,012,996	2,069,380	1,367,846	1,782,405

3.借入金等明細書

（単位：百万円）

区　分	当期首残高	当期末残高	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	－	－	－	－
1年以内に返済予定の長期借入金	－	86,200	0.529	令和5年5月29日 ～令和6年3月15日
長期借入金 （1年以内に返済予定のものを除く。）	399,500	440,300	0.150	令和6年4月4日 ～令和22年3月16日
合　計	399,500	526,500	－	－

（注）1. 平均利率は、支払利息額の合計を当期末残高に返済年数を乗じた額の合計で除することにより算出しております。
2. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額。

（単位：百万円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金	86,200	83,400	88,000	104,500	140,000

4.引当金明細書

（単位：百万円）

区　分	当期首残高	当期増加額	当期減少額（目的使用）	当期減少額（その他）	当期末残高
賞与引当金	59	54	59	－	54
役員賞与引当金	10	8	10	－	8
退職給付引当金	64	18	1	7	74
役員退職慰労引当金	15	9	6	1	15

5.金利変動準備金等明細書

（単位：百万円）

区　分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
			うち繰入額等		うち繰出額	
金利変動準備金	2,200,000	－	－	－		2,200,000
公庫債権金利変動準備金	682,675	68,890		50,000	－	701,566
合　計	2,882,675	68,890	－	50,000	－	2,901,566

（注）「公庫債権金利変動準備金」の「当期減少額」は、国帰属省令の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金を国に帰属させたことによる取り崩しです。

6.地方公共団体健全化基金明細書

（単位：百万円）

区　分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	920,287	19,997	－	16,410	－	923,873
合　計	920,287	19,997	－	16,410	－	923,873

（注）1.「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額です。
2.「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」は、法第46条第6項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金を取り崩した額です。

内部統制報告書

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令 第19条第１項及び第28条
【作成日】	令和５年５月26日
【法人名】	地方公共団体金融機構
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities
【代表者の役職氏名】	理事長　佐藤 文俊
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館
【縦覧に供する場所】	東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

理事長佐藤文俊は、当機構の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である令和５年３月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当機構の財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。また、対象の性質に応じて、決算業務の適正性（決算・財務報告プロセス統制）、ＩＴの適切な運営（ＩＴ全般統制）についての評価活動を実施しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当機構は事業拠点が単一であることも踏まえ、事業目的に大きく関わる勘定科目として貸付金及び債券に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度の末日（令和５年３月31日）現在の当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。

健全化判断比率等に基づく令和4年度末貸付残高の分類

令和4年度の機構貸付残高23兆3,002億円のうち、23兆2,931億円、99.97%は、地方公共団体向けの貸付債権となっております。

近年、一部の地方公共団体において、公債費の増大により、財政が硬直化する団体が見られるようになりました。

国は、そのような地方公共団体及び地方公営企業の財政を、早期に健全化させるため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）を制定し、財政の硬直化が見られる地方公共団体及び地方公営企業における早期健全化を進めています。

機構では、財政健全化法による分類を元に、地方公共団体・地方公営企業の財政状況を把握するとともに貸付残高の分類を行い、債権管理を実施しております。

1. 地方公共団体（都道府県・市区町村・一部事務組合等）への貸付残高の状況

（単位：百万円）

財政健全化法による分類	団体数	令和3年度末貸付残高	割合	団体数	令和4年度末貸付残高	割合	増減		
							団体数	貸付残高	割合
財政再生団体	1	7,222	0.03%	1	7,444	0.03%	0	222	0.00%
財政健全化団体	0	0	0.00%	0	0	0.00%	0	0	0.00%
健全団体	2,163	23,532,696	99.97%	2,158	23,285,671	99.97%	-5	-247,024	0.00%
合計	2,164	23,539,918	100.00%	2,159	23,293,116	100.00%	-5	-246,802	

（注）1. 地方公共団体（都道府県・市区町村・一部事務組合等）への貸付残高は、各地方公共団体への一般会計債、臨時財政対策債、減収補塡債及び公営企業債の貸付残高の合計である。
2. 都道府県・市区町村、一部事務組合等の残高に地方道路公社（8）7,084百万円を加えると、令和4年度末貸付残高は23,300,200百万円となる。
3.「令和4年度末貸付残高」は、総務省が令和4年度に発表した「令和3年度決算に基づく健全化判断比率（確報値）」により分類。
4. 貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。
5.「財政再生団体」とは、財政健全化法に基づき、財政再生計画を定めている団体である。
6.「財政健全化団体」とは、財政健全化法に基づき、財政健全化計画を定めている団体である。
7.「健全団体」とは、前記5、6以外の団体である。

2. 地方公営企業への貸付残高の状況

（単位：百万円）

財政健全化法による分類	事業主体数	令和3年度末貸付残高	割合	事業主体数	令和4年度末貸付残高	割合	増減		
							事業主体数	貸付残高	割合
経営健全化企業	1	76,543	0.62%	2	71,459	0.60%	1	-5,084	-0.03%
健全企業	4,485	12,173,198	99.38%	4,482	11,868,872	99.40%	-3	-304,325	0.03%
合計	4,486	12,249,742	100.00%	4,484	11,940,331	100.00%	-2	-309,410	

（注）1.「令和4年度末貸付残高」は、総務省が令和4年度に発表した「令和3年度決算に基づく資金不足比率（確報値）」により分類。
2.「令和3年度末貸付残高」及び「令和4年度末貸付残高」は、1の内数である。
3. 事業主体数とは、地方公共団体及び一部事務組合・広域連合・企業団が所管する各事業数である。
4. 貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。
5.「経営健全化企業」とは、財政健全化法に基づき、経営健全化計画を定めている事業主体である。
6.「健全企業」とは、前記5以外の事業主体である。

地方公共団体金融機構貸付債権における自己査定結果（令和4年度末残高）

（単位：百万円）

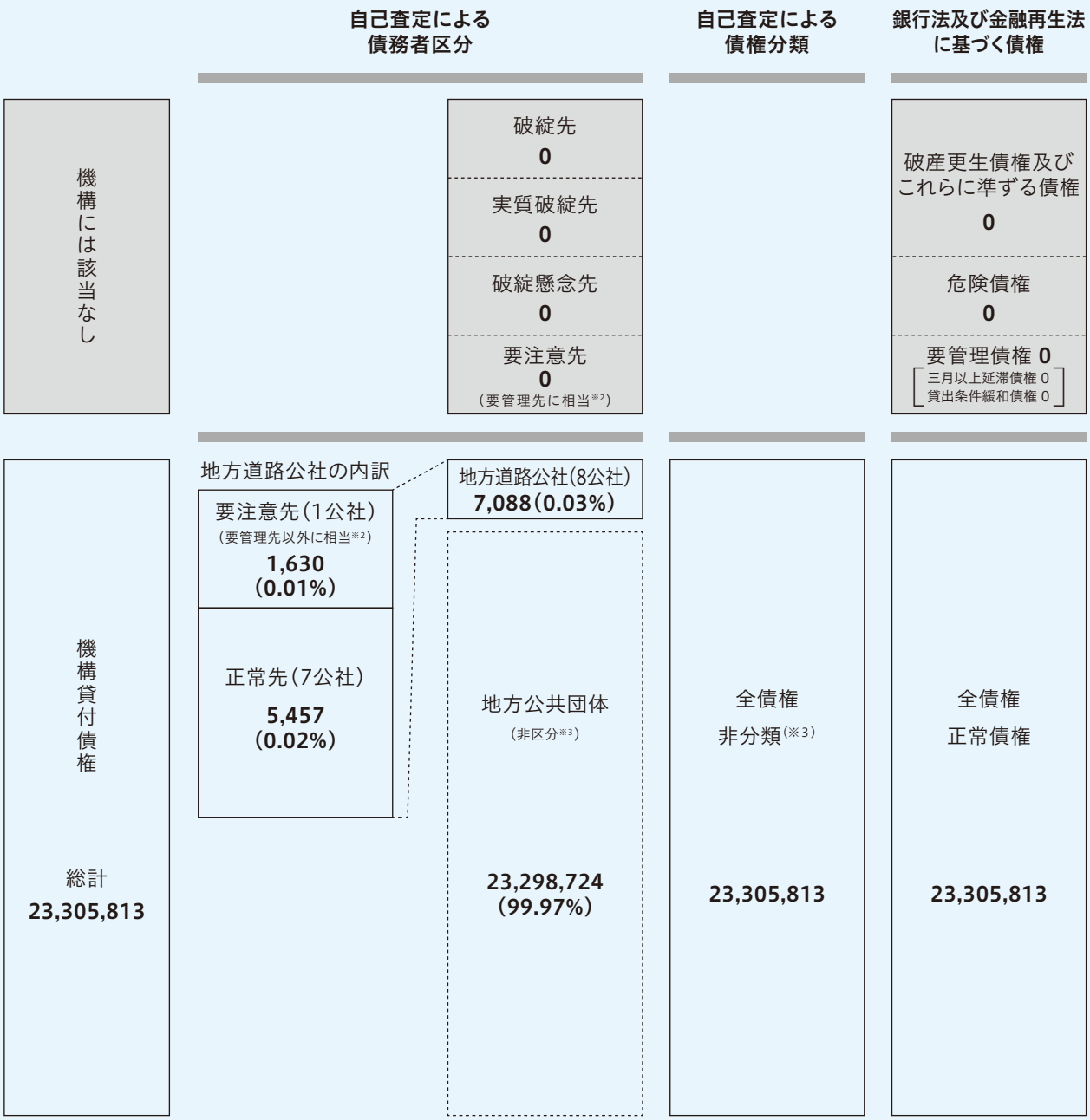

（注）1. 地方道路公社については機構が定める自己査定に関する規程の区分を用い、地方公共団体については貸付審査に関する規程の区分を用いて、貸付債権を適正に管理している。
2. 地方道路公社の自己査定による債務者区分は、令和3年度決算の数値を用いて区分している。
3. 自己査定、銀行法及び金融再生法に基づく債権は貸出金及び未収利息である。
4. 債権額は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。
5.「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、「銀行法に基づくリスク管理債権」及び「金融再生法に基づく開示債権」を「銀行法及び金融再生法に基づく債権」として記載している。

【参考】

※1　自己査定に関する規程は令和元年12月に廃止された金融庁の「金融検査マニュアル」（以下「廃止マニュアル」という。）に準じて独自に定めたものであるが、地方道路公社に対する新たな貸付けは発生しないことなどから、引き続き同様の方法による自己査定を実施する。

※2　廃止マニュアルでは、債務者区分は5区分とされているが、債務者区分と銀行法及び金融再生法に基づく債権との関係性を明示するため、便宜的に要注意先を2つ（要管理先に相当・要管理先以外に相当）に区分して表記している。

※3　廃止マニュアルでは、地方公共団体に対する貸付債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないという理由から、債務者区分は要しないもの（非区分）とされ、債権分類については非分類とされている。

○市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップによる管理指標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、ΔEVE[注1]のTier1資本相当額[注2]に対する比率をはじめとする金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行うこととしておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

（注）1.金融庁が定めた監督指針に基づいて我が国の民間金融機関が適用を受ける重要性テストに準じて算出した、金利ショックに対する経済的価値の減少額の最大値を指します。
（注）2.金利変動準備金も民間金融機関のTier1資本に相当するものとしています。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、定期的に推移等の確認を行うこととしたΔEVEのTier1資本相当額に対する比率は、令和5年3月31日現在、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	ΔEVEのTier1資本相当額に対する比率（a）=-（b）/（e）	ΔEVE（100ベーシス・ポイントの金利上昇による時価変動額）※利益はプラス、損失はマイナス			Tier1資本に相当する額（e）
		合計（b）=（c）+（d）	貸付金（c）	債券及び長期借入金（d）	
一般勘定	10.2%（△0.9%）	△259,563（+19,241）	△1,409,052（+11,537）	1,149,489（+7,704）	2,536,137（+25,842）

（注）（　）内は前年同期比。

ΔEVEのTier1資本相当額に対する比率は以下の条件等に基づき算出しております。

a.将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還等は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び長期借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

b.指標となる金利について

貸付金、債券及び長期借入金の評価にあたっては、令和5年3月31日現在の国債レートを用いております。

c.ΔEVEの算出について

ΔEVEの算出にあたっては、令和5年3月31日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）について、①一律に上昇、②一律に下落、③スティープ化、④フラット化、⑤短期金利が上昇、⑥短期金利が下落すると想定した場合のいずれかのうち、時価損失額が最も大きくなる額としています。

なお、金利が一律に上昇することを想定した場合に、時価損失額が最も大きくなることを把握しており、外貨建債券は通貨スワップ、外貨預金は為替予約取引を行っていることから、100ベーシス・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

○流動性リスクに係る定量的情報

機構では、平成27年3月から自主的な取組としてバーゼルⅢ規制を参考にして流動性リスク管理の対応を行っており、ALM委員会の下で流動性補完資産確保方針を定め、翌月の機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産（＝流動性補完資産）を保有しております。

機構の主要な資金収支は、自治体への貸付け及び貸付けに伴う回収、債券発行を中心とした市場からの資金調達及び資金調達に伴う元利金の支払いです。このことから、機構における資金流出及び資金流入は限定的であり、あらかじめ翌月の資金収支が予測できるため、当月末時点を基準として、資金管理部署において流動性補完資産を保有しております。また、当月末時点での流動性補完資産の保有状況について、資金管理部署とは独立したリスク管理部署においてモニタリングをしております。

（単位：百万円、％〔四捨五入により計上〕）

項目		令和4年3月末		令和5年3月末	
<1>流動性補完資産					
1	流動資産の合計額※1		115,000		75,000
<2>資金流出額		資金流出率を乗じる前の額	資金流出率を乗じた後の額	資金流出率を乗る前の額	資金流出率を乗じた後の額
2	無担保資金調達に係る資金	0	0	0	0
3	負債性有価証券の額	410,511	410,511	250,710	250,710
4	資金流出合計額		410,511		250,710
<3>資金流入額		資金流入率を乗じる前の額	資金流入率を乗じた後の額	資金流入率を乗る前の額	資金流入率を乗じた後の額
5	資金運用等に係る資金流入額※2	348,000	307,883	273,000	188,032
6	貸付金等の回収に係る資金流入額	0	0	0	0
7	その他資金流入額※3	0	0	0	0
8	資金流入合計額※4	348,000	307,883	273,000	188,032
<4>流動性補完資産比率					
9	算入可能流動資産の合計額		115,000		75,000
10	純資金流出額		102,628		62,677
11	流動性補完資産比率		112		120

<参考>				
準流動資産の合計額※5		203,483		122,337
準流動性補完資産比率※6		310		315

※1　機構は中央銀行（日本銀行）には預金口座を保有していないため、流動資産とは当座預金及び国庫短期証券、利付国債により保有する金額です。なお、当座預金は、万が一預金先金融機関が破綻した場合においても、預金保険制度により預金全額が保護対象となっております。
※2　資金運用等に係る資金流入額は、地方公共団体金融機構法第45条第2号又は第3号に定めのあるもののうち、元本が確保されかつ期日の定めのある一定要件を満たしたものです。
※3　その他資金流入額とは、政府保証債発行額です。
※4　資金流入合計額は、資金流出合計額に75％を乗じて得た額が上限となっております。
※5　準流動資産とは、普通預金により保有する金額です。
※6　準流動性補完資産比率とは、流動資産と準流動資産の合計額を合算した値を純資金流出額で除して算出しております。

6章　参考資料・機構データ

参考資料　112

代表者会議・経営審議委員会開催実績（令和4年度）　112
令和4年度地方債計画資金区分（第1次改正後）　113
令和4年度事業別貸付計画　116
令和4年度貸付金回収状況　117
令和4年度末事業別貸付残高　118
令和4年度末都道府県別貸付残高　120
令和5年度同意（許可）債貸付条件一覧　124
令和5年度地方債計画　126
令和4年度債券発行実績　131

機構データ　135

沿革　135
組織図　136
役員・組織概要　137

○代表者会議・経営審議委員会開催実績（令和4年度）

●代表者会議の開催実績

回　数	年　月　日	概　　要
第68回	令和4年6月29日	・令和3年度決算 ・会計監査人の選任 ・役員の任命及び兼職の承認 ・経営審議委員会委員の任命 ・役員の任命の同意
第69回	令和4年9月28日	・役員の任命及び任命の同意
第70回	令和5年3月14日	・令和5年度事業計画 ・令和5年度予算、資金計画、収支に関する中期的な計画

●経営審議委員会の開催実績

回　数	年　月　日	概　　要
第38回	令和4年6月16日	・令和3年度決算
第39回	令和4年8月1日	・委員長の互選
第40回	令和5年3月3日	・令和5年度事業計画 ・令和5年度予算

○令和4年度地方債計画資金区分（第1次改正後）

●通常収支分

（単位：億円）

項　目	合計	公的資金			民間等資金		
		計	財政融資	地方公共団体金融機構	計	市場公募	銀行等引受
一　一般会計債							
1 公共事業等	15,905	5,273	4,912	361	10,632	7,823	2,809
2 公営住宅建設事業	1,090	485	362	123	605	544	61
3 災害復旧事 業	1,127	1,127	1,127	0	0	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,707	2,040	1,693	347	1,667	955	712
（1）学校教育施設等	1,454	946	800	146	508	286	222
（2）社会福祉施設	367	163	72	91	204	132	72
（3）一般廃棄物処理	807	669	559	110	138	64	74
（4）一般補助施設等	542	262	262	0	280	115	165
（5）施設（一般財源化分）	537	0	0	0	537	358	179
5 一般単独事業	28,013	7,111	926	6,185	20,902	10,977	9,925
（1）一般	2,411	82	0	82	2,329	1,871	458
（2）地域活性化	690	86	0	86	604	443	161
（3）防災対策	871	264	126	138	607	350	257
（4）地方道路等	3,221	303	0	303	2,918	2,470	448
（5）旧合併特例	5,500	803	0	803	4,697	423	4,274
（6）緊急防災・減災	5,000	1,678	0	1,678	3,322	1,881	1,441
（7）公共施設等適正管理	5,220	2,188	100	2,088	3,032	1,603	1,429
（8）緊急自然災害防止対策	4,000	1,707	700	1,007	2,293	1,226	1,067
（9）緊急浚渫推進	1,100	0	0	0	1,100	710	390
6 辺地及び過疎対策事業	5,730	5,725	4,979	746	5	0	5
（1）辺地対策	530	530	514	16	0	0	0
（2）過疎対策	5,200	5,195	4,465	730	5	0	5
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	0	345	103	242
8 行政改革推進	700	0	0	0	700	419	281
9 調整	100	0	0	0	100	96	4
計	56,717	21,761	13,999	7,762	34,956	20,917	14,039
二　公営企業債							
1 水道事業	5,566	4,631	2,524	2,107	935	818	117
2 工業用水道事業	300	77	0	77	223	12	211
3 交通事業	1,963	543	150	393	1,420	937	483
4 電気事業・ガス事業	288	74	0	74	214	6	208
5 港湾整備事業	689	238	209	29	451	141	310
6 病院事業・介護サービス事業	4,193	2,068	755	1,313	2,125	505	1,620
7 市場事業・と畜場事業	379	32	0	32	347	241	106
8 地域開発事業	840	0	0	0	840	378	462
9 下水道事業	12,181	7,840	4,520	3,320	4,341	2,383	1,958
10 観光その他事業	78	4	0	4	74	23	51
計	26,477	15,507	8,158	7,349	10,970	5,444	5,526
合　　計	83,194	37,268	22,157	15,111	45,926	26,361	19,565
三　臨時財政対策債	17,805	6,445	4,095	2,350	11,360	10,173	1,187
四　退職手当債	800	0	0	0	800	66	734
総　　計	**101,799**	**43,713**	**26,252**	**17,461**	**58,086**	**36,600**	**21,486**

●東日本大震災分

復旧・復興事業

（単位：億円）

項　目	合　計	公的資金	
		財政融資	地方公共団体金融機構
一般会計債			
公営住宅建設事業	8	6	2
災害復旧事業	1	1	0
一般単独事業	1	0	1
計	10	7	3
公営企業債			
水道事業	5	5	0
計	5	5	0
総　　計	**15**	**12**	**3**

●通常収支分と東日本大震災分の合計

（単位：億円）

項　目	合　計	公的資金			民間等資金		
		計	財政融資	地方公共団体金融機構	計	市場公募	銀行等引受
一　一般会計債							
1 公共事業等	15,905	5,273	4,912	361	10,632	7,823	2,809
2 公営住宅建設事業	1,098	493	368	125	605	544	61
3 災害復旧事業	1,128	1,128	1,128	0	0	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,707	2,040	1,693	347	1,667	955	712
（1）学校教育施設等	1,454	946	800	146	508	286	222
（2）社会福祉施設	367	163	72	91	204	132	72
（3）一般廃棄物処理	807	669	559	110	138	64	74
（4）一般補助施設等	542	262	262	0	280	115	165
（5）施設（一般財源化分）	537	0	0	0	537	358	179
5 一般単独事業	28,014	7,112	926	6,186	20,902	10,977	9,925
（1）一般	2,412	83	0	83	2,329	1,871	458
（2）地域活性化	690	86	0	86	604	443	161
（3）防災対策	871	264	126	138	607	350	257
（4）地方道路等	3,221	303	0	303	2,918	2,470	448
（5）旧合併特例	5,500	803	0	803	4,697	423	4,274
（6）緊急防災・減災	5,000	1,678	0	1,678	3,322	1,881	1,441
（7）公共施設等適正管理	5,220	2,188	100	2,088	3,032	1,603	1,429
（8）緊急自然災害防止対策	4,000	1,707	700	1,007	2,293	1,226	1,067
（9）緊急浚渫推進	1,100	0	0	0	1,100	710	390
6 辺地及び過疎対策事業	5,730	5,725	4,979	746	5	0	5
（1）辺地対策	530	530	514	16	0	0	0
（2）過疎対策	5,200	5,195	4,465	730	5	0	5
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	0	345	103	242
8 行政改革推進	700	0	0	0	700	419	281
9 調整	100	0	0	0	100	96	4
計	56,727	21,771	14,006	7,765	34,956	20,917	14,039
二　公営企業債							
1 水道事業	5,571	4,636	2,529	2,107	935	818	117
2 工業用水道事業	300	77	0	77	223	12	211
3 交通事業	1,963	543	150	393	1,420	937	483
4 電気事業・ガス事業	288	74	0	74	214	6	208
5 港湾整備事業	689	238	209	29	451	141	310
6 病院事業・介護サービス事業	4,193	2,068	755	1,313	2,125	505	1,620
7 市場事業・と畜場事業	379	32	0	32	347	241	106
8 地域開発事業	840	0	0	0	840	378	462
9 下水道事業	12,181	7,840	4,520	3,320	4,341	2,383	1,958
10 観光その他事業	78	4	0	4	74	23	51
計	26,482	15,512	8,163	7,349	10,970	5,444	5,526
合　計	83,209	37,283	22,169	15,114	45,926	26,361	19,565
三　臨時財政対策債	17,805	6,445	4,095	2,350	11,360	10,173	1,187
四　退職手当債	800	0	0	0	800	66	734
総　計	**101,814**	**43,728**	**26,264**	**17,464**	**58,086**	**36,600**	**21,486**

○令和4年度事業別貸付計画

（単位：億円、%）

区分	事業等名	令和4年度計画額（A）	令和3年度計画額（B）	差引 (A)－(B)=(C)	増減率 (C)/(B)×100	【参考】令和4年度地方債計画計上額
一般会計債	公共事業等	320	317	3	0.9	361
	公営住宅事業	112	124	△12	△9.7	125
	学校教育施設等整備事業	65	81	△16	△19.8	146
	社会福祉施設整備事業	80	90	△10	△11.1	91
	一般廃棄物処理事業	57	66	△9	△13.6	110
	一般事業	59	60	△1	△1.7	83
	地域活性化事業	85	107	△22	△20.6	86
	防災対策事業	115	134	△19	△14.2	138
	地方道路等整備事業	225	257	△32	△12.5	303
	合併特例事業	843	933	△90	△9.6	803
	緊急防災・減災事業	1,285	1,453	△168	△11.6	1,678
	公共施設等適正管理推進事業	1,065	831	234	28.2	2,088
	緊急自然災害防止対策事業	961	870	91	10.5	1,007
	辺地対策事業	16	－	16	皆増	16
	過疎対策事業	656	594	62	10.4	730
	計	5,944	5,917	27	0.5	7,765
臨時財政対策債		3,834	6,014	△2,180	△36.2	2,350
減収補塡債		－	6,000	△6,000	皆減	－
（一般会計債等分　計）		9,778	17,931	△8,153	△45.5	10,115
公営企業債	水道事業（上水道）	1,935	1,963	△28	△1.4	2,018
	水道事業（簡易水道）	85	74	11	14.9	89
	交通事業（一般交通）	28	28	0	0.0	33
	交通事業（都市高速鉄道）	296	261	35	13.4	360
	病院事業	1,093	1,004	89	8.9	1,296
	下水道事業	3,203	3,593	△390	△10.9	3,320
	工業用水道事業	79	74	5	6.8	77
	電気事業	53	36	17	47.2	58
	ガス事業	14	13	1	7.7	16
	介護サービス事業	14	11	3	27.3	17
	市場事業	76	88	△12	△13.6	31
	と畜場事業	2	1	1	100.0	1
	駐車場事業	4	2	2	100.0	1
	小計	6,882	7,148	△266	△3.7	7,317

（単位：億円、%）

区分 / 事業等名		令和4年度計画額（A）	令和3年度計画額（B）	差引（A）－（B）=（C）	増減率（C）/（B）×100	【参考】令和4年度地方債計画計上額
公営企業債	港湾整備事業	24	19	5	26.3	29
	観光施設事業・産業廃棄物処理事業	16	2	14	700.0	3
	小計	40	21	19	90.5	32
計		6,922	7,169	△ 247	△ 3.4	7,349
計		**16,700**	**25,100**	**△ 8,400**	**△ 33.5**	**17,464**（前年度比△20.0%）

（注）1.事業等名は、令和4年度地方債計画に基づき区分した。
2.貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。
3.地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計3億円を計上した。
4.上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。
・東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債

令和4年度貸付金回収状況

（単位：件、百万円）

区分		元金		利息	
		件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還	一般貸付	458,846	1,813,930	522,806	200,455
	公社貸付	123	3,817	123	172
	計	**458,969**	**1,817,747**	**522,929**	**200,628**
長期繰上償還	一般貸付	294	21,434	68	4
	公社貸付	–	–	–	–
	計	**294**	**21,434**	**68**	**4**
同意（許可）前貸付償還		–	–	–	–
短期貸付償還		–	–	–	–
計		**459,263**	**1,839,180**	**522,997**	**200,632**

（注）四捨五入により計が一致しないことがあります。

○令和4年度末事業別貸付残高

区　分	事　業　等　名	件　数（件）	金　額（百万円）	構　成　比（%）
一般会計債	公共事業等	5,883	519,483	2.2%
	公営住宅	3,040	195,513	0.8%
	全国防災	1,261	102,038	0.4%
	学校教育施設等整備	2,001	97,044	0.4%
	社会福祉施設整備	2,055	110,706	0.5%
	一般廃棄物処理	571	56,319	0.2%
	一般	1,057	80,654	0.4%
	地域活性化	1,945	90,178	0.4%
	防災対策	3,242	169,666	0.7%
	地方道路等整備	6,647	460,490	2.0%
	合併特例	6,431	1,085,652	4.7%
	緊急防災・減災	12,763	835,973	3.6%
	公共施設最適化	88	18,202	0.1%
	公共施設等適正管理推進	2,850	394,437	1.7%
	緊急自然災害防止対策	3,377	277,428	1.2%
	辺地対策	8	65	0.0%
	過疎対策	3,518	162,893	0.7%
	臨時地方道整備	7,026	260,923	1.1%
	臨時河川等整備	759	9,434	0.0%
	臨時高等学校整備	64	5,220	0.0%
	一般補助施設整備等	39	5,825	0.0%
	（小計）	64,625	4,938,144	21.2%
臨時財政対策債		9,669	5,962,785	25.6%
減収補塡債		486	522,968	2.2%
公営企業債	上水道	43,309	2,746,372	11.8%
	簡易水道	8,416	223,486	1.0%
	一般交通	176	14,848	0.1%
	高速鉄道	678	697,961	3.0%
	病院	4,754	1,152,301	5.0%
	下水道	115,467	6,640,851	28.5%
	工業用水道	1,960	147,886	0.6%
	電気	381	47,967	0.2%

区　分	事　業　等　名	件　数（件）	金　額（百万円）	構　成　比（%）
公営企業債	ガス	250	18,065	0.1%
	港湾整備	692	35,218	0.2%
	介護サービス	380	17,777	0.1%
	市場	590	107,012	0.5%
	と畜場	102	6,397	0.0%
	観光施設	72	4,232	0.0%
	駐車場	94	8,800	0.0%
	産業廃棄物処理	5	46	0.0%
	（小 計）	177,326	11,869,219	50.9%
計		252,106	23,293,116	100.0%
地方道路公社	有料道路（公社）	42	7,085	0.0%
合　計		252,148	23,300,200	100.0%

（注）1.有料道路事業については、機構の貸付対象事業とされておりません。また、機構は、地方道路公社に対しては貸付けを行いません。
2.四捨五入により計が一致しないことがあります。

○令和4年度末都道府県別貸付残高

県　域	都　道　府　県		市		町　村	
	件　数	金　額	件　数	金　額	件　数	金　額
北海道	286	490,551	5,531	663,006	8,900	224,933
青森県	168	29,384	2,178	271,190	1,475	52,259
岩手県	237	57,120	2,706	248,521	912	34,906
宮城県	280	105,522	4,492	365,341	2,646	55,742
秋田県	194	29,233	4,434	283,434	983	8,880
山形県	199	77,211	2,788	172,605	1,886	34,050
福島県	370	95,127	3,648	235,468	3,082	56,291
茨城県	469	138,138	7,192	484,965	1,445	41,322
栃木県	246	74,373	3,198	241,729	957	34,277
群馬県	177	32,522	3,261	215,390	1,718	32,465
埼玉県	236	304,867	6,887	722,928	1,956	61,814
千葉県	346	172,344	5,478	740,823	916	27,982
東京都	77	80,097	2,263	305,258	164	4,687
神奈川県	178	234,953	3,360	771,883	1,372	52,897
新潟県	247	54,618	7,426	374,868	920	15,427
富山県	225	29,535	3,391	267,283	569	19,318
石川県	112	24,685	2,744	165,245	1,262	44,650
福井県	174	24,153	2,179	166,965	709	9,428
山梨県	124	25,231	2,578	105,477	894	16,193
長野県	286	44,367	4,000	242,046	3,079	53,913
岐阜県	221	159,435	4,244	212,762	1,379	43,870
静岡県	265	38,976	4,978	395,136	864	29,276
愛知県	186	277,662	5,260	606,240	904	26,094
三重県	377	154,624	3,904	317,683	1,094	29,429

（単位：件、百万円）

企業団等		道路公社		合計		構成比
件数	金額	件数	金額	件数	金額	
278	24,174			14,995	1,402,663	6.0%
118	17,200			3,939	370,033	1.6%
220	19,440			4,075	359,987	1.5%
125	8,350			7,543	534,955	2.3%
9	1,608			5,620	323,156	1.4%
173	9,449			5,046	293,314	1.3%
164	14,920			7,264	401,806	1.7%
274	29,486			9,380	693,910	3.0%
20	2,440			4,421	352,819	1.5%
237	23,892			5,393	304,268	1.3%
332	18,155			9,411	1,107,764	4.8%
552	40,158	3	323	7,295	981,630	4.2%
33	13,596			2,537	403,638	1.7%
49	20,426			4,959	1,080,158	4.6%
236	21,587			8,829	466,500	2.0%
151	12,245			4,336	328,381	1.4%
32	2,709			4,150	237,288	1.0%
59	2,950			3,121	203,496	0.9%
116	3,527			3,712	150,427	0.6%
177	11,041			7,542	351,367	1.5%
13	976			5,857	417,043	1.8%
71	7,186	1	10	6,179	470,584	2.0%
67	2,191	13	3,788	6,430	915,975	3.9%
29	3,650			5,404	505,387	2.2%

県　域	都　道　府　県		市		町　村	
	件　数	金　額	件　数	金　額	件　数	金　額
滋賀県	183	76,577	3,834	227,810	599	14,605
京都府	174	37,365	3,730	456,825	1,178	29,841
大阪府	65	243,585	6,347	1,231,452	993	39,625
兵庫県	290	466,501	8,212	953,889	2,230	86,300
奈良県	235	90,028	2,469	203,880	2,161	74,271
和歌山県	120	52,657	1,865	240,039	1,838	70,897
鳥取県	336	94,160	1,227	114,265	1,871	42,539
島根県	285	93,275	2,736	184,558	347	8,362
岡山県	179	81,151	4,386	288,939	1,257	25,315
広島県	458	201,099	4,058	407,026	989	30,904
山口県	395	56,407	4,117	258,504	635	11,738
徳島県	184	44,130	1,553	125,808	872	30,772
香川県	153	24,097	1,795	121,861	751	23,790
愛媛県	62	30,377	2,238	186,605	761	27,156
高知県	168	90,170	1,958	145,830	1,033	30,356
福岡県	92	182,479	5,566	823,682	2,357	106,589
佐賀県	69	36,050	1,642	156,843	647	29,071
長崎県	134	55,824	2,715	255,692	785	20,852
熊本県	157	88,729	2,719	188,769	1,887	54,630
大分県	75	28,331	2,379	138,856	216	7,204
宮崎県	123	66,138	1,993	151,087	755	21,635
鹿児島県	179	133,522	2,331	161,557	972	28,949
沖縄県	208	87,945	1,633	163,673	942	32,840
合計	**10,004**	**5,115,321**	**169,623**	**15,763,698**	**66,162**	**1,858,342**

(注) 1 四捨五入により計が一致しないことがある。
(注) 2 東京都の「市」欄には特別区に対する貸付（308件、55,250百万円）を含む。

企業団等		道路公社		合計		構成比
件数	金額	件数	金額	件数	金額	
179	6,877			4,795	325,869	1.4%
38	6,173			5,120	530,203	2.3%
466	72,157			7,871	1,586,819	6.8%
396	40,514	4	140	11,132	1,547,344	6.6%
88	4,060			4,953	372,239	1.6%
105	6,757			3,928	370,350	1.6%
30	1,640			3,464	252,605	1.1%
73	4,092			3,441	290,287	1.2%
82	8,663			5,904	404,067	1.7%
20	2,779	11	1,630	5,536	643,438	2.8%
62	2,686			5,209	329,335	1.4%
4	183			2,613	200,892	0.9%
539	20,008			3,238	189,756	0.8%
17	582			3,078	244,721	1.1%
15	6,279			3,174	272,634	1.2%
358	24,187	10	1,193	8,383	1,138,130	4.9%
144	8,253			2,502	230,218	1.0%
13	1,988			3,647	334,357	1.4%
74	22,404			4,837	354,532	1.5%
				2,670	174,391	0.7%
17	404			2,888	239,264	1.0%
14	948			3,496	324,977	1.4%
48	2,765			2,831	287,224	1.2%
6,317	**555,755**	**42**	**7,085**	**252,148**	**23,300,200**	**100.0%**

○令和5年度同意（許可）債貸付条件一覧

貸付の種類		貸付対象事業				貸付条件					
						固定金利方式		利率見直し方式		利率の種類	償還の方法
						償還期限年以内	据置期間年以内	償還期限年以内	据置期間年以内		
一般貸付	長期貸付	一般会計債	公共事業等		道路事業	20	5	20	5	機構特別利率	半年賦元利均等償還または半年賦元金均等償還
					学校教育施設等整備事業（太陽光発電整備）	15	3	15	3		
					社会福祉施設整備事業	25	3	25	3		
			公営住宅事業			25	5	25	5		
			教育・福祉施設等整備事業	学校教育施設等整備事業	義務教育諸学校及び高等学校等施設	25	3	25	3		
					幼稚園その他の学校施設等	25	3	25	3		
				社会福祉施設整備事業		25	3	25	3		
				一般廃棄物処理事業		20	3	20	3		
			一般単独事業	一般事業	地域総合整備資金貸付事業	20	5	20	5		
					被災施設復旧関連事業	30	5	30	5		
					河川等分	20	5	20	5		
					臨時高等学校改築等分						
					出資金・貸付金、負担金	30	5	30	5		
				地域活性化事業		30	5	30	5		
				防災対策事業							
				地方道路等整備事業		20	5	20	5		
				合併特例事業		30	5	30	5		
				緊急防災・減災事業							
				公共施設等適正管理推進事業							
				緊急自然災害防止対策事業							
				脱炭素化推進事業							
			辺地及び過疎対策事業	辺地対策事業	簡易水道施設・下水道処理施設	30	5	40	5		
					上記以外の施設	30	5	30	5		
				過疎対策事業	簡易水道施設・下水道処理施設・港湾施設	30	5	40	5		
					出資及び上記以外の施設	30	5	30	5		
					過疎地域持続的発展特別事業	12	3	12	3		
		臨時財政対策債			都道府県・指定都市に対する貸付け	–	–	30	3		
					上記以外の地方公共団体に対する貸付け			20	3		
		公営企業債	水道事業	上水道		30	5	40	5		
				簡易水道							
			交通事業	一般交通	バス	5	1	–	–		
					電車	13	3	13	3		
					車庫・営業所	20	5	30	5		
					連絡船	15	3	15	3		
				高速鉄道		30	5	40	5		
			病院事業	病院・診療所・看護師宿舎・職員宿舎		30	5	30	5		
				その他		10	2	10	2		
			下水道事業			30	5	40	5		
			工業用水道事業			30	5	40	5		

貸付の種類			貸付対象事業		貸付条件					
					固定金利方式		利率見直し方式		利率の種類	償還の方法
					償還期限 年以内	据置期間 年以内	償還期限 年以内	据置期間 年以内		
一般貸付	長期貸付	公営企業債	電気事業	水力発電	30	5	30	5	機構特別利率	半年賦元利均等償還または半年賦元金均等償還
				廃棄物発電・ごみ固形燃料発電	15	3	15	3		
				風力発電	17	3	17	3		
				太陽光発電						
			ガス事業		25	5	25	5		
			港湾整備事業	埋立	30	5	40	5	基準利率	
				上屋・倉庫・貯木場	30	3	31	3		
				荷役機械・引船	17	3	17	3		
			介護サービス事業		30	5	30	5	機構特別利率	
			市場事業		30	5	40	5		
			と畜場事業		30	5	30	5		
			観光施設事業	水族館・動物園舎等の建築物	18	3	18	3	基準利率	
				上記以外の施設	10	3	10	3		
			駐車場事業		20	3	20	3	機構特別利率	
			産業廃棄物処理事業		10	3	10	3	基準利率	
	同意・許可前貸付		長期貸付の対象事業すべて		原則として長期貸付に振り替える日		－		基準利率	

備考1 公営住宅事業の償還期限は、東日本大震災対策、熊本地震対策、平成30年7月豪雨対策、令和元年台風第19号対策及び令和2年7月豪雨対策に係るもの（東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号及び令和2年7月豪雨に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律関連）については、「30年以内」とする。

備考2 過疎対策事業の簡易水道施設、下水道処理施設及び港湾施設のうち、公営企業債の対象とならない普通会計で実施する事業の償還期限は、30年以内とする。

備考3 「出資金・貸付金、負担金」については、東日本大震災に係る災害援護資金貸付金分に限る。（償還期限15年以内、据置期間8年以内）

備考4 「出資金・貸付金、負担金」のうち貸付金の償還期限及び据置期間の設定に当たっては、当該貸付金の償還期限及び据置期間を上回らないこととする。

備考5 資本費平準化債の貸付条件については、各貸付対象事業ごとの貸付条件に準ずる。

備考6 一般会計出資債の償還期限は、30年以内とする。

備考7 利率見直し方式は借入後5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後又は30年後に利率の見直しを行うものとする。（ただし、臨時財政対策債については借入後5年ごと又は10年ごとの見直しとする）

備考8 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付けの対象とする。
この事業の償還期限及び据置期間は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる施設（事業（合併特例事業を除く））の償還期限及び据置期間とする。
本表により分類した場合のいずれにも属さないときは、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第10条第1項第6号の規定による貸付けの償還期限及び据置期間とする。

○令和5年度地方債計画

1.令和5年度地方債計画（通常収支分）

（単位：億円、%）

項　目	令和5年度計画額 (A)	令和4年度計画額 (B)	差引 (A)-(B)(C)	増減率 (C)/(B)×100
一　一般会計債				
1 公共事業等	15,889	15,905	△16	△0.1
2 公営住宅建設事業	1,089	1,090	△1	△0.1
3 災害復旧事業	1,126	1,127	△1	△0.1
4 教育・福祉施設等整備事業	4,108	3,707	401	10.8
(1) 学校教育施設等	1,682	1,454	228	15.7
(2) 社会福祉施設	367	367	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	981	807	174	21.6
(4) 一般補助施設等	541	542	△1	△0.2
(5) 施設（一般財源化分）	537	537	0	0.0
5 一般単独事業	27,387	28,013	△626	△2.2
(1) 一般	2,485	2,411	74	3.1
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	4,800	5,500	△700	△12.7
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	5,220	△900	△17.2
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱炭素化推進	900	－	900	皆増
6 辺地及び過疎対策事業	5,940	5,730	210	3.7
(1) 辺地対策	540	530	10	1.9
(2) 過疎対策	5,400	5,200	200	3.8
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調整	100	100	0	0.0
計	56,684	56,717	△33	△0.1
二　公営企業債				
1 水道事業	6,035	5,566	469	8.4
2 工業用水道事業	297	300	△3	△1.0
3 交通事業	1,719	1,963	△244	△12.4
4 電気事業・ガス事業	333	288	45	15.6
5 港湾整備事業	619	689	△70	△10.2
6 病院事業・介護サービス事業	4,598	4,193	405	9.7
7 市場事業・と畜場事業	287	379	△92	△24.3
8 地域開発事業	919	840	79	9.4
9 下水道事業	12,649	12,181	468	3.8
10 観光その他事業	95	78	17	21.8
計	27,551	26,477	1,074	4.1
合計	84,235	83,194	1,041	1.3

（単位：億円、%）

項　目		令和5年度計画額 (A)	令和4年度計画額 (B)	差引 (A)-(B)(C)	増減率 (C)/(B)×100
三　臨時財政対策債		9,946	17,805	△7,859	△44.1
四　退職手当債		800	800	0	0.0
五　国の予算等貸付金債		(265)	(334)	(△69)	(△20.7)
総計		(265) 94,981	(334) 101,799	(△69) △6,818	(△20.7) △6.7
内 訳	普通会計分	68,163	76,077	△7,914	△10.4
	公営企業会計等分	26,818	25,722	1,096	4.3
資金区分					
公的資金		40,644	43,713	△3,069	△7.0
財政融資資金		24,228	26,252	△2,024	△7.7
地方公共団体金融機構資金		16,416	17,461	△1,045	△6.0
（国の予算等貸付金）		(265)	(334)	(△69)	(△20.7)
民間等資金		54,337	58,086	△3,749	△6.5
市場公募		34,100	36,600	△2,500	△6.8
銀行等引受		20,237	21,486	△1,249	△5.8

その他同意等の見込まれる項目

1　防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債

2　地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補塡債

3　公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する特別減収対策企業債

4　財政再生団体が発行する再生振替特例債

5　資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債

（備　考）
国の予算等貸付金債の（　）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

2.令和5年度地方債計画（東日本大震災分）

復旧・復興事業

（単位：億円、%）

項目		令和5年度 計画額（A）	令和4年度 計画額（B）	差引 (A)-(B)(C)	増減率 (C)/(B)×100
一般会計債					
公営住宅建設事業		8	8	0	0.0
災害復旧事業		1	1	0	0.0
一般単独事業		1	1	0	0.0
公営企業債					
水道事業		3	5	△2	△40.0
国の予算等貸付金債		(1)	(1)	(0)	(0.0)
総計		(1) 13	(1) 15	(0) △2	(0.0) △13.3
内訳	普通会計分	9	9	0	0.0
	公営企業会計等分	4	6	△2	△33.3
資金区分	公的資金				
	財政融資資金	10	12	△2	△16.7
	地方公共団体金融機構資金	3	3	0	0.0
	（国の予算等貸付金）	(1)	(1)	(0)	(0.0)

その他同意等の見込まれる項目

1　東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債

2　上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債

3　上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

（備　考）
国の予算等貸付金債の（　）書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

3.令和5年度地方債計画（通常収支分と東日本大震災分の合計）

（単位：億円、%）

項　目	令和5年度計画額 (A)	令和4年度計画額 (B)	差引 (A)-(B)(C)	増減率 (C)/(B)×100
一　一般会計債				
1 公共事業等	15,889	15,905	△16	△0.1
2 公営住宅建設事業	1,097	1,098	△1	△0.1
3 災害復旧事業	1,127	1,128	△1	△0.1
4 教育・福祉施設等整備事業	4,108	3,707	401	10.8
(1) 学校教育施設等	1,682	1,454	228	15.7
(2) 社会福祉施設	367	367	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	981	807	174	21.6
(4) 一般補助施設等	541	542	△1	△0.2
(5) 施設（一般財源化分）	537	537	0	0.0
5 一般単独事業	27,388	28,014	△626	△2.2
(1) 一般	2,486	2,412	74	3.1
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	4,800	5,500	△700	△12.7
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	5,220	△900	△17.2
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱炭素化推進	900	–	900	皆増
6 辺地及び過疎対策事業	5,940	5,730	210	3.7
(1) 辺地対策	540	530	10	1.9
(2) 過疎対策	5,400	5,200	200	3.8
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調整	100	100	0	0.0
計	56,694	56,727	△33	△0.1
二　公営企業債				
1 水道事業	6,038	5,571	467	8.4
2 工業用水道事業	297	300	△3	△1.0
3 交通事業	1,719	1,963	△244	△12.4
4 電気事業・ガス事業	333	288	45	15.6
5 港湾整備事業	619	689	△70	△10.2
6 病院事業・介護サービス事業	4,598	4,193	405	9.7
7 市場事業・と畜場事業	287	379	△92	△24.3
8 地域開発事業	919	840	79	9.4
9 下水道事業	12,649	12,181	468	3.8
10 観光その他事業	95	78	17	21.8
計	27,554	26,482	1,072	4.0
合計	84,248	83,209	1,039	1.2

（単位：億円、%）

項　目		令和5年度計画額（A）	令和4年度計画額（B）	差引（A)-(B)(C）	増減率（C)/(B)×100
三　臨時財政対策債		9,946	17,805	△7,859	△ 44.1
四　退職手当債		800	800	0	0.0
五　国の予算等貸付金債		（266）	（335）	（△69）	（△20.6）
総計		（266） 94,994	（335） 101,814	（△69） △6,820	（△20.6） △6.7
内訳	普通会計分	68,172	76,086	△7,914	△10.4
	公営企業会計等分	26,822	25,728	1,094	4.3
資金区分					
公的資金		40,657	43,728	△3,071	△7.0
財政融資資金		24,238	26,264	△2,026	△7.7
地方公共団体金融機構資金		16,419	17,464	△1,045	△6.0
（国の予算等貸付金）		（266）	（335）	（△69）	（△20.6）
民間等資金		54,337	58,086	△3,749	△6.5
市場公募		34,100	36,600	△2,500	△6.8
銀行等引受		20,237	21,486	△1,249	△5.8

その他同意等の見込まれる項目

1　防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
2　地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補塡債
3　公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する特別減収対策企業債
4　財政再生団体が発行する再生振替特例債
5　資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
6　東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
7　東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
8　公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

（備　考）
国の予算等貸付金債の（　）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

○令和4年度債券発行実績

1.地方金融機構債（公募国内債）

回号	年限	発行額（億円）	表面利率（%）	発行価額（円）	発行日	償還日
第155回	10年	300	0.304	100	R4.4.21	R14.4.28
第156回	10年	300	0.299	100	R4.5.24	R14.5.28
第157回	10年	300	0.314	100	R4.6.20	R14.6.28
第158回	10年	250	0.364	100	R4.7.22	R14.7.28
第159回	10年	250	0.295	100	R4.8.19	R14.8.27
第160回	10年	250	0.384	100	R4.9.20	R14.9.28
第161回	10年	260	0.449	100	R4.10.21	R14.10.28
第162回	10年	260	0.449	100	R4.11.17	R14.11.26
第163回	10年	240	0.554	100	R4.12.20	R14.12.28
第164回	10年	250	0.804	100	R5.1.23	R15.1.28
第165回	10年	200	0.740	100	R5.2.20	R15.2.28
第166回	10年	240	0.750	100	R5.3.20	R15.3.28
第97回	20年	150	0.772	100	R4.4.21	R24.4.28
第98回	20年	200	0.796	100	R4.6.20	R24.6.27
第99回	20年	200	0.944	100	R4.7.22	R24.7.28
第100回	20年	150	0.947	100	R4.9.20	R24.9.26
第101回	20年	180	1.114	100	R4.10.21	R24.10.28
第102回	20年	180	1.172	100	R4.12.20	R24.12.26
第103回	20年	240	1.433	100	R5.1.23	R25.1.28
第31回	5年	130	0.115	100	R4.7.22	R9.7.28
第32回	5年	190	0.249	100	R4.12.20	R9.12.28
第15回	30年	100	1.055	100	R4.4.21	R34.4.26
第16回	30年	100	1.467	100	R4.10.21	R34.10.28
F670回	5年	200	0.085	100	R4.4.26	R9.5.26
F671回	9年	200	0.293	100	R4.4.26	R13.3.20
F672回	11年	30	0.328	100	R4.4.26	R15.2.25
F673回	13年	30	0.430	100	R4.4.26	R17.3.26
F674回	7年	100	0.218	100	R4.4.27	R11.4.26
F675回	9年	30	0.292	100	R4.4.27	R13.10.27
F676回	11年	30	0.328	100	R4.4.27	R14.11.25
F677回	11年	30	0.328	100	R4.4.27	R14.11.26
F678回	21年	30	0.808	100	R4.4.27	R25.4.27
F679回	11年	30	0.340	100	R4.4.28	R14.11.26
F680回	13年	30	0.449	100	R4.4.28	R17.3.28
F681回	19年	30	0.752	100	R4.4.28	R23.4.26
F682回	9年	60	0.273	100	R4.5.31	R13.5.29
F683回	19年	30	0.721	100	R4.5.31	R23.5.30
F684回	5年	50	0.116	100	R4.6.24	R9.8.24
F685回	14年	60	0.672	100	R4.6.24	R18.12.24
F686回	15年	30	0.711	100	R4.6.24	R19.12.24
F687回	12年	30	0.525	100	R4.7.27	R17.1.26
F688回	15年	40	0.669	100	R4.7.27	R19.7.24

回号	年限	発行額（億円）	表面利率（%）	発行価額（円）	発行日	償還日
F689回	15年	40	0.669	100	R4.7.27	R19.7.27
F690回	8年	60	0.313	100	R4.7.28	R12.7.26
F691回	15年	30	0.679	100	R4.7.28	R19.7.28
F692回	19年	30	0.911	100	R4.7.28	R24.1.28
F693回	7年	60	0.279	100	R4.9.27	R11.9.27
F694回	5年	50	0.180	100	R4.9.29	R9.11.29
F695回	7年	200	0.305	100	R4.9.29	R11.9.27
F696回	6年	30	0.249	100	R4.10.26	R10.10.25
F697回	7年	200	0.353	100	R4.10.26	R11.9.26
F698回	11年	30	0.592	100	R4.10.26	R15.5.26
F699回	6年	30	0.264	100	R4.10.27	R10.10.26
F700回	9年	100	0.449	100	R4.10.27	R13.10.27
F701回	12年	30	0.762	100	R4.10.27	R17.3.27
F702回	15年	30	0.905	100	R4.10.27	R19.10.27
F703回	6年	30	0.298	100	R4.10.28	R10.10.27
F704回	8年	30	0.442	100	R4.10.28	R12.6.20
F705回	11年	30	0.714	100	R4.10.28	R16.3.23
F706回	11年	30	0.714	100	R4.10.28	R16.3.24
F707回	11年	30	0.714	100	R4.10.28	R16.3.27
F708回	3年	50	0.048	100	R4.11.24	R7.6.24
F709回	8年	40	0.365	100	R4.11.24	R12.11.22
F710回	15年	30	0.891	100	R4.11.24	R19.11.24
F711回	8年	30	0.362	100	R4.11.25	R13.3.25
F712回	11年	30	0.553	100	R4.11.25	R15.6.24
F713回	7年	40	0.286	100	R4.11.28	R11.11.28
F714回	9年	40	0.393	100	R4.11.28	R13.11.27
F715回	11年	30	0.627	100	R4.11.28	R16.3.27
F716回	5年	50	0.253	100	R4.12.22	R10.2.22
F717回	9年	100	0.533	100	R4.12.22	R13.12.22
F718回	15年	35	0.919	100	R4.12.22	R19.12.22
F719回	7年	200	0.568	100	R5.2.24	R11.12.24
F720回	15年	55	1.137	100	R5.2.24	R20.2.24
F721回	19年	30	1.347	100	R5.2.24	R24.6.24
F722回	20年	30	1.371	100	R5.2.24	R25.2.24
F723回	30年	30	1.579	100	R5.2.24	R35.3.24
F724回	3年	200	0.100	100	R5.2.27	R8.2.25
F725回	3年	240	0.100	100	R5.2.27	R8.2.26
F726回	6年	30	0.465	100	R5.2.27	R11.2.27
F727回	7年	50	0.562	100	R5.2.27	R12.2.27
F728回	9年	30	0.744	100	R5.2.27	R14.2.26
F729回	19年	30	1.353	100	R5.2.27	R24.2.27
F730回	20年	45	1.095	100	R5.3.23	R25.3.23
F731回	5年	50	0.281	100	R5.3.31	R10.5.30
F732回	20年	35	1.196	100	R5.3.24	R25.3.24
F733回	20年	60	1.161	100	R5.3.27	R25.3.27

償還方法：満期一括償還

2.地方金融機構債券（MTNプログラムによる債券）

回号	年限	発行額		表面利率（%）	発行価額（%）	発行日	償還日
		発行通貨	円換算後（億円）※				
第93回	5年	ユーロ	36	2.229	100	R4.7.5	R9.7.5
第94回	3年	豪ドル	53	3.600	99.99	R4.7.25	R7.7.24
第95回	6年	ユーロ	35	1.957	100	R4.7.26	R10.7.26
第96回	5年	ユーロ	1,734	2.375	99.544	R4.9.8	R9.9.8
第97回	5年	米ドル	24	3.720	99.99	R4.9.28	R9.9.28
第98回	5年	豪ドル	53	4.180	99.99	R4.9.28	R9.9.28
第99回	5年	米ドル	37	SOFR+73bp	100	R4.10.26	R9.10.26
第100回	5年	豪ドル	19	3.750	99.99	R5.2.2	R10.1.20
第101回	5年	ユーロ	711	3.375	99.810	R5.2.22	R10.2.22

※円換算後の発行額は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額である。
償還方法：満期一括償還

3.地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

（1）地共連引受債

回号	年限	発行額（億円）	表面利率（%）	発行価額（円）	発行日	償還日
A号第147回	10年	200	0.334	100	R4.4.22	R14.4.22
A号第148回	10年	150	0.329	100	R4.5.25	R14.5.25
A号第149回	10年	150	0.344	100	R4.6.21	R14.6.21
A号第150回	10年	100	0.394	100	R4.7.25	R14.7.23
A号第151回	10年	150	0.325	100	R4.8.22	R14.8.20
A号第152回	10年	100	0.414	100	R4.9.22	R14.9.17
A号第153回	10年	100	0.479	100	R4.10.24	R14.10.22
A号第154回	10年	100	0.479	100	R4.11.18	R14.11.18
A号第155回	10年	100	0.584	100	R4.12.20	R14.12.20
A号第156回	10年	100	0.834	100	R5.1.24	R15.1.24
A号第157回	10年	150	0.770	100	R5.2.21	R15.2.21
A号第158回	10年	100	0.780	100	R5.3.27	R15.3.25
D号第73回	20年	200	0.792	100	R4.4.22	R24.4.22
D号第74回	20年	150	0.797	100	R4.5.25	R24.5.23
D号第75回	20年	150	0.816	100	R4.6.21	R24.6.20
D号第76回	20年	100	0.964	100	R4.7.25	R24.7.25
D号第77回	20年	150	0.841	100	R4.8.22	R24.8.22
D号第78回	20年	100	0.967	100	R4.9.22	R24.9.22
D号第79回	20年	100	1.134	100	R4.10.24	R24.10.24
D号第80回	20年	100	1.269	100	R4.11.18	R24.11.18
D号第81回	20年	100	1.192	100	R4.12.20	R24.12.19
D号第82回	20年	100	1.453	100	R5.1.24	R25.1.23
D号第83回	20年	150	1.424	100	R5.2.21	R25.2.20
D号第84回	20年	100	1.378	100	R5.3.27	R25.3.27

※地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。
償還方法：満期一括償還

（2）地共済引受債

回号	年限	発行額（億円）	表面利率（%）	発行価額（円）	発行日	償還日
B号第78回	10年	55	0.334	100	R4.4.22	R14.4.22
B号第79回	10年	50	0.329	100	R4.5.25	R14.5.25
B号第80回	10年	75	0.344	100	R4.6.21	R14.6.21
B号第81回	10年	150	0.394	100	R4.7.25	R14.7.23
B号第82回	10年	105	0.325	100	R4.8.22	R14.8.20
B号第83回	10年	70	0.414	100	R4.9.22	R14.9.17
B号第84回	10年	55	0.479	100	R4.10.24	R14.10.22
B号第85回	10年	75	0.479	100	R4.11.18	R14.11.18
B号第86回	10年	70	0.584	100	R4.12.20	R14.12.20
B号第87回	10年	145	0.834	100	R5.1.24	R15.1.24
B号第88回	10年	80	0.770	100	R5.2.21	R15.2.21
B号第89回	10年	70	0.780	100	R5.3.27	R15.3.25
C号第78回	20年	85	0.792	100	R4.4.22	R24.4.22
C号第79回	20年	70	0.797	100	R4.5.25	R24.5.23
C号第80回	20年	100	0.816	100	R4.6.21	R24.6.20
C号第81回	20年	175	0.964	100	R4.7.25	R24.7.25
C号第82回	20年	120	0.841	100	R4.8.22	R24.8.22
C号第83回	20年	95	0.967	100	R4.9.22	R24.9.22
C号第84回	20年	75	1.134	100	R4.10.24	R24.10.24
C号第85回	20年	95	1.269	100	R4.11.18	R24.11.18
C号第86回	20年	95	1.192	100	R4.12.20	R24.12.19
C号第87回	20年	185	1.453	100	R5.1.24	R25.1.23
C号第88回	20年	110	1.424	100	R5.2.21	R25.2.20
C号第89回	20年	95	1.378	100	R5.3.27	R25.3.27

※地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。
償還方法：満期一括償還

○沿革

地方公共団体金融機構の沿革

平成20年度	地方公営企業等金融機構法に基づき地方公営企業等金融機構を設立（8月1日） 公営企業金融公庫の資産・債務を承継し業務開始（10月1日）
平成21年度	地方公営企業等金融機構法の一部改正により地方公共団体金融機構へ改組（6月1日）
平成23年度	特別利率貸付制度及び臨時特別利率制度を一本化し、機構特別利率貸付制度を創設
平成27年度	半年賦元利均等償還と半年賦元金均等償還の選択制の導入
平成29年度	地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会報告書を取りまとめる 新たな経営理念・新たなキャッチフレーズ「金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く」を策定

（参考）公営企業金融公庫の沿革

昭和32年度	公営企業金融公庫法に基づき設立（6月1日）
昭和35年度	農林漁業金融公庫から委託を受け受託貸付を開始
昭和41年度	特別利率貸付制度を創設
昭和42年度	国庫補給金の受入れ開始
昭和45年度	公営競技納付金制度を創設、公営企業健全化基金を設置
昭和47年度	地方道路公社と土地開発公社への貸付開始
昭和53年度	一般会計の臨時三事業（地方道、河川等、高等学校整備）を貸付対象に追加
昭和58年度	外貨による公営企業債券の発行開始
平成元年度	債券借換損失引当金制度を創設
平成2年度	臨時特別利率制度を創設
平成10年度	「特殊法人等の整理合理化について」（平成9年9月24日閣議決定）に基づき、非常勤理事（1人）を追加、公営企業金融公庫運営協議会を設置、国庫補給金の段階的廃止への対応（3年間で廃止）
平成13年度	国庫補給金を廃止、利差補てん引当金制度を創設 固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入 繰上償還に係る補償金制度を創設、財投機関債の発行開始 特殊法人等改革基本法成立、特殊法人等整理合理化計画策定
平成14年度	「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」を閣議決定
平成17年度	「行政改革の重要方針」（平成20年度に公庫廃止、資本市場等を活用した仕組みの在り方、廃止に向けた移行措置の在り方等）を閣議決定
平成18年度	行政改革推進法成立 政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部「政策金融に係る制度設計」を決定 地方六団体「公庫廃止後の新たな仕組みについての制度設計骨子案」提出
平成19年度	地方公営企業等金融機構法成立、地方公共団体財政健全化法成立
平成20年度	地方公営企業等金融機構法に基づき解散（10月1日）

組織図

機構の組織は、代表者会議の下、理事長、副理事長、理事及び監事の役員並びに5部12課室、審査室及び検査役で構成されています。各課室の担当業務は以下のとおりです。

令和5年4月1日現在

- 代表者会議
  - 理事長 副理事長 理事
    - 経営企画部
      - 秘書役室 …秘書、人事、職員の育成 ☎03-3539-2629
      - 企画課 …経営企画、予算等総括、代表者会議・経営審議委員会関連業務、ALMの企画、広報、関係団体との連絡調整 ☎03-3539-2674
      - リスク管理統括課 …統合的リスク管理、ALMの運営 ☎03-3539-2675
    - 管理部
      - 庶務課 …給与・福利厚生等庶務全般、法令審査 ☎03-3539-2664
      - 経理課 …予算、決算、公営競技納付金関連業務、経理、出納、外部監査 ☎03-3539-2683
      - システム管理室 …システム管理 ☎03-3539-2669
    - 資金部
      - 資金課 …資金調達業務、IR、格付け ☎03-3539-2696
      - 資金管理課 …資金運用管理 ☎03-3539-2695
    - 融資部
      - 融資課 …資金貸付の総括・企画、貸付利率の算定、貸付業務（融資管理課の所掌に属するものを除く。） ☎03-3539-2823
      - 融資管理課 …貸付業務（公営企業（公営住宅事業を除く。）以外の地方債（辺地対策事業及び過疎対策事業を除く。））、貸付債権管理業務、貸付元利金回収業務、受託貸付業務、地方財務状況調査 ☎03-3539-2843
    - 地方支援部
      - 調査企画課 …地方支援の企画立案・調査研究、地方財政及び金融事情の調査、地方支援の実務（当面する地方財政の課題に係るものに限る。） ☎03-3539-2676
      - ファイナンス支援課 …地方支援の実務、地方支援の調査研究（金融に係るものに限る。） ☎03-3539-2677
    - 審査室 …融資審査、与信管理 ☎03-3539-2853
    - 検査役 …内部監査、財務報告に係る内部統制 ☎03-3539-2663
  - 監事
  - 経営審議委員会

○役員

理 事 長　佐藤 文俊
副理事長　加藤 純一
理　　事　小山 哲司　岡本 登
監　　事　瀬脇 一　　大森 正明（非常勤）

左から瀬脇監事、小山理事、佐藤理事長、加藤副理事長、岡本理事、大森監事

○組織概要

法人名	地方公共団体金融機構（略称：地方金融機構）
英文名称	Japan Finance Organization for Municipalities(JFM)
設立	平成20年8月1日（平成21年6月1日改組）
根拠法	地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）
所在地	東京都千代田区日比谷公園1-3　市政会館
理事長	佐藤文俊
出資金	166億円（全都道府県、市区町村等による出資）
職員数	90人（令和5年4月現在）
令和4年度末貸付残高	23兆3,002億円
令和4年度末債券発行等残高	20兆1,567億円
格付	S&P:A+ Moody's:A1 R&I:AA+　（令和5年3月31日現在）

※ユニバーサルデザインの考え方に基づいて編集されています。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

シンボルマーク

当機構が業務を遂行する上で求められる「安定感」、「安心感」、「信頼感」を象徴する3つのブロックが集まって1つの円を形作ることで、機構の設立・運営における全地方公共団体の結束を表しています。

・長期・低利の資金を安定的に供給するという「安定感」
・地方財政の健全化と住民福祉の向上に寄与するという「安心感」
・地方公共団体の信頼や資本市場における信認を得るという「信頼感」

公益財団法人 後藤・安田記念東京都市研究所 提供

交通案内
都営地下鉄三田線「内幸町」下車（A7）徒歩2分
東京メトロ丸ノ内線「霞ケ関」下車（B2）徒歩4分
東京メトロ千代田線「霞ケ関」下車（C3）徒歩3分
東京メトロ千代田線「日比谷」下車（A14）徒歩3分
JR線「新橋」駅下車徒歩8分又は「有楽町」下車徒歩12分

金融で地方財政を支え　地域の未来を拓く

地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

〒100-0012
東京都千代田区日比谷公園1番3号 市政会館
地方公共団体金融機構ホームページ
https://www.jfm.go.jp/